

『崇明県志』に見える「承佃」「過投」「頂首」について

——田面田底慣行形成過程の一研究——

はじめに

第一節 沙地開墾制度としての買佃承佃制

1 制度の内容

2 制度の始期

3 制度の終期

第二節 過投と買佃承佃制

1 過投と投生銀

2 過投授受の共通する背景

第三節 康熙乾隆志における承佃と過投

1 過投授受の法的性格

2 承佃を持つ佃戸の処遇

第四節 清初以前の崇明租佃慣行・試論

『崇明県志』に見える「承佃」「過投」「頂首」について

寺田浩明

1 釈怨結婚説話の最小限内容

2 買価承佃制の形成

第五節 光緒民国志における頂首と過投

1 頂首と過投

2 頂首の原型

3 頂首の機能転換

おわりに

はじめに

およそ明末清初から中華民国初年にかけて、例えば田主収租者が田底、佃戸耕作者が田面なる権利を持ち、両者は各々独立に処分されうるといふ一種の分割所有権慣行の存在を告げる記事が、中国各地の史料上に現れる。筆者は、前稿において、そうした諸事例をひとまず一体のものと見て、田面田底、一田両主等と呼ばれる諸慣行が、伝統中国土地法の論理全体の中に占める概念的位位置につき、当時一般の一田一主の土地所有、田主が様々に設定する物権的な租佃関係、佃戸が典型的には奪佃時、田主に抗して持ち出す様々な正当性主張、三者との異同、移行関係を中心に、類型的な考察を試みた。¹⁾しかしそこでの考察がかえって示した通り、具体的な田面田底慣行は、歴史的に見るならば、なによりも個々の地域地域において、田主佃戸がその置かれた社会経済的状况に対処する中で個別的に形成され、また存立するものであり、中国全土における田面田底慣行の形成ということも、結局そうした諸事例の束という以上

の制度的背景を持つものではない。それならばでは、そうした個々の地域における田面田底慣行の形成、そして存続ということは、具体的にはどのような構造の下で進行したのだろうか。そこで本稿では、さしあたり揚子江河口に広がる長大な中洲、江蘇省崇明県という一地域をとり、清初から民国初、そうした特定の歴史的空間において、實際どのような社会経済的契機が租佃関係の中に働き、そしてそれらは順次どのような形で法的締結を迎えていったのか、一つの事例分析を試みてみようと思う。史料としては、康熙二〇（一六八一）年修、乾隆二五（一七六〇）年修、光緒六・七（一八八〇・八一）年修、民国一三（一九二四）年修の四種の『崇明県志』『田制』の諸記事、及び民国初年の慣行調査資料、中華民国司法行政部編『民商事習慣調査報告録』（一九三〇年、以下『民商事』と略称）二編八章五節「崇明県習慣」「田制」の項が主に用いられる。⁽²⁾

崇明県の租佃慣行、わけでも全島周囲に続々と新墾する沙地の開墾をめぐり、開墾者佃戸が「承佃」なる権利を与えられ、それが業主田主の持つ「買佃」と並び「一産遂に両佃の名有る」状況にあると記される「買佃承佃」なる特異な慣行については、仁井田陞氏による先駆的な研究以来、これまでも清代一田両主慣行の代表例の一つとして、少なからぬ検討が加えられてきた。⁽³⁾ そしてとりわけ、近十年来、藤井宏、草野靖両氏の間で田面田底慣行の全体像提示をめぐり続けられてきた論争においては、右記「買佃承佃」の分析は、それに先行する状況を示すものと位置づけられた元末期の史料、陶宗儀撰『南村輟耕録』卷一三「釈怨結姻」説話の解釈と併せて、崇明県界、更には広く中国全土の田面田底慣行の成立期（或いは衰退期）は何時か、という問題をめぐる一つの重大な論点として取扱われてきた。⁽⁴⁾ 即ち藤井氏は、かつて仁井田氏が乾隆志「買佃承佃説」末尾に見える「至元建治来、永為定例」なる一文を手掛りに同慣行が元代に淵源する可能性に軽く言及し、またついで田中正俊氏等が右記「釈怨結姻」説話等を根拠に元代に

既に「佃戸の耕作権」が確立していたと主張⁽⁵⁾し、それらの説が次第に通説化しつつあることを批判して、一方で同説話の逐字的な分析を進める傍ら、他方で従前余り顧みられなかった康熙『崇明県志』の分析に着手され、大筋次の如き結論を下された。まず一田両主制は、「全体としてみると徐々にはあるが、明末から清初にかけて生長拡大し、清朝中期以降、特に清末より民国時代にかけて盛行し、成熟し」中華民国民法の「永佃権」規定で国家的確認を得るという歴史的展開をとる⁽⁶⁾。そして、崇明県においてこうした後の一田両主制に比定しうる慣行が見られるのは、同県志を見る限り「意外に遅く」、一八世紀半ば過ぎ、即ち乾隆初期の承佃主の処遇においてであり、それ以前、いわゆる元代にそうしたものがあつたとは考えられない⁽⁷⁾。

それに対し、仁井田氏の言及をうけて一田両主慣行の前史を探るべく予てより宋代水利田開発慣行の分析に着手し、宋代水利田慣行も、『崇明県志』の「買佃承佃」慣行も、田主佃戸間における開墾工本負担をめぐる関係として一括しうる性格を持っているという確信を強めていた草野氏は、右の藤井氏所説の出現を機にその構想を全面的に展開され、次の様な独自の歴史像を提示された。即ち「田面慣行は宋代に成立し元代から明代にかけて栄えたのち、明末清初を画期として以後は変質衰退に向い、民国時代に入って近代民法典が編纂されるころから最終的な消滅の途をたどっている⁽⁹⁾」。そして崇明県においても、「釈怨結姻」説話等の示す通り既に元代以来存続してきた「田面」慣行は、県志の記述を再構成してみれば分る通り、早くも明末から変質を始め、康熙乾隆に至る過程で、次第にそれとは原理的に異なる「押金」(押租、承佃時佃戸が納入する敷金・納租保証金)をめぐる関係に取って替られ、衰滅していったことは明らかである⁽¹⁰⁾。

中国全体については勿論、狭く崇明一県について見ても、同じ史料を用い、一応は同じ主題を論じつつ一方は乾隆

初年の成立を説き、他方は明末より乾隆期に至る変質衰退を説くという大きな差異がそこには存在する。勿論その対立は、一面では、両氏が何を以って田面田底慣行と呼ぶか、という概念上の差異に起因する。藤井氏は、主に民国期の諸史料から帰納した、佃戸がその持つ耕作権を田主の掣肘を受けずに自由に処分しうる状態こそが一田両主と呼ぶに相応しい、という定義に従い、崇明史料上におけるそうした状態（具体的には、開墾者佃戸が「承佃」を自由に処分しうるという記事）の出現時期を問題とする。⁽¹¹⁾ それに対し草野氏は、田面慣行とは、原初的には開墾肥培工本を投下した佃戸がその田主との間で持つ権利関係を言い、その権利内容は投下工本の償還請求権と、その償還までの間、当該佃戸の増収分を收受する権利を中核とする、という独自の定義（それゆえ例えば佃戸が承佃時田主に押租即ち敷金等を支払うことにより作られる権利関係は、いかに展開しようと、それ自体では本来的に田面慣行とは呼ばれ得ない）⁽¹²⁾ を採られ、それゆえ視点も崇明における佃戸開墾（「買佃承佃」制もその一種）の始期終期の画定、及びそれと押租制的諸慣行との区別に向けられる。⁽¹³⁾ その意味では結論が異なること自体は何ら異とするに足りない。しかし他面、行論の詳細を見てゆけば、対立がけしてそうした次元にのみ還元し尽しえぬこともまた明らかである。例えば、両氏ともが文脈こそ異なれ同じく行論の中核におく「買佃承佃」なる開墾制度が、では実際如何なる実体を持ち、そしてその制度は崇明で何時頃から何時頃まで開墾に用いられていたのか。また史料上、時にそれとからみ合う形で現れる「過投」なる金銭は何であり、またそれは当の「買佃承佃」制と如何なる関係に立つのか。即ちそれは田面と呼べるか否か、という問題以前に、そもそもそれは実際何であったのか、という事実認識のレベルで、順次見る通り両説は既に相当の開きを持つ。しかし現実の議論は、こうした異なった事実認識に、異なった概念構成を掛け合わせる形で行なわれ、しかもまた立論上、両者はあたかも不可分のものの如く扱われた為、論争はその激しさにもかかわらず十分

に噛み合わず、明白な対立点を見せつつも議論自体は不思議な膠着状態を見せている。

さて、何を以って田面田底慣行と呼ぶのが適当か、或いは有効か、という議論は、研究が流動的な、また各地各様の事態を対象とし、その間の連関を考察整理するという作業を含まざるを得ない以上、勿論必要不可欠である。筆者も前稿でその点的を絞る簡単な私見の提示を試みた⁽¹⁴⁾。しかし他面次のことも自明である。大切なのは、田面と否とを分つこと自体にあるのではなく、そこに在った事態は何かを理解することにある。そして如何に優れた定義として、事実認識の作業の代行までではない。そこで本稿では、そうした定義問題はとりあえず脇に置き、またそれゆえ田面と否とを予め分つこともせず、当該時期崇明租佃関係をめぐり生起していた諸事実、具体的には右記「買佃承佃」、それと並び現れる「過投」、そして光緒志以後に現れる「頂首」なる特徴ある三概念をめぐり展開していた事態の全体を一時に対象とし、可能な限りの実態理解と再構成を試みることにしたい。当然そうした無限定立論は、議論を長大なものとし、またそれぞれに避け得ぬ先行学説の検討、事態認定をめぐる煩瑣な論証は、読者の負担をいや増大させる。しかし他面、学説史の纏れた現状を見れば、当面、事実への徹底した還元以外に立論の方法があるとも思えず、またそれは今まさに我々が問題とする、個別地域における田面田底慣行の形成存続の具体相の解明という課題からみても、一度は幾らか徹底した仕方でおくべき作業という意味をも持とう。田面田底慣行は、崇明県界に何時頃出現したか、という右述の論争的問題については、そもそもそこに言う「成立期」というものがここ崇明では如何なる意味で語り得、また語るべきなのか、という問題と併せて行論の最後に改めて立ち戻って考えてみることにしたい。具体的な叙述は次の順序で進められる。

まず現時点において諸説の対立は、歴史的展開を問う以前に、そもそも史料に言う「買佃承佃」「過投」なる用語

それ自体が具体的には何を指すのか、という次元で既に存在する。そこでまず最初に第一節で、佃戸開墾に対応して佃戸に承佃なるものを分与するという県志記載の開墾制度の具体的内容、及び史料上確認しうるその始期終期について、ついで第二節で、それと並び、史料上或いは佃戸間、或いは主佃間で授受されるものとして現れる「過投」の基本的な属性、その「買佃承佃」制との関係について、先行諸説の批判的検討を兼ねつつ史料の静態的な考察を試みることにする。その様にして崇明県志の文脈で両者を意味づけた後で、改めて次の三つの歴史的考察を行なう。即ち第三節では、主に康熙乾隆の両志に依りつつ、清代前期の崇明で、右の如き「承佃」を分与され、また「過投」を支払った佃戸が、日々の租佃関係の中で受けた法的処遇とその歴史的推移が論ぜられる。第五節では、主に光緒民国の兩志及び前記『民商事』を素材とし、前記「過投」、及び新たに現れる「頂首」、両者の対比を軸に、清代後半から民国期にかけての崇明租佃慣行の展開が考察される。清初以前の崇明租佃慣行の実態は、適切な直接史料を欠くため明確な断を下すことは難しい。しかし先行する藤井草野兩氏の立論は、元明時代の状況理解と深く関連する。何らかの論及が必要であろう。前記「釈怨結婚」説話から最小限引き出せる内容は何か、またそれを端緒に置くとき清初崇明租佃慣行の前史はどのような形で構想されるべきか、二点につき我々なりの仮説を第四節・試論という形で第三節の後に付することにしたい。

1 寺田浩明「田面田底慣行の法的性格——概念的な分析を中心として——」『東洋文化研究所紀要』第九三冊、一九八三年一月。以下、前稿と略称する。

2 なお光緒志卷之一八「志原」に依れば、崇明県の県志としては、この他に明代に正統、嘉靖、万曆の三志が、また清代についても雍正五年修のそれがあるといい、また県志纂といった名称を持つものとしては更にその他に、正徳、順治、康熙、雍正

『崇明県志』に見える「承佃」「過投」「頂首」について

各期のものが掲げられている。残念ながら大半は今回参看しえなかった(利用し得た明代二志については第一節二項参照)。また『民商事』の引用は、一九六九、台北、古亭書屋覆刻版に依ったが、丁付等原本と変りはない。

3 仁井田陞「明清時代の一田両主慣習とその成立」(同『中国法制史研究・土地法取引法』一九六〇、所収)。旧題、原載は、「支那近世の一田両主慣習の成立(一)(二・完)」(『法学協会雑誌』六四卷三号四号、一九四六)。後註5にふれる小さな〔補〕及び〔補註〕を加えて前者が成る。以下引用は、前者前掲書による。

4 最初に同慣行に関する両氏の論文を列挙しておく(符号は前稿におけるそれと合わせる)。まず、藤井氏の論文としては、A「中国における「耕作権の確立」期をめぐる諸問題——狂暴な学問弾圧に対する不屈の抗争記録——」自家油印、一九七二、B「崇明島の一田両主制——その起源を中心として——」『東方学』四九輯、一九七五、C「一田両主制の基本構造」(一)『近代中国』第五卷、一九七九(以下一二巻を除くほぼ毎号に連載、現在(中)、同一五巻に至るも未完)、D「輟耕録『釈怨結婚』説話の新研究——『軫質』の解釈を中心として——」『東方学』五九輯、一九八〇、がある。崇明島については、表題通りBがその専論をなす他、A六九頁以下各処、C四第二章一田両主制の成立過程(A)(四)「崇明島の承佃の意味」項、或いは(内)一一一頁以下各処において論及がなされる(なお本稿作成中、氏の新稿E「初期一田両主制の新研究——嘉靖『龍溪懸志』の記載を中心として」『東方学』六九輯、一九八五、に接した。同論文注(2)に、筆者が両氏の崇明史研究、輟耕録研究に対して前稿でなした、仮説提示と史料操作との混在、それゆえ起る不徹底との指摘(前稿四三頁註17)に対する、寺田は「抽象的ではなく、具体的にどのような点が不徹底に終わっているかを明示すべきである」との批判的一文を見る。論者として当然の御感想と思う。本稿が幾らかでも氏の要望を満すものとなっていれば幸いである)。

草野氏の論文としては、A「宋代官田の租種管業」『東洋史研究』二八巻一号、一九六九(前稿では不明にも失念した。訂正して追加する)、A「宋元時代の水利田開発と一田両主慣行の萌芽」(B)(『東洋学報』五三巻一号二号、一九七〇)、B「宋代の割佃」『史艸』一一号、一九七〇、C「南宋文獻に見える田骨・田根・田祖・田底」『法文論叢』(熊本大学)二八号、一

九七一、D「旧中国の田面慣行——田面の物質的基盤と法的慣習的諸権利——」「法文論叢」三六号、一九七五、E「旧中国の田面慣行——田面の転頂と佃戸の耕作権——」「東洋史研究」三四卷二号、一九七五、F「田面慣行の成立」「法文論叢」三九号、一九七七、G「旧中国の押租慣行」「社会経済史学」四三卷三号、一九七七、H「明末清初期における田面の變質——長江下流域沙田地帯の場合——」「法文論叢」四一号、一九七八、I「明末清初期における田面の變質——閩・江・広三省交界山田地帯の場合」「文学部論叢」(熊本大学) 第一号史学篇、一九八〇、J「明末清初期における田面の變質——漳州府界を中心——」「文学部論叢」第五号史学篇、一九八一、K「近代中国における民法典の編纂と永佃条項」「文学部論叢」第一三三号、一九八四、がある。崇明県に関しては、Fの後段及びHがその專論をなす他、A(上)に既に大きなまとまった記述があり、また小さな論及に至っては各稿隨所に存在する。

余りに多数にわたるため、顯著な数点を除き個々に言及はしないが、我々の崇明史理解は、先行するこれら両氏の業績に教えられ、また觸発されて成り立った。最初に記して深く感謝を示したい。なお以下両氏論文の引用は、本註符号に従い、また通巻頁数と各号当論文の頁数と兩種ある時には、後者に従う。

5 仁井田前掲論文、田中正俊「民麥・抗租奴變」「世界の歴史」一一卷、筑摩書房、一九六一、相田洋「元末の反乱」とその背景」「歴史学研究」三六一号、一九七〇、鶴見尚弘「明代における鄉村支配」「岩波講座・世界歴史」一二卷、一九七一、等。ただ念の為に付言すれば、仁井田氏は、確かに一田両主慣行一般の起源に関しては、「時間的には古く明代、さらには元代に遡って行なわれ」と明言される(単行書収録時の補筆部分ではその論調は更に強化される。前掲書一六七～八頁、一八二頁)が、崇明一県の起源に関しては、上記乾隆志の一節を引いた後、慎重に「もともとそれについては批判を要するが、清代一朝にして成ったものでないことは確実であり、元代にもその起源を求めらうとするのも必ずしも無根ではなからう」(同一八三頁)と言われるに止まる。

6 引用はより近い藤井C(内七〇頁)によるが、成立展開期に関する主張は、大筋において藤井A以来変化はない。

- 7 例えば藤井B 一二〜三頁、C 四一〇〇頁以下。
- 8 草野A(B)四二〜五一頁。宋代佃権を佃戸工本銭との結びつきで考え、そしてそれを一田両主制の端緒とする考え自体は、既に前年の草野A'で表明されている。
- 9 引用自体はこれも最近の草野K二八頁によるが、同じ文章は既に草野F六三頁に現れている。草野H・I・J三稿は、ここで表明された明末清初における變質衰退というテーゼを、再度各地域の歴史の中で具体的に検証確認する作業という位置に立つ。
- 10 要約は草野F及びHによる。ただこの變質時期、とりあえずは買佃承佃制の消滅時期の比定に関しては、「買佃承佃制が明代中期以降次第に衰退し明末清初には姿を消していたこと」(F八六頁)、「明末清初を画期として、買佃承佃制Ⅱ工本關係から押租關係への轉換が進行したこと」(H八一頁)、「買佃承佃制は既に明末に消滅」(J二四頁。I二六頁も同旨)、「明末から康熙乾隆にいたる間に……変つていった」(K二八頁)と各稿間の表現に微妙な差異がある。とりあえず最も穩便なKに従う。本稿第一節3項註2も参照。
- 11 詳しくは藤井C(一)(第二章、一田両主制の基本概念)参照。
- 12 詳しくは草野DEを参照。
- 13 両者の対比区別は氏の一貫した主張であり(例えばE七五頁)、それをうけてなされる押租慣行の専論Gの中では、「押租慣行は何時頃から盛んになり何時頃工本慣行と交錯したのだろうか」(G二二頁)という歴史的関心が表明される。それゆえつづめて言うならば、氏において「明末清初を画期とする田面の変質とは工本關係から押租關係への轉換を言う」(K二八頁)。
- 14 一言でまとめるなら、田面田底慣行とは、田主の行なう租佃經營(取租収益)同様、佃戸の行なう耕作經營も各自独立の正当性を社会的に認められた状態を言う。それは佃戸耕作の特権的正当性という点で、開墾肥培、押租投納等に基づく様々な佃戸の正当性主張と共通項を持ち、かつ現実的移行關係も持つが、他面、それは法的意味づけの産物であるという点で、開墾肥

培の事実、金銭投納の事実それ自体とは区別された次元を持つ。なお本稿中、一田両主慣行なる用語も時に用いるが、それは専ら文脈上の便宜に従うにすぎず、内容としては、区別なく右と同じものが意識されている。

15 なお殆ど自明のことだが、最初に念の為に、一言すれば、我々が康熙志と以下呼ぶものは、康熙二〇年に修刊された県志と、いうにすぎず、刊行後のことは勿論、刊行前についても康熙年間の事実を網羅している訳ではない。例えば、乾隆志に知県王恭先（在任、康熙七年（一四年）の事績として書かれること（第三節1項）は、康熙二〇年刊志には現れない。同様に光緒志に「乾隆以来新漲外沙」で起ったと記される開墾制度上の変動（第一節3項）は、乾隆二五年刊志には現れない。民国志に「至光緒之季」に起ったとされる「頂首」慣行の変化（第五節3項）は、当の光緒志には描かれていない。各県志記述と各県志刊期の現実との間に幾らかのタイムラグは常に見込まれる（ただ、個々の事実につきそれがどれ程の差となるかは、勿論個別の検討の課題である）。以下、例えば康熙志記述が対象とする時期、という含意で、時に「康熙志期」といった見なれぬ用語を用いるが、右の様な事情に基づく暫定的用語として、諒解されたい。

第一節 沙地開墾制度としての買価承価制

1 制度の内容

『崇明県志』が従来疑いもなく田面田底、一田両主慣行の史料として取り扱われてきた理由の大半は、それが「買価」「承価」という明確な対概念による構成を持つことによる。しかし同時に、この「承価」が、少なくとも県志記述に依る限り、田面などといった一般的名称とは異なり、以下に見る如き新漲沙地の開墾をめぐる特定の（しかもひ

『崇明県志』に見える「承価」「過投」「頂首」について

どく特異な) 制度的構成に対応し、またそれによってのみ新たに佃戸にもたらされるものとして論じられていたことも忘れるべきではない。その意味で、「買価承価」制とは、一般的なタームで語られる一田兩主制である前に、なによりも一つの特異な沙地開墾制度、或いは佃戸に開墾を担当させた時の一つの特異な処理方法である。それゆえ問題は、当然まずは、開墾制度としての文脈から論じられ始めなければならない。手始めに、最も代表的な記述、乾隆志「買価承価説」に主に依拠しつつ述べれば、県志では事態はおよそ次の様に説明されている。⁽¹⁾

崇明県は全土が揚子江の中洲という性格上、土砂の堆積により周囲に続々と新たな沙地が漲出する。県は、そうした新漲地が未だ浪底にある段階から県内里排に分割割り当てし些少の税糧負担を負わせ、後日該沙が姿を現した時にその業主権を認め(「恩撥」)、以後順次沙地として安定するにつれ税糧賦課も上げてゆく、という仕方です。所有関係の整理を行っていた。⁽²⁾ 勿論、名は「恩撥」と言っても、賠納した税糧額のことを思えば、民にとっては、代価を支払い官から買得したというに近く、それゆえ彼らの得る該沙の管業権、業主権は、「買価」とも称された。しかもその実体は、低湿地にすぎず、田地として用いる為には更にその上に業主側で、堤防の造築(「築圩」「做圩」、内部の整地(「攤擔」「開生」と手を加えねばならない。業主自らがそうした開墾作業を担当すれば話は簡単だが、なしえぬ時は通例、佃戸を招き「批書」なる契券を給し(また佃戸からは「承管」なる契券を徴し)、彼らに開墾作業を担当させる仕方がとられた。当然開墾に必要な「日用薪米酒漿傭工等項」即ち「圩田工本」(康熙志では「開墾工本」)は、業主が佃戸に「清償」すべきものと考えられていたが、ただここでは業主は「己産買価の内に一佃名を設けこれを償う」という形でその償還を行なった。その一佃名が「承価」である。勿論個々の沙地により開墾の難易に差はあり、必要な圩田工本額にも差等がある。佃戸に与えられる承価の分量もそれに従い個々の場合で変化する。例えば承価

額を五兩とし「佃人約費二兩五錢」の場合を想定すれば、ここでは承価の半分、「半承価」が佃戸に与えられ、残余の半承価は「主家の管業に帰する」。工本額の多寡に応じ、その他、主佃三対七、四対六等々の比率で承価が分与分有される「分承価」のケースも無論存在し、また佃戸が「投生」銀（その額は乾隆志では、承価額と工本額の差額として説明される）を支払った場合には承価の全てが佃戸に帰する「全承価」のケースが生まれる（以下、乾隆志では、承佃主佃戸の法的処遇の記述が入るが中略。第三節で詳論する）。承佃と買佃とは得られる「租額」が同じではない。買佃租穀が毎千歩四百觔とすると、承佃租は毎千歩二百觔である。また買佃には麦租があるが承佃にはない。ただその代り税糧負担は買佃が負う（以下、承買両佃の出售契、制度始期についての回顧的言及等が続くが、同様に後述）。

後に順次検討する通り、細部にわたれば各志（とりわけ康熙志と乾隆志以後）の間で記述に微妙な差異もある。しかし佃戸に開墾を担当させた時、その開墾難易、工本多寡に応じた比率で「承佃」なる権利を分与して、佃戸労苦を償う、という制度の大枠においては各志共通し、またその部分の理解については現在の所、異論もない。⁽³⁾ところがいざ実際、記す所に従い具体的な制度像を描こうとすれば、次の様な問題もまた避け難い。即ち第一に、例えば半承佃が佃戸に与えられるという場合、では佃戸が直接的かつ具体的に得るのは如何なる内容の権利なのか。或いは佃戸がその半ばを持ち、田主がその残余を持つという時、ではその当の承佃自体は当面如何なる内実を持つものとして当時の人々に捉えられていたのか。そして第二に、佃戸投下工本額の多寡に応じた承佃が分与されるというが、では具体的な手続きに即して考える時、その分与比率は右の一連の開墾手順のどの段階で決定議定されるのか。大まかに言えば、開墾着手の前なのか、竣工の後なのか。そしてこうした点になると、各志意外に明示的説明を欠き、それゆえ両

氏立論の差異も主にそこから分れ来る。勿論、右記問題の徹底した解決は本稿全体の課題の一つをなし、ここで即座に解答を与えたり、相対立する両氏所説を十分に批判、検討し尽すことは難しい。しかし逆に言えば、それだからこそ、最初に最小限史料的に依拠しうる範圍を確認しておくことは必要な作業となろう。鼎志上、買価承価制は如何なるものとして描かれているか、両氏所説を紹介しつつ、我々なりの暫定的な出発点を確保しておくことにしよう。

さて第一の問題、主佃間での承価分与分有の状態をどう理解し位置づけるべきなのか。そもそも承価とは何なのか。草野藤井両氏の立論は、それぞれの立場と関心に従い、両者両様の特徴的な広がりを持って展開する。

まず草野氏のそれから見てゆけば、氏は予想される如く、田主佃戸双方における承価保有の状況を、徹底して開墾工本との結びつきにより基礎づけようとされている。即ち、氏に従えば、買価の価額は、「築圩成田前の蘆蕩の市価、即ち原田価額」である。そして開墾築圩に費用された工本錢額が「承価の名において右の買価に加算⁴され、買価承価を併せたものがこの田産の市中における売買交易価格を構成した⁴」。そして一見史料を読むと、開墾に必要な工本は全て佃戸が負担したと記されているかに見える。しかし、「圩田は勿論薪米・酒漿・傭工の費のみで造れるものではない」。当然その他の物料が必要である。「それでは圩堤や圩堤に取り付ける水門や灌漑水路の建設に必要な木石金属等の物料費や圩匠への報酬や器具類の費用は誰が負担したのか。無論粮戸を置いて外にない」。そしてその「粮戸と佃戸が分担する工本錢額の比率」こそが承価の配分比を決定し、主佃折半による半承価を基準としつつも蘆蕩の立地、工費の構成の変化に対応し、様々な分承価の類型が生まれる⁵。即ち氏においては、史料上明示される、佃戸における開墾行為、工本投下と承価保有の關係が、同時に田主側にもそのままの形で推定され、その結果、およそ承価はその所持主体の如何に関わらず、開墾工本投下に対応する権利、或いは投下工本額に対応する金額として理解され、そこ

に一つの安定した図像が描かれる。

そして成程、史料上、開墾工本の全てを佃戸が負担したと考えるべき根拠無きこと、指摘の通りである。しかし、だからといってその後の推論、承価総額イコール主佃双方の総投下工本額、そしてその投下工本額比率が主佃間での承価分与比を決するという議論までもがそこから当然に導かれるものではないこともまた明らかであろう。まず原田価額を常識的に蘆蕩段階での収益性に着目した沙地価格と考た場合次の問題が起こる。即ち一方の成田市価もまさにその成田の収益力の市場的評価により決まり、そしてそれは当然開墾成田に要した資本の多寡等という内部事情とは関係がない。とするならば両地価の差額（即ち開墾による増価分）、必ずしも開墾工本額とは関係がない。また反対に、予想される開墾工本額に応じてそもそも原田価格自体に差等があったと考えても、氏のテーゼにはなお一步届かない。なぜなら、蘆蕩時原田価額がおそらく買価の価額と呼ばれたこと、そして成田後買価額と承価額の総計が該地地価をなしたこと、この二つは確かでも、実は両期通じて買価価額が同一であったと考えるべき必然性は最初からどこにもない。「買価、実粮産二字之別名也」（乾隆志）との表現に明らか通り、買価とは一定金額の名称等ではなく、なによりも業主権の別名であり、該地開墾成田により業主権価格自体が上昇しても少しもおかしくはない。差額必ずしも承価額とは限らない。両極いずれから考えても、承価額と総投下工本額とが同額であると措く史料的确証を得ることは難しく、またそこが崩れれば、工本総額と佃戸承価額との引き算により導かれた田主投下工本額と田主保有承価額との対応関係、そしてそれゆえ主佃投下工本比率と承価分有比率との対応、なる議論も成り立ち得ぬことになる。右は氏の所説不成立の証明とは異なるが、少なくともそれが立論の自明の根拠、直接の前提とはなし難しいことは明らかであろう。乾隆志上、佃戸工本と分与承価額の対応は明らかであるにしても、田主保有分の承価額、或いは

承佃総額の側の工本との連関はなお不明に止まるのである。

それに対し、藤井氏の提示される承佃分有状態の説明も、また特有の性格を持っている。即ち氏に従えば、「半承佃・分承佃は、当該土地全体につき抽象的にその承佃が分割されて地主対佃戸の持分比率が五五、一九、二八などになるという意味ではなく、具体的に地面が分割されて夫々地主・佃戸の承佃が成立することをいふ」。「全承佃は佃戸が開墾した地主の地面全体の上に成立し、半承佃は半分の地面上に成立し、分承佃は二割とか三割とか七割とかの部分的地面に成立するものに外ならぬ。佃戸の所有する承佃が部分的で全地面にゆきわたらぬ場合、残りの地面上には地主の所有する承佃が存在するのである」⁽⁶⁾。即ちその「部分的地面」に関する限り佃戸は言わば全ての承佃を持ち、残る土地の上の全ての承佃を持つ田主と、その意味で空間的な並列関係に立つ。それゆえここでは、半承佃分承佃という承佃分有比率の段階的差異も、一つの租佃関係内部における条件上の差異としてではなく、開墾者佃戸が田主との間で承佃主対買佃主という特権的な関係を結びうる空間の広狭として理解され、また以後その承佃の処分等をめぐりなされる氏の議論も、全てこの佃戸が承佃を持つ部分的土地側についての議論として位置づけられる。

そしてこうした想定が後に見る氏の中核的立論、即ち康熙志上では承佃は単に「用益・収租の各権利のみ」しか持たぬのに対し、乾隆志上では「その権利内容として無期限の耕作権と部分的収租権とを含み、譲渡性のあるものとなる」、即ち田面類似のものに成長するという考えと不可分の関係にあることは言うまでもない。後に田面になるものである以上、強弱は別として用益耕作権類似のものが承佃なる概念のうちに内在することは言わば自明のことであり、そして成程、一筆の開墾地上、同一主佃が半半なり三七なりの比率で「耕作権」を分有する状態を考えてゆこうとする限り、空間的分割を想定するより他はない（田主が承佃を持つ一半は、他地で見ると田主一人が田面田底を併有する

という状態に近く解される。

しかしこの立論に対しても、我々は次の様な疑問を抱かざるを得ない。即ち、崇明志を見る限り、一筆の開墾地上、開墾者佃戸と田主との間で、佃戸承佃保有部分と否とで、兩種兩様の租佃関係が結ばれたといった史料記述はどこにもない。⁽⁷⁾むしろ全体は單純に一つの租佃関係が〔批書〕「承管」の取りかわしにより成立存続し、またそれが一体として次佃に引き継がれたという基調で貫かれている。土地分割という想定はそこから見る限り当初より幾らか異様である。そして耕作権を考える限りそうならざるを得ないという反論に対しては、むしろ次の疑問が対置される。即ち崇明志上、開墾者佃戸が承佃を与えられ、かつ相應に安定的な佃作を営み、しかもその地位が順次強いものになっていったことは事実でも、それは必ずしもここで問題とする承佃なる概念自体が、直接に用益権、耕作権といった含意を持ったということまで意味しないのではないか。比例的に変化する承佃分有率の差等以前に、開墾者佃戸（別言すれば、多少を問わず何らかの承佃を持つ地位）とその地の田主という基本的根底的な関係が両者の間にあるのである。⁽⁸⁾全ての関係をそこで承佃なる概念自体が担う必要はない。そして当面のことだけは確かである。即ち、田面なる概念がほぼ例外なく耕作権（土地の直接的経営権）の含意を持つのは、それがまさに佃戸耕作経営の行為とその佃戸間引継ぎの実態に着目し、それを事後的に概念化する中、生まれてきた構成だからである。⁽⁹⁾それに對し承佃は、藤井氏によって独立の処分を許されぬとされた康熙志上、既に自明に主佃間で分割分有される対象物として現れる。つまり、承佃なる概念が、県志上田面同様の文脈に立つものか否か、実はそれ自身がその歴史的形形成を含めて改めて問われるべき問題である。結論がいずれの側に傾くかは、順次個別に検討を進める他ないが、たとえそれがどちらに傾くにせよ、結論を予め議論の前提の中に持ち込むことができぬことは当然である。

このように或いは工本、或いは耕作権といった既知の構成との連絡を図る両氏の試みは、ともに現時点では、立論の確実な基礎としての地位を獲得するまでには至っていない。そこでむしろ我々は逆の方向から出発することにしたい。即ち県志、とりわけ康熙乾隆の両志（この二つに限る理由はすぐに明らかになる）に共通して現れる属性から出発し、それを拡充する時、どのような承佃像が当面描かれるか。勿論それは承佃の全体像を必ずしも被うとは限るまい。しかし少なくともそれが県志の記す、そして恐らくは清初人の抱く承佃像に近いことは確かである。

さてそう考えて見直す時、県志上、承佃に帰せられている属性中、まず承佃主佃戸の法的処遇（例えばその地位の処分の可否）については、第三節で改めて見る通り、両志間で少なからぬ記述の差がある。それを承佃の本質的属性とすることはそれゆえ難しい。また両志共通して現れる語源的な説明、「築圩管業之田、名爲承佃。如承受之承、对産主而言也。如相承之承、对後佃而言也」（康熙志「承佃田」。乾隆志「買佃承佃説」もほぼ同文）は、不思議なことに、かえって両志自身が言う、半承佃分承佃の際、田主に分有される残余承佃の側には当てはまらない（それは承受されるものでも、後佃に相承されるものでもない。第四節参照）。語源的説明必ずしも現在の含意を示さない。その様にそぎ落としてゆくと、結局安全な共通項は、次の所に落ちてゆく。

即ち康熙乾隆両志の買佃承佃制の説明後段にそろって次の様な記述が現れる。「秋収、田有稻租、地有花租、買佃得其二、承佃得其一」（康熙志）、「如買佃租穀、每千步四百觔、承佃租、名曰田脚、每千步二百觔」（乾隆志）。表記の方法こそ異なれいずれにおいても秋租の三分の二が買佃に、三分の一が承佃に配される。それゆえ例えば開墾佃戸に半承佃が与えられている状態というのも、とりあえずはその承佃の更に半分、即ち年々の秋租から六分の一が彼に与えられる、より具体的には（県志上では、通例開墾者たる承佃主自身が該地を佃作する、即ち当の秋租を納める本

人として想定されているので) 一般より六分の一低額の秋租負担でその地の佃戸耕作が許される、と解する他なく、反対に田主が買価と残余半承価を持つ状態も、とりあえずはまさに彼が秋租中六分の五を取るという意に解されよう。承価及びその分与分有が右の含意を持つことは最小限確實である。そして逆にそこから辿ってゆく時、まさに右の属性だけで、県志買価承価の説明が一応尽し得てしまうこともまた確認される。即ち、そこでは凡その開墾田地をめぐり、成田後秋租三分之一の得分権として承価なる単位が最初から意識されてある(当然その経済的価値も見込めよう)。そして佃戸開墾の際には、その承価なる単位の中から開墾難易、佃戸投下工本の多寡に応じた分量が佃戸に与えられ、その形で佃戸の開墾工本負担は清償され、また以後佃戸は年々該承価の利益(具体的には減租)を享受する。残余の秋租は元より田主のものであるが、しかし右で承価なる単位を設定したことに見合って、そちらも買価租と残余承価租の合計として意識され、かつ表示される。そうした承価を持つ(即ち相応の減租の利益を持つ)開墾者佃戸の退佃時換佃時の法的処遇は、時代的に変化する。当面この説明で不自由はなく、また県志の描く、自明に主佃間で分割分有される承価という像には、むしろこのような徹底した租得分権への還元こそが、実は最も適合的である。

ただ、改めて言うまでもないことだが、これは完全な説明というものからは程遠い。例えば即座に次の様な疑問を發しうる。即ち清初崇明開墾制度史上、そのような単位は如何なる必然的基礎を持つのか(考えれば草野氏の立論はまさにこの点を埋めるべくなされた試みである)。しかしそれに対しては、次の様な認識が当面対置されてしかるべきだろう。まさにその点に関する説明を徹底して欠く点こそが、県志買価承価解説の最大の特徴である。例えば最も詳細な乾隆志「買価承価説」を読んでも、なぜ承価なる単位が分割分与の分母でなければならぬのか、なぜそれがそうした大きさをとるのか(乾隆志では最難地を開墾した場合でも佃戸に全承価は与えられていない。では如何なる

点でそれは佃戸開墾と結びつのか)、なぜ佃戸が投生銀を出してまで得ようとするものが全承価であり、また全承価に止まるのか、そうした諸点に対する解答は一切与えられない。即ち、一言で言えば、県志の説明する(そして恐らくは清初現実の)買価承価制中、承価なる特定単位の存在自体は、最初から所与のこととして扱われている。無論、説明は必要であり、我々も後でそれを試みる(第四節)。しかし説明の前に必要なことは、右の事実をまず認めることであろう。そしてその事実の上で、まさに清初買価承価制は現実に営なまれていた。我々も当面同じ所に立つ他ない。それゆえ佃戸開墾時、その開墾難易、投下工本の多寡に依じて、承価分与の形で秋租の得分権の一部が佃戸に分与されていた。この認識が我々の議論の一方の基礎に置かれることになる。

それでは第二の問題、そうした承価の分与比率の議定自体は、先に述べた一連の開墾過程のどの段階でなされたと考えられようか。また全承価を得べく時に佃戸が投納するという投生銀についても、その投納時期は何時と考えればよいのだろうか。右述の構造を前提に考えても、その時期は必ずしも一義に決まる訳ではない。

即ちまず佃戸投下工本実費の清償としてそれに見合う分の承価が分与されるという史料(とりわけ乾隆志)の説明全体をそのまま実務の手順と解すれば、次の様な想像が自然である。投下工本実費の正確な算定は開墾完了後に初めて可能な以上は、分与比率の決定も、それを基礎とする投生銀補納額の算出投納も、全て開墾成田完成後になされたはずである。現に藤井氏は、大筋こうしたイメージに基づいた立論をされている様に見える。⁽¹⁰⁾しかしそうした想像は逆に投下工本額分に見合う承価を自明に分与するという明確な制度構成をとる所で、果してどれほどの出費になるかも決せずに慢然と業主が佃戸に開墾を任せるなどということが有り得ようか、という疑問も当然呼び起こそう。それゆえ他の一極には次の様な想像が成り立つことになる。実務の手順としては、事前に主佃双方が各々該地開墾の難易、

その為に必要な佃戸工本を（そしてそれゆえ開墾成田後分与されるべき承佃額、秋租得分の利益を）見積り、かつ交渉し、成田後承佃何分分与という議定が成った後、初めて契約が結ばれ開墾作業が始められる。県志の説明は、こうした実務の結果現れる工本と承佃との経済的対応関係を平面的に置き直し数量的に説明しているのだと考えれば、成程この想像も史料の枠を必ずしもはみ出るものではない。しかもこの後者の立場をとれば、制度全体のイメージは、狭く事後的な工本償還制度という枠を越え、むしろ成田後、半承佃なり分承佃なりを得るといふ条件で、佃戸が該地開墾を請負う、という方向に向って開かれることになり、同様に投生銀も、全承佃を得る開墾請負佃戸の地位を得る為に投ずる金銭（事実、後に見る通り康熙志の側はまさにそうとしか言っていない）という印象を持つことになる。承佃分与という基本的な構成自体から一義の結着をつけることは難しく、むしろ逆にこの構成がかえって想像の幅を拡げるといふ側面を持つ。

そして個々の史料表現に着目しても、承佃分与比率議定期を史料的に確定することは意外に難しい。即ち県志によれば、承佃分与比率は契券に記されるといふ。「故有全承、半承、三七四六之分、総以議券為憑」（康熙志「令甲考」）、「主佃各得者、曰半承佃、……主家給以半承佃、批書一券為憑」「主佃各得者、曰分承佃、……主家給以分承佃、議券一紙為憑」（乾隆志「買佃承佃說」）。それゆえこの問題は、結局この比率議定の契券、とりわけ「議券」の立契日は何時か、という問題と同じになるが、しかしこの立契日についても結局史料上決め手が無い⁽¹¹⁾。また、乾隆志中の一文、「如承佃五兩、佃人約費二兩五錢、則半承佃適足以相償」云々の「約」字を約束、議定と解し、開墾前比率議定を主張する草野氏の魅力的な説明も、「約」はおおよその意味ではないか、という懸念を必ずしも決定的には排さない。こうした史料の困難ゆえ、藤井説草野説双方結論を異にしつつも、必ずしも有効な議論もありません、事態は現

在に至っている。しかしこの比率議定期の理解が前述の如き制度イメージの大きな差違を生む以上は、やはり何らかの暫定的な限定は必要であろう。そして決定的な記述は投生銀の側に、ただ一つだけ、現れる。

即ち乾隆志によれば、投生銀は、もとより半承価分有といった状態の想定の上、なお田主の手に残る承価を佃戸が入手する為に支払う金銭として描かれる。また単に全承価取得の対価としか記さぬ康熙志について見ても、それが半承価や分承価の想定と並び記されることから考えれば、当然その投納額の決定時、該地の開墾難易度、或いは開墾のみにより得られる承価の分量についての相応の判断が既に存在したはずだと考えるのが当面順当である。別言すれば、いずれの場合についても、少なくとも投生銀投納が承価分与比率の交渉議定に先行することはない。そしてその投生銀投納時期についてならば、康熙志「令甲考」に、「挑築之日、出投生銀者、則承価全管無論（田未開墾曰生、挑蕩築圩、例出投生銀与産主）」なる明文が出る⁽¹³⁾。藤井氏は、投生銀と次節に見る「過投」とを同一実体に関する異称と解する独自の立論（後述）の一環として右記事に言及し、殆どためらうことなくこの「挑築之日」を「佃戸が耕地を造成した後」と解される⁽¹⁴⁾（そして成程、「過投」についてならば次節に見る通り、乾隆志に「成圩之日」に投納するとの明文がある）。しかし単純に右の一文のみを取り出して読む時、それはどう解されようか。

右文の註記部分は、なぜその金銭が投生銀という名を持つのかの説明も兼ねている。田の未だ開墾せざるを生という。挑蕩築圩に際しその生地に投ざるゆえ投生銀と呼ぶ。普通に読む限り、康熙志のいう挑築之日は、挑蕩築圩に着工する日と解するのが自然である⁽¹⁵⁾。即ちこれに拠る限り、投生銀は着工日に支払われる。そしてそれゆえ、該地開墾自体により当然に佃戸に分与されるべき承価の比率も少なくともそれ以前、即ち着工前に交渉議定されてある。これが当面右文から導かれる結論となる。勿論、右文は孤立してある訳ではなく、当面は康熙志の、更に広くは崇明県志

全体の文脈の中にある。他史料とつき合わせれば、藤井氏の言う如く、過投銀との連関を持つものなのかも知れず別解の可能性を否定しない。果して真に矛盾した記事が史料中に現れるのか否かは、行論の中で順次検討を続けなければならぬ。しかし右文は、多くの記事が議定期、投納期に關し明言をせぬ中、殆ど唯一ある史料的手掛りである。我々としては、暫定的であれ右の結論を出発点とせざるを得ない。

以上二点をあわせ整理するなら、そこには次の様な沙地開墾制度像がとりあえず描かれる。即ち自ら沙地開墾に當れぬ時は、業主は成田後そこから上る秋租の一部を分与するという条件で佃戸を招募し築圩攤擔の作業を請負わせる。与えられる秋租得分は、開墾請負い契約時に該地開墾の難易を見て交渉議定され、その額は秋租三分の一の得分權として設定された(全)承佃の分与比率として表示され分与される。同じことを佃戸の側から言えば、彼は該地開墾の難易(必要圩田工本の多寡)と成田後得られる秋租得分の兩者を勘案し、業主と議定立契し該地開墾を請負い、成田後は所定の秋租得分(具体的にはその分だけ一般より租負担の低い佃戸耕作)の利益を享受する。敢えて全ての承佃を得たい佃戸は、開墾時に投生銀を投納する。

県志が買佃承佃という名の下に描く沙地開墾制度の大筋、そしてそれが開墾佃戸にとりあえずもたらす地位は、以上の様に整理され、また以下本稿で単に買佃承佃制と言う時、それは右の如き内容を持つ沙地開墾制度を指し示す。当然細かな補正は必要であり、また實際行論の中、順次それは加えられてゆくが、とりあえず右の認識に立った上で、次にその存続期間の問題を見ておくことにしよう。

1 本節3項ですぐに明らかにする理由により、本稿では買佃承佃制の実態を論ずる際、史料としては努めて康熙乾隆の両志を用いられる。以下の引用の便を考え、最初に両志「田制」項の全体構成と、引照の方法を整理しておく(光緒民国両志につ

『崇明県志』に見える「承佃」「過投」「頂首」について

ては、本節3項註1参照)。

まず康熙志では、巻第四賦役志の一項として「田制」が設けられ、それは大きく、「三年一丈、毋則除糧、漲則撥民、流水為界」なる崇明田制の基本原則(「崇明十六字令甲」)及びその解説(「考後附」の後、二段下げで記される)からなる前段部分と、「摘撥」以下、「頑佃歷叛」「状首」「買佃田」「承佃田」「承契」等々小項目を立て語註形式で説明を与える中段、糧額を述べる後段部分の三つに分ちうる。前段の解説部分は内容上更に、築圩前を主題とする「蕩塗之制」、築圩後を主題とする「田地之制」、兩者をうけ「其後弊賣叢生」の状況を述べる部分、右十六字令甲末段「流水為界」の説明をなす部分の四つに分ち得、以後問題となる買佃承佃制の主要な説明は、この「田地之制」の中に現れる。以下の引照は、中段については各項標目、前段については「令甲考」という形で行なう。

それに対し乾隆志では、「田制」は巻四賦役志一の中にあり、最初に税糧額、十六字令甲の原則、丈量各届の漲坍額等、概括的な説明がなされた後、続いて「丈帛說」「買佃承佃說」「批田過投說」「爭圩說」「大弊須知」等々の、かなり大項目の説明が続くという体裁がとられ、買佃承佃の説明は「買佃承佃說」の中に集約されている(本文要約は主にこれに依る)。以下引用は、こうした大項目の標題による。なお右掲箇所引用の時は、両志とも巻数は省略する。

論文の性格を考えれば、史料原文全文を改めて掲げるに如くはないが、長文に涉り、かつ主要部分は先行論文上で容易に参看しうるゆえ、特に問題となる箇所を除いては、敢えて省略する。康熙志「令甲考」主要部分については、藤井B六頁、乾隆志「買佃承佃說」については、仁井田前掲書一八九頁、藤井B四頁、その節略部分については草野F七七、七九頁、同志「批田過投說」については、仁井田前掲書一九〇頁などを、とりあえずは参照されたい。

2 崇明には一千一百人の里排があり、彼らが税糧負担の第一次の責任を負う。そこで三年毎の丈量時、新漲水灘あれば、官はその総額を合算し上中下三等を分け、「塗粟」一千一百枚を印刷し、里排に籤引きでそれを分り振り(「闡撥」)、税糧負担をかけてゆくという手順をとった(康熙志「令甲考」。手続きの詳細は草野F七八頁以下参照)。それゆえ撥与の対象者は第一次的

には里排である。ただその里排が常にそのまま築圩時まで該沙を管業したと考える必要までではない。乾隆志には、沙地の段階で「里排」の他に「糧戸」なる管業主体が既に述べられ、或いは自ら、或いは佃戸を用い沙地に蘆草等を植え収益する（「種菁」）仕方も述べられる（塗蕩説一「草蕩設立状首」。「種菁」なる収益方法についてだけなら康熙志「令甲考」にも出る）。沙地が収益性を持つに至った段階で既に売買がなされ（当然過割もなされ）、里排ならざる業主、税糧負担者「糧戸」が生まれ、里排が考えておいた方がよいのであろう（光緒志では、「里排將得撰之産、転售於人、名曰糧戸、亦名産主。未經転售、里排即為糧戸」なる説明が、卷之六附条議「圩蕩」にある）。そうした含みを持って以下沙地所有者の一般称としては、里排ではなく業主（成圩後は田主）という呼び方を用いることにしたい。

3 ただ仁井田氏の爲した説明はこれと異なる。逆に言えば、この理解は藤井草野両氏以後のものである。即ち仁井田氏はこの一連の手續きについて次の様な説明を与えていた。「……その時地主は、佃戸に必要経費（圩田工本）の一部、または全部を償還せず、買価（土地）そのものの上に、『承価』と称する一層を設け、それを新開の報償として、新開者に与えることも可能である。この承価の上の佃戸の権利は、工本を償還する分量に応じて強弱一様ではなく、償還が全部行われなかつたときのみ、佃戸は承価の管業権（管理権）を取得する」（前掲書一六八頁。引用中の傍点は引用者。断りなき限り以下同じ）。しかし既に指摘ある通り（草野A F、藤井B）、佃戸取得の承価の多寡は、文面による限り、開墾難易、佃戸投下工本の多寡によってもたらされるものであり、田主工本償還額の多寡等とは全く連関が無い。批判者の考えが当然正しく我々もそれに従う。

ただ予め問題点のみ指摘しておく、この仁井田説には、右の問題とは別にもう一つの問題が存在する。即ち、そもそも当時崇明で、佃戸開墾に際し、承価分与をするという以外、工本処理方法（具体的には田主がその分を金銭で償還する）それ自体が有ったのか否か。修辞上の問題もからみ分り難いが、仁井田説はそれを大前提とする（同上書一八四頁）。そして批判者のうち藤井氏の側は、この点に関して仁井田氏同様の想定をなお採るかに見える（藤井B七頁、「……その労力資本の全部もしくは一部を佃戸に負担させ、しかもそれを地主が佃戸に償還しない場合に発生する権利のことを言ひ、佃戸が実際に負担し

た（未償還の）勞力資本の額如何に依つて承佃の広狭は多様である。佃戸が右の造成費の全部を負担し、しかも地主が全くそれを償還しない場合でも……」。田主金銭償還の代替手段として、承佃分与の手法が時になされたと見るべきなのか否か。買佃承佃制外部の状況理解にかかるとゆえに、解決は後段に持ち越されるが、問題点として留意されたい。最初に史料状況のみ整理しおけば、少なくとも康熙志乾隆志に関する限り、そうしたものの存在を告げる明示的文章はない。その存在を予想させる文面、「……統曰坪田工本、田主皆宜償還、若無力清償、遂於己產買佃內設一佃名、以低償之、曰承佃」の傍点部分は、民国志になって初めて現れる。第四節2項註1参照。

4 草野F七六頁。

5 草野F七八頁。

6 藤井B九・一〇頁。

7 ただ、藤井氏も指摘される通り、乾隆志「買佃承佃説」、投生銀説明の前提として半承佃状態が設定説明される際に、「主佃各半分管、則每千歩主尚存五百歩、時值銀二兩五錢」といった面積分割的な表現が一個所現れる。そしてここから耕作上の土地空間の分割をめぐる想像もなしうろという可能性を我々も否定しない。しかしそれしか解釈はないと言えれば異論も起ろう。後に見る通り、この史料記述にはより穏当な別種の解答も用意できるのである（第二節2項註6）。

8 藤井氏の部分的土地論は、仁井田氏が半分全承佃の差異を「強弱」の問題として捉える（前掲書一八四頁）点の批判という側面を持つ。順次見る通り、県志上全承佃主、半承佃主、分承佃主の差異は、収益量の差として描かれこそすれ、佃権上の強弱の形で述べられることはなく、それゆえ我々もこの批判自体には賛同する。しかし三者が佃権上の差等を持たぬという主張をする為に、土地分割をまで論ずる必要はない。沙地立地・開墾難易度、それゆえ分与承佃の量こそ違え、それぞれの前にある沙地を各自独力で開墾したという一点において三者に質的な差異はない。そしてむしろこの佃戸開墾という事実こそが、買佃承佃制という制度全体を成り立たせる基礎である。

9 前稿第一節参照。

10 必ずしも明示的ではないが、註3に引いた如き文章の背後にはそれを予想するしかない。

11 乾隆志上、半承佃について言われる「批書」を、「承管」に対応して開墾着手に当り交される契券と同じものと見るならば、その立契日は明白である。しかしそれでも、半承佃と決め、議券を改めて立てぬと決めた日は何時か、という問題はすぐに起り、結局問題は再び議券自体の立契日に舞い戻る。

12 草野F七九頁。

13 引用中の丸カッコ内は原文細字双行。以下、そうした形式を採る部分を註記と称する。崇明志引用に関しては以下同じ。

14 藤井B一〇頁。なおこの記事に対する草野氏の態度は、より複雑微妙である。以下順次紹介しかつ検討する通り、まず氏はこの記事、更には康熙志全般が、信頼のおけぬものであるとする点では終始一貫する。しかし右記事自体が何を言っているのか、またなぜ信頼しえぬのかの理由づけについては揺れがある。草野F八二頁では、「この註記に従えば築圩成田後には佃戸は例として必ず投主銀を産主に納め全承佃を得ていたことにな」るが、それは乾隆志で投主銀投納が例外的事態として描かれるのと対比して「一段と進んだ事態」が描かれていることになり、おかしいという議論がなされる（本稿第四節2項参照）。それに対し草野H七〇～七一頁では、築圩成田以前に佃戸が金銭納納をする類例列挙の文脈で右記事が引かれ、乾隆志では投主銀投納は築圩成田後と解されるのに対し、右記事では「挑築之日」「蕩土を挑い圩堤を築く」ときであるとしている」のはおかしい、という批判がなされる（そのあげく、この「註記にいう『投主銀』は恐らく過投銀であろう」という不思議な結論が導かれる。第三節1項註1参照）。少なくともここでは挑築之日自体は築圩成田前と解されているらしい。こうした事情ゆえ、草野氏の右記事解釈を単独で取り出して、ここであげつらっても余り意味はない。氏の結論も、本記事自体の解釈よりも他記事の連関から導かれているという一事のみ確認し、説の詳細は別処で検討することとする。

15 ただ念の為に付け加えれば、乾隆志には、開墾作業の第二段階、築圩後の整地、「攤担」の別名として、「開生」なる用語が

『崇明志』に見える「承佃」「過投」「頂首」について

出る。これを重く見れば、投生銀投納期は、着工後、ただし攤担前という時期までずれ込む可能性を持つ。ただ当面、ここでは目的を、成田後では無い、という点に絞るので、深入りを避ける。その他開墾制度記述上、康熙乾隆両志間に現れる小さな差異の持つ意味については、第四節2項で再検討を加える。

2 買価承価制の始期

前項に整理した如き買価承価制は、勿論それ自体が歴史的存在である。それならば、では一体何時頃から何時ころまでそれは崇明県に存在しまた機能していたのだろうか。崇明全島が凡そ続々と漲出する沙地の開墾の中で形成されてきた事実を思えば、開墾制度史の視角から見てもその問いは避け難く、また清初県志上、佃戸の法的地位をめぐる問題が主に承価処分可否をめぐって語られる以上は、租佃關係史を論ずる為にも、そもそも開墾時、佃戸に承価なるものが与えられる様になったのは何時からなのか、という問いは緊要な意味を持つ。それゆえ藤井草野両氏の論争においてもこの問題は中心的な争点の一つとされ、また實際（狭く事実認識の問題に限っても）両氏の結論は以下見る通り始期終期いずれについても多大の開きを持つ。展開過程についての詳しい歴史的検討は第三節以下に待つにしても、両氏所説の検討を通じ、その存否に関し、史料上、どの程度までのことがとりあえず明示的に明らかなのかを、最初に確定しておいた方が混乱は少なからう。本項で始期、次項で終期につき整理する。

始期に關する両氏立論の性格、問題の所在を理解する為には、最初に史料状況を簡單に見ておく方が適當である。まず承価なる用語の初出例は、草野氏の精査により、万曆三二（一六〇四）年修『新修崇明県志』卷之四「学田」項の中に、例えば「阜安沙学田八十八畝（万曆三十年成田、一半民力翻墾、即照民間例、将承佃一半与民管業）」とい

う形で言及される例が見出された。しかしそれ以前の史料（例えば我々はこの他に正徳志を利用しうる）には、未だその用例を見ない。また広く承佃をめぐりなされる県志記述中、明確な事実認定と年代指定のあるもの、という形で見直しても、せいぜい遡りうるのは明末までである。即ちこうした用例探索で遡りうる時期は余り遠くない。ところがそれに対し、より漠然とした形で制度の沿革を回顧する文脈では、その始期は今度は遙か昔に遡らされている。即ち康熙志「令甲考」は、新漲沙地の里排への撥与等に関する「蕩塗之制」、買佃承佃等成田後の諸制度に関する「田地之制」の説明の後に、両者を承ける形で「數百年相沿、歴代不易」と述べている。そして乾隆志では、当の「買佃承佃説」の末尾に、「至元建治來、永為定例」の明文が存在する。そのまま統めば、元朝創建期、至元十四（一二七七）年、崇明州を設置して以来、当の「買佃承佃説」に説明されるが如き制度が存続してきたことになる。それゆえ従來の議論も、この落差をうけ、とりあえずこの後者の回顧的言及の真偽当否を問うという形で進められてきた。

即ち藤井氏は、早くからこれら回顧的記述の信頼性に対し否定的な論陣を張って來られた。氏はまず乾隆志上の「至元建治來」という文章自体が、直接的な根拠なしに書かれた一文である、という主張から始められる。即ち康熙乾隆兩志の記事を対比してみれば、乾隆志「買佃承佃説」は基本的に康熙志中の買佃承佃關係記事を一箇所に集めて編したものと考えられる。そして確かに右記康熙志「蕩塗之制」「田地之制」を含む大きな一節の中に「故自至元建治以來歷今四百余年、恪遵無斁」なる一文が存在する。乾隆志の一文はおそらくこれに基づこう。しかし右の一節全体は、基本的には「三年一文、毋則除糧、漲則撥民、流水為界」という十六字からなる崇明土地制度の一般原則（「崇明十六字令甲」）についての長大な解説として位置し、しかも当の「自至元建治以來」の一文は、直接的には崇明県の県境を流水で決定してきたという事実にかかれている。乾隆志はそれを編集の過程で不注意にも買佃承佃制の

説明に結びつける誤りをおかしたのである、と説かれる⁽³⁾。

至元建治の一文の由来に関しては、確かにこの藤井氏の説明は説得的である。しかし他面、藤井氏も認められる通り、康熙志自体に既にある「數百年相沿、歴代不易」の方について言えば、それが買価承価を含む言及たることは議論の余地なく、また逆にそれあればこそ乾隆志編者が問題の操作をなしたろうことは容易に想像がつく。そこで当然次にこの「數百年相沿」の当否が問われざるを得ない。そして藤井氏はこの文章に対しても二つの論拠をあげてその信頼性を否定される⁽⁴⁾。即ち第一に、現存の明代旧志に清代諸志の如き買価承価を伝える本格的記述がない。また他に確実な根拠があつての発言としたら數百年というが如き漠たる表現をとる訳もなく、たとい民間口碑の如き根拠が別にあつたにせよ、それらには確固たる年代的信用は置き難い。第二に、康熙志と乾隆志との間ですら、承価を持つ佃戸の権利内容に発展が見られ、ようやく乾隆志に至って一応の耕作権の確立を見る（所説の詳細は本稿第三節参照）以上、元代の崇明島に「耕作権の確立」が見られようはずもなく、また康熙志乾隆志間に起つた変化から考えても、「康熙志に記述する程度の佃権すらそれが元代より不易の遺風であるとは到底考えられない」⁽⁵⁾。

しかし我々はこの説明に対しては幾つかの異和感を感じずにはいられない。即ち第一に、確かに言う通り康熙志の記事は確實な年代的典拠を持たぬものかもしれない。しかし少なくとも康熙志編者にはそれが非常に古い淵源を持つものと見えていたということは事実として相応に尊重されるべきではなからうか。そもそも明代旧志に康熙志の如き明確詳細な買価承価制の説明がないというが、またそこに別種の開墾手法についての説明があるわけでもない。明代旧志はむしろそうした開墾制度の如き社会経済的問題一般に積極的な関心を払っていないのである⁽⁶⁾。少なくとも不在の証拠とはなし難い。そして第二に、清代県志の説明上、買価承価制の第一次的含意は、既述の通り開墾佃戸に対

し業主が承佃という形の租の得点を与えるという所であり、「耕作権」は、むしろ康熙乾隆各買佃承佃記述間で違つた内容をとるといふことがかえつて示す通り、制度自体としては副次的な問題にすぎない。当該史料を用いて「耕作権の確立」を言う所説が一方にあり、それへの批判としてなされている限りにおいては右の議論も成り立とうが、業主が開墾佃戸に承佃を分与するという佃戸開墾時の処理制度自体の淵源を論ずるに、耕作権は未だ確立していなかつたと言つても議論はくいちがう。前代では佃戸が開墾を担当すること自体がなかつたといふならまだしも、佃戸開墾の事実を前提とすれば、当然その処理をめぐる何らかの慣行があつたはずであり、県志上、買佃承佃、「田地之制」の説明が、そして数百年來といふ発言が対応するのも、とりあえずはそうしたレベルの問題である。たとえ耕作権に關して藤井氏の言う通りであつたにせよ、もう一つ別の問題がそこに残っているものであり、そしてそれはやはり未解決なのである。

それに対し草野氏の議論は専ら、佃戸投下の開墾工本の償還方法というレベルで進められ、宋代水利田開発においても開墾佃戸は退佃時に投下工本額相当の金銭的補償をうけていたという觀察と、康熙志以降の買佃承佃制の記述とが、同じく工本償還制度という点で一つの系列に結ばれ、それゆゑ藤井氏が否定的に解された「數百年相沿、歴代不易」「至元建治來、永為定例」いづれについても、「そのまま信じて良い」といふ評価が下される。「買佃承佃制が至元十四年（一二七七）六月の崇明州建治の年に始まることは最早疑いを容れない」。建治当初「築圩成田を促進すべく政府当局者が当時現行の民間の工本償行を採つてこれを制度化し、崇明田制の一環として、文字通り田制として施行したのが買佃承佃制であらう」。

しかしこの説明も、我々には必ずしも十全なものとは思えない。第一に、ここでも至元年間施行、制度化、或いは

広く元代における買価承佃制の存在を示す何らかの具体的な事実があげられている訳ではない。⁽⁸⁾ せいぜい論証としては、後述の通り明末既に「承佃田」をめぐる紛争（「搶圩」）があり弊害が論ぜられていた、という事実から制度盛行時期の先行が想定されているにすぎない。⁽⁹⁾

そして第二に、より決定的なことだが、県志（とりわけ乾隆志）に記される買価承佃制は確かに佃戸開墾時の処理制度、工本償還慣行の一形態と言えるが、逆に佃戸開墾がすべからず買価承佃の方式をとるものではない。氏自身その点を補なわんと、「宋代以来発達してきた工本慣行と買価承佃制との繼承關係を考ふる」為に、各地に見える「買価承佃制に類する慣行」として、①崇禎『漳州府志』卷八「土田」の一節、②『民商事』直隸省天津県の「死佃」慣行、③『瑞金県志』の「白水」慣行、④『民商事』奉天省洮安県の開墾慣行をあげ説明を加えられているが、①は、氏自身「詳細は分らない」と断わられる通り不分明な記事であり、むしろ系列としては「望水賠粮」して業主権を得た業主レベルでの話、②は死佃佃戸が「全莊幾分之幾」という形で佃田所有をしていたという話にとどまり、承佃分与という制度を暗示するものではなく、③④に至っては、③は単に山塘開墾の工本は田主七対三で分担する、④は開墾には開墾者に賃金を与える備開と、開墾地の半分を報償として開墾者に与える分開とがあるという話にすぎず（即ち後者は明らかに租佃關係の話ですらない）、それを「山田開墾の工本分担關係は七三分承佃である」、「分開は半承佃のようである」と言えば、やはり語義の拡大が過ぎるものと言わざるを得ない。

崇明志上問題となっているのは、業主が佃戸開墾に対し承佃なる特定内容を持つ権利を与えるという特殊な制度の形成、存否なのであり、そして清初期問題の崇明田制は、まさにこの特殊な制度的構成の上で展開していたのである。

以上の様に、両氏の努力にもかかわらず、買価承佃制の始期については、未だ立論の自明の基礎となしうる様な確定的な結論は得られていない。とりあえず史料的に確かと言えることは、康熙志編者には、それが相当古くからある

慣行と見えていたこと、そして確かに万暦年間、民間に承価なる語をめぐる慣行のあったこと、この二つである。⁽¹⁾

1 草野 F 八三頁。

2 康熙乾隆志中から、明代の年代指定のある記事を一、二引いておくと、「唐世涵、浙江烏程人、万暦己未進士。泰昌六年（一六二〇）任。愛民如子、疾惡如仇。清弊、均承、信賞必罰。邑人有龍凶之頌」（康熙志卷第十宦蹟志「名宦」）。引用中角カツコ内は引用者補。以下同じ）、「崇禎中、知臬陸一鵬率衆詣城隍廟、誓神曰『崇明田産、凡不遵正撥者、皆為弊産。其買、當婦里排。凡不遵批書者、皆為搶圩。其承、當婦里排。……』云」（乾隆志「大弊須知」）などがある。それらから分ることも、およそ明末期、買価承価なる名を持つ開墾制度があり、それをめぐり「弊産」「搶圩」なる弊害があったといふことにとどまる。

3 これは藤井 A 六九頁以下、以来一貫する主張である。同 B 四頁以下、同 C 四一〇四頁以下も参照。

4 藤井 A 七一頁以下、この主張も一貫する。同 B 六頁以下、同 C 四一〇九頁以下も参照。ただ前述万暦志上の承価用語例の存否に関しては、勿論草野氏の指摘をうけて、C 四で補訂がなされた。

5 藤井 A 七三頁。圈点原文。

6 そして明代諸志側の事情については分らぬが、康熙志以下が何故それを書き出したのかについては、とりあえず状況の変化と、それに対応する地方志自体の性格変化という説明が用意される。「一、志以揚善、亦不隱惡。崇俗素敦慝樸、不事聲華。邇年良頑不等、俗惡風刁。如豪佃打降健訟搶圩諸害、靡所底止。故直書之、以便当事者、開卷之下、洞悉地方利害、亟為興除」（康熙志「凡例」）。なお第四節 2 項も参照。

7 引用は草野 F 八三～八五頁。

8 むしろそこに『南村駁耕録』『釈怨結姻』説話の一解釈がはめこまれる（F 八三頁）。しかし第一に、まず同説話自体が草野氏の説く如き工本償還を説くものと断じうるかについて疑点がある（第四節 1 項参照）。第二に、果してそれが工本償還慣行

を説くものと解しても、そのことと至元年間買価承価制施行制度化の結論との間には論理的な飛躍がある(次述)。

- 9 草野F八〇頁以下。そしてこの点に關しても、弊害の続出以前に制度盛行期があると果して常に言えるのか、という單純な疑問がある。弊害、更にくだいて言えば紛争が、制度化それ自体により引き起こされるという可能性もあるのである(第四節2項参照)。

- 10 草野F八四〜八五頁。

- 11 ただ勿論、問題の存在が明らかな以上、仮説提示の努力は必要である。両氏立論が、史料実証というレベルとは別に、仮説提示というレベルで持つ意味と問題については、第四節の中で、我々自身の仮説を対置しつつ、再度検討を加える。

3 制度の終期

始期に対して終期の側は、眼前で進行した事態ゆえ、それだけ県志の記事に恵まれている。例えば、直接的な表現としては、光緒志⁽¹⁾民国志が、買価承価(そして次節に述べる「過投」)につき説明した後で各々「……買価承価過投、併帰一人、為底面地。未帰併者為单边地。乾隆以来新漲外沙、皆底面地。唯内沙腹地、尚有单边地」(光緒志「承買価」)、「……然惟内沙腹地、有此成例。邇後田主自賃築圩、買価承価過投、併帰一人」(民国志、积例「買価承価」と述べている。兩者あわせると、既に開墾の終った内沙腹地は別として、乾隆以降新たに外縁に漲出した沙蕩の開墾過程においては、(佃戸ではなく)業主が自らの資金負担において築圩を行なったので、買価も承価も(そして後述の「過投」も)業主一人に帰することになった。即ち買価承価制という特殊な工本処理手法が、という以前に、そもそも佃戸が新漲沙地の築圩成田を担当するということが、乾隆期を境に次第に行なわれなくなつてゆく。これを説

む限り事態は甚だ明白な様に思われる。

しかしこの終期に関しては、「はじめに」でふれた如く、草野氏により「買価承価制が明代中期以降次第に衰退し明末清初期には姿を消していた」といった立論が既になされている。⁽²⁾ その通りとあれば、右史料は時期比定が誤っているか、或いはせいぜい転換の最末期の状況を述べるにすぎぬものとなる。果して明代中期の衰退開始という証明は、右記史料記述を越える程の明証性を持つのだろうか。

氏の行論は、複雑かつ緊密な構成をとり、また問題も多岐に渉り、簡単な要約再現を許さない。ただ敢えてこの衰退変質始期の論証に焦点を合わせて論理的依存関係を示せば、それは次の様な順序で成り立っている。⁽³⁾ 即ち、氏はまず買価承価制の終期の問題を、逆にそれにとって代る開墾体制の形成存立の側面から論じられる。そして氏は買価承価制にとって代る開墾制度として、光緒民国志に現れる「圩頭」なる勢豪層が、佃戸から「頂首」なる金銭を徴し、直接開墾に当り、開墾完了後、成田引渡し時、田主との間で工本の清算を行なう新たな開墾手法に着目される。そして序でこの手法が歴史的に何時頃出てきたかが問題とされ、そこで二つの論理が介される。まず康熙乾隆志に見える「過投」とは、佃戸の支払う金銭（押金、押租）として右の「頂首」に通ずるものであり、その構成は買価承価制ではなく、むしろ右の新開墾体制に適うものである。それゆえ「過投」の存在（次節以下に見る通り、康熙志上、既に年来の慣行として言及がある）は、新開墾体制存在の証明である。第二に、圩頭は右の如き開墾請負いと共に、史料上「搶圩」「争圩」（以下説明用語は「争圩」で統一する）といった名で呼ばれる業主沙地の侵佔、無許可での開墾の主体としても現れる。そして勢豪棍徒層の争圩は既に明末から有り、買価承価制を阻害していたという（事実、明末期年代指定のある記事もある）。それゆえ争圩記事の存在も、新開墾制度出現の証拠となる。かくして両者あわせて、

氏においては開墾制度の変質始期は明代中葉に遡らせられることになり、またそれは同時に田主佃戸租佃関係局面における工本制から押租制への転換として位置づけられる。

成程、買値承佃制の終期が同時に次の開墾制度の成立期の側からも論じうることに、それは確かである。しかし右の立論がそうした単純作業だから成っている訳ではないことも明白である。とりわけ右の論拠のうち第一の側面は、「過投」と「頂首」とは史料上置換可能な概念である、という特異な仮説の成立を待って始めて存立する。しかし現時点でも次のことだけは明らかである。崇明志上、田主が「過投」を徴す、圩頭が「頂首」を徴すという記事は現れても、(草野氏の議論に直接必要な)圩頭が「過投」を徴すという記事は、遂に一つも出てこない。論の当否(後に第五節で見る)は別として、少なくとも論拠としては当面別置しなければならぬことだけは明らかである。それゆえここでは、より史料的に必然的なもう一つの論点、争圩の側に限って検討を加えておくことにしよう。果して争圩の記事を手がかりにして、明代中葉来の変質衰退という結論が導けるものなのか。四志に見える争圩関係の記事に目を向ける時、開墾制度の転換との関連で言えば、次の三つの点が注目される。

第一に、争圩は草野氏が指摘される通り、早くも康熙志に登場する。史料上年代指定のある争圩の初出は明末であり、即ち前述の「承佃」記事初出のころ既に争圩も並んで存在する。新漲沙地は本来的に県域の周縁にあり、広かつ荒蕪であり、そこへきて里排への撥与も数次にわたる為、一一の地片は零細畸形となり、個々の里排業主が個別に管理掌握することが困難な性格を持っている。そこにつけこみ争圩が起る。それゆえそうした個別管理の不便を補なう為に、共同して「状首」なる者を選任し「看蕩之人」として沙蕩管理に専念させる制度が古くから作られていた。⁽⁶⁾しかしそれも康熙志に「今則棍豪冒占、古制蕩如」とある如く、既に清初には争圩者自身の乗っ取る所となっており、

そして乾隆志になると、代つてそのうちの更に強豪なる者が「圩頭」なる名の下、「霸立一方、横徴樵戸」する沙蕩の領域的な支配者として登場する。⁽⁷⁾争圩が、業主の沙蕩掌握の、それゆえとりあえず買価承佃制の敵対物であること、そしてそれが明末来あり清代にかけて激化していったこと、それは疑いがない。しかし他面、そうした争圩主体の活動が買価承佃制にのみ対応し、その廃止とともに消滅するかと言えば、これはそうではない。最早新漲沙地開墾の為に買価承佃制が採られていないこと全ての人が認める光緒志民国志の中にも、争圩の弊害を嘆く記事は存在する。⁽⁸⁾その意味では、争圩は四志通じて現われる崇明田制一般の宿弊である。

しかし第二に、そうした争圩の記述をめぐるより具体的にみてゆくと、康熙乾隆両志と、光緒民国両志との間で、明確な差異のあることも見てとることができる。即ち前二志では、「無批書者曰搶圩搶種」「凡不遵批書者、皆為搶圩。其承佃当婦里排」という定義から分る通り、争圩とは批書の定立、即ち買価承佃制における開墾に先だつ業主佃戸間の個別契約手続の欠如という形で一貫して説明され、また後者の「其の承佃は当に里排に帰すべし」という記述を強く推せば、争圩者は放置すれば承佃主の地位に立つ形で終ったことが窺われる。それに対して後二志では、「捏造議書、濫招佃戸、婪取釘首（注略）、及業戸認管、猶勒灸圩工丈帛等費、始交還其地、是為争圩」という定義から分る通り、⁽¹⁰⁾同じ逸脱行為として見るにしても、争圩は、「批書」の欠如、「承佃」の霸佔としてではなく、「議書」の捏造、交田時の「圩工丈帛等費」の強請として記述されている（「釘首」に関しては第四節で論ずる）。争圩の性格が、そしてそれにもましてそれを位置づける視角が両者で異なっているのである。

それでは第三に、そうした見方を光緒志民国志がする時、争圩ではない「正しい」開墾手続としてそこでは何が対比的に思いうかべられていたのだろうか。その視点で見ると、民国志に唯一見える次の如き記述が注目される。「築

圩。……由粮戸呈具給示、公推同邸一戸為圩頭、立議書、憑以挑築。工費薪米、文帛等費、按畝攤償⁽¹¹⁾。個々の業主が個別に佃戸を招き批書を結び承佃を与え開墾を行なわせるのではなく、業主達が共同して圩頭を立てて議書を結び、彼に築圩工事を担当させ、竣工後その工費を所有面積に按じて業主達が分担償還する。先の争圩の記述は、まさに右の記述と表裏する関係に立っている。そして注意すべきは、こうした制度的な開墾主体もまた争圩主体同様、そこでは圩頭と呼ばれていることである。より大胆な要約をすれば、民国志では、圩頭が主体となって沙地の開墾を行ない事後的に業主から開墾工本の金銭的償還をうけるという仕組みを中心に、それを業主達の依頼、議書の定立を介してする仕方と、それなしに勝手に始めてしまふ仕方とが表裏する形で記されている。そしてそれは、康熙志乾隆志で、佃戸開墾承佃分与という事実をめぐる、佃戸が批書を立て開墾を行ない成田後承佃主となる買佃承佃制と、批書を立えず勝手に開墾し承佃を壟断する争圩とが表裏をなしていたのと同様である⁽¹²⁾。

このように争圩は幾つかの仕方で開墾制度の問題にかかわっている。それでは我々はここから買佃承佃制の終焉、開墾制度の転換時期についてどのような結論を導きうるであろうか。まず第一に、争圩の存在一般という形で問題をとらえるならば、それは史料の最初、明末から既に見える。そしてそれは確かに買佃承佃制の敵対物である。しかしだからといってそれが当然に買佃承佃制とは別の安定した開墾方式の出現を意味するかと言えばそうではない。凡そそうした一般的レベルで見るとすれば、争圩とはあらゆる業主管理下の開墾制度の敵対物なのであり、事実業主による沙灘管理掌握の困難という変らぬ与件の下、民国期までそれは起り続ける。それゆえ争圩があるというだけでは、それは記録される崇明開墾制度記事中、最初から最後まであるのであり、そこから何か特定の結論を導くことは難しい。それでは、民国志中に新たな開墾主体として描かれる圩頭層の出現自体を制度転換のメルクマールとすることは出

来ないだろうか。圩頭なる名は既に乾隆志から史料上に現れる。そしてそれは実態としては、康熙志に見える状首の地位を冒佔する勢豪棍徒層の活動へと系譜的に遡らせてゆくことも十分に可能である。しかし勿論肝腎な点は、彼らの活動の内容の側にある。彼らがなす争圩が、或る領域を壟断占拠開墾し、業主達はやむなく事後的に（恐らく割高の）築圩工費を支払い自身の成田を回収する、という形態をとるものとあれば、成程後代につながる新たな開墾制度の先駆的形態が、彼らの出現とともに拡がっていったと考えることも不可能ではない。しかし当面史料的に確かなことだけを言えば、圩頭の名称は乾隆志に既に現れるが、彼らが議書、圩工大帛等費の事後的請求といった新たな開墾制度の諸契機と結びつけられた形で史料上現れるのは、争圩という形まで含めても、光緒民国志になってからである。乾隆志の争圩は、どれも相変らず批書との関連で語られている。少なくともここからは、乾隆志圩頭の争圩活動の性格を、明末来のそれと区別するのは難しい。

それでは第三に、より積極的に、圩頭が開墾主体となり、業主は開墾工本の金銭償還により成田を回収する、という特定スタイルの開墾方式の一般的出現を示唆する記述を諸史料中に求めるとしたら、それはどこに求め得ようか。その様に考える時、我々は結局問題の振り出し、「乾隆以来新漲外沙」では「田主自贖築圩」したという光緒志民国志の記事に戻ることになる。即ち「田主自贖築圩」必ずしも、先に見た民国志の業主共同、議書定立、圩頭開墾、工費償還のシステムを特定はしないが、逆にこのシステムが「田主自贖築圩」に含まれることは確かである。成程、圩頭開墾でも田主が最終的出資者となる。そして明末来、業主による沙地管理掌握の困難に対応して進行し、また光緒民国期につながるべく勢豪土棍層の争圩活動の拡大の様を見た我々にとって、問題の乾隆期、しかも更に周縁の外沙で起るこの「田主自贖築圩」が、より原初的な個別田主による自力開墾への回帰を示すものと考ええるよりは、勢

豪圩頭層の沙蕩支配の極に現われた、業主層による沙蕩管理（そしてそれが業主による個別召佃、個別開墾、即ち買佃承佃制の前提である）の断念、圩頭の開墾主体としての追認と、彼らからの成田の金銭的回収策への転換の帰結を示すものと見る方が、はるかに素直に見えることもまた言をまたない。そうだとはいく確証はなく、また全てがそうだとする必要があるが、せいぜい遡っても、この記事に行きついてしまうことは、認めざるを得ない。¹³⁾そしてこれが、そうした解釈を許容する一般的記事の初出である。

つまり、勢豪圩頭層の争圩に着目しても、「乾隆以来新漲外沙」の言明をこえて、沙地開墾制度の転換を大きく邁らせることは、少なくとも史料的には難しい。勿論、明末来、買佃承佃制の阻害要因が存在し拡大してきたことは史料的にも確かだが、それと新たな開墾システムの形成とは一応次元の異なる問題なのである。とりあえずは、買佃承佃制が崇明現役の開墾制度としての主要な地位からすべり落ちるのは、史料の言う通り、乾隆以降新漲外沙の開墾過程においてである、逆に言えば、清初なおそれは現行制度として機能していたと解するのが、やはり順当である。

さて以上、県志上に現れる買佃承佃制なる特異な開墾制度につき、内実、始期、終期の三点から簡単な整理を試みた。勿論、議論は未だ事態の外枠をなぞるに止まり、当然引き続いて、そうした制度枠組の中、承佃を与えられた佃戸が成田後の租佃関係内で持った法的地位の詳細とその歴史的推移が問われなければならない。しかしその問題に答える為には、その前に、崇明志上に現れるもう一つの特異な概念、「過投」について、初歩的な検討を加えておかなければならない。

1 最初に康熙乾隆志でしたと同様に、光緒志民国志における「田制」記事全体の構成を示しておく。

光緒志では、「田制」は巻之六賦役志にあり、最初に乾隆志同様、税糧額、十六字令甲の説明、各届漲坍額等に関する包括

的な説明がおかれた後、「附条議」として分節された説明が続き、各段落の末尾に、細字双行で「以上科則」「以上承買価」等の標目が記される。以下引用はその標目による。

それに対し民国志では、「田制」は巻之六経政にあり、大きく三部に分たれる。まず田制一は税糧額等を記す。田制二「釈例」は崇明田制特有の諸慣行を段落を区切って列挙する。段落に標目なく引用に困るが、段落初頭に自ずから出る「科則」「状首」「買価承価」等の字句を便宜標題と見、引用もそれに依る。田制三「論弊」は、田制上の弊害一七項、及び「其似弊非弊者」五項を列挙するもので、引用はその弊害名による。

2 引用は草野F八六頁。ただこの転換がいつ完了したのか、即ち買価承価制が最終的に消滅したのは何時かという点（それは当然、前掲光緒民国志記事の直接的評価と関連する）に関しては、「はじめに」註10で見た様な差異が草野氏F・H・J・K各稿間で存在する。それは恐らく、氏において買価承価制後現れる圩頭層を主体とする開墾、業主層が共同して為す開墾、両者をどう関係づけるか（歴史段階と考えるか、同時期の両態様と考えるか、また歴史段階と見た時、乾隆期新漲外沙での転換をそのどちらに当てるか）という点に関係するのであろう。しかし結論自体がはつきりせず、また草野K五〇頁註3には、Hの「圩頭制の考察は正確さを欠く。機会を得て補正を加えるつもりである」との一文もある。それゆえここでは草野氏所説中、当面安定してある（また草野説の第一の特徴たる）転換、変質衰退始期の側に焦点をあてた検討を行なう（ただ頂首をめぐる論点に関しては、第四節1項註2を参照）。

なお買価承価制なる開墾制度の終期に関し藤井氏がどのような理解をとられるのかは、一田両主制の成立期に関心を集中させる氏の立論の性格上、必ずしも明示的ではない。しかし前引民国志をめぐる「内沙腹地」とは、崇明群島のうち、県治のある長沙を指したものに外ならぬから、一田両価の慣習は清朝中期から長沙のみに於いて発達したものであろう（藤井B一三頁註10）との言及がある。開墾制度としては、光緒民国志の言う通り、乾隆期以後用いられなくなったが、既に内沙で作られてあった買価主承価主の関係は、そのまま発展を続けた、という理解がなされているものと思われる。その意味づけ、及び

問題点については、本稿第三節及び「おわりに」で改めて検討する。

3 以下の紹介は主に草野Hに依る。勿論草野Hの行論順序はこれと異なり（むしろ第四節で改めて見る通り、民国期史料により「頂首」「過投」の置換可能を論ずる所からそれは始められ、順次明代までそれを遡らせる形で立論は組み立てられる）、またそれを補強すべく更に幾つもの論理構成をその内に持つ。立論中、史料解釈にわたる各点は順次本稿内で検討に努めたが、やはりそれは草野説それ自体の単純な紹介とは距離を持つ。草野説それ自体の詳細については、読者が直接草野氏論考に就いて検討されんことを切に期待する。

4 本節二項註2所引、崇禎年間知県陸一鵬の誓詞を参照。そして承価の語を含まず争圩のみを言う例をとれば、時期はもう一つ遡る。「何懋官、浙江永嘉人、丁丑進士、万曆五年任、……剔抵電之弊、均搶圩之田」（康熙志卷第十宦蹟志「名宦」）。即ち先に見た万曆三〇年の承価初出例よりなお早い。

5 康熙志「状首」他。そうした撥与沙地の零細化自体が一面では争圩主体側と胥吏の結託の産物でもある点については、次の史料。「迨括闡公撥、復厚餌区書、取一沙之田、瓜分零派、每甲不上數畝。使受撥者争之則所得有限、棄之亦所失有限、而後之侵漁之計」（乾隆志「争圩説」）。康熙志「令甲考」、乾隆志「弊害論」「沙總剪碎坵形大弊も参照。

6 康熙志「状首」、乾隆志「草蕩設立状首」。その職分職責は後者に詳しい。

7 その結果、圩自体が圩頭の姓名をとって「某人圩」と呼ばれるようになったという（乾隆志「草蕩設立状首」）。光緒志「圩蕩」も併照すると、「統有霸行一方、壟斷漁利者、名曰圩頭、每有漲沙、無論有無己産、輒強行盤踞、始而搶樵、繼而争圩、終而吞租。無論粮戸不及詳知。即知之、亦難免弱肉強食」とある。なお乾隆志来、圩頭争圩と並んで出る「歩口」は、こうした圩頭の侵佔のうち、既佔地に「接漲」した部分に対して更に行なわれる侵佔を指す語と思われる（光緒志「争蕩争圩歩口諸弊」）。以下、圩頭争圩に含めて考える。

8 しかもそれが単なる回顧的言及ではなく、近年現行のことを記していることは、民国志論弊「争圩」条註記内に「頂首不得

過田価時値之半」なる対策があることからかえって知られる。頂首額が田価の半ばを越え出すのは、後に見る通り光緒期以降のことである。第五節2項参照。

9 康熙志「令甲考」及び乾隆志「大弊須知」。

10 光緒志「争蕩争圩歩口諸弊」。民国志論弊「争圩」もほぼ同文。

11 民国志积例「築圩」。

12 このようなバラレリズムの意味する所については第四節2項参照。

なお念の為に付記すれば、勿論、開墾手法としてはここに見たもの他に、常に田主自らが築圩主体となるケースが一方にあった(読み返して見れば分る通り、康熙乾隆志の買価承価制解説すらも、その可能性を一方に述べている)。それゆえ当然、争圩の対策としては常にそれ(しかも数人の業主が共同して行なう「里排公築」の形)が一方に思いうかべられる。乾隆志「争圩説」、光緒志「争蕩争圩歩口諸弊」、民国志論弊「争圩」各々の末尾参照。そしてそれが「是一拳而諸害悉除也」(乾隆志)たる対策たることも殆ど自明である。しかし他面、これも考えてみれば分る通り、そうしたことが簡単に思いついて出来ないからこそ凡その問題が起ってくるのである。大多数の業主が、開墾築圩作業を、沙地に現に居る佃戸なり圩頭なりに依存せざるをえない現実が先にあり、それが開墾制度のあり方を規定する。その各々の段階における妥協点として、買価承価制なり、右述民国志の議書定立、圩頭開墾の体制があると考えた方が、より現実にならう。

13 それゆえ我々は以下、とりあえずこの「田主自賃築圩」の記事を、(イ)業主が或いは単独で、或いは共同で、自ら主体となり(当然傭工等を用いつつ)開墾築圩をする形と、(ロ)共同で議書を立て圩頭に開墾依頼をし、その工本を金銭償還する形、両様の形式を含むものと解してゆくことにする。

第二節 過投と買価承価制

1 過投と投生銀

県志「田制」中の買価承価関係記事を見てゆく時、四志通じ、それにつき従う（康熙志について言えば、むしろそれと混ざり合う）形で、「批田人情」及び「過投」なる金銭に関する説明が現れる（なお後者については康熙志の一個所で「過頭」なる表記もとられるが、以下説明は便宜「過投」で統一する）。次節以下でも繰り返し問題となる康熙乾隆兩志該当箇所を最初に引けばその内容は次の如くである。⁽¹⁾

凡佃不願耕種者、退還主家、不許私相授受。或前佃於批田人情外、另有過頭銀兩、彼此交代、當還。名曰過投。

負租者除還產主。此田地之制（佃戶批田、每千步例有銀幾錢、以田之肥磽爲多少。名曰人情。前佃過田與後佃耕種、每千步于承價外得銀一二兩不等。名曰過頭銀）。「康熙志「令甲考」」

舊例。初時投批、每千步納主家銀二三錢或三四錢不等。曰批田人情、猶云贄見之儀。其輕重以田價貴賤爲準。成圩之日、每千步納主家銀兩、許或二三兩不等、亦總以田價貴賤爲準。載明批書承管。名曰過投。前縣王恭先、以奸豪私唱過投色目甚多、改名曰田根、今仍舊號。「乾隆志「批田過投說」」

そしてこのうち「批田人情」に関しては、他の地域でも時に見る召承佃契約時に佃戸が一種の礼金として幾ばくかの金銭を田主に支払う慣行と解し得、従来もその性格づけをめぐる⁽²⁾ては議論もない。ところがそれに対し「過投」の

側は、右に見る通り、乾隆志以降の諸志では、成圩時佃戸が田主に支払う金銭として単純明快な説明が与えられるのに対し、それに先行する康熙志では、かえってそうした言及なしに、承佃分与の説明の後、言わば突如、換佃時に前佃後佃間で承佃と並んで授受決済される金銭として現われる、という史料記述上の体裁の差異も手伝って、従来から様々な議論がたたかわされてきた。⁽³⁾

例えば最初に結論のみ示せば、藤井氏は、前節で見た開墾時に佃戸が全承佃を得べく田主に支払う投生銀に着目され、「過投」とはこの投生銀の別名、或いは転化形態であるとの解釈を示される。⁽⁴⁾そして草野氏は、前節でも少し見た様に、光緒志民国志に見える、圩頭が佃戸から「頂首」を徴して開墾に当る体制に着目され、この「頂首」と「過投」とを、同じく佃戸が承佃時に支払う金銭負担、即ち押金として性格づけ、両者の系譜関係を論じられる。狭く買佃承佃制と「過投」との関係づけという観点で見ても、藤井説では「過投」とは投生銀に通ずるものとして買佃承佃制の一契機と位置づけられるのに対し、草野説では、右の議論に佃戸開墾（承佃分与）から圩頭開墾体制への転換という先の歴史図式がそのまま重ね合せられる結果として、「過投」は買佃承佃制とは原理的に異質であるというばかりか、凡そ開墾制度史上の段階を異にするものと把握され、それゆえ一佃戸が同時に「過投」を支払いかつ承佃を持つなどということは、論理的に見て有り得ぬことだという判断が導かれる（しかし本節冒頭の引用に明らかな様に、康熙志は、換佃時に後佃が前佃に「承佃の外」に「過投」を支払う様を明文で記している。草野氏はそれに対しても、論理として有り得ぬことを書いている以上、康熙志編者が混乱をしているのだ、という方向で解決を図られている⁽⁵⁾）。

両氏結論間の差異自体がかえって示唆する通り、問題は意外に大きな広がりを持ち、一挙に全てを解決することは

難しい。しかし他面、最小限、それが買価承価制と如何なる關係に立つのかを明らかにせぬ限り、その下における崇明佃戸の法的地位という問題の議論も始め難い。当面、次の二点の解明が必要であろう。即ち第一に、「過投」を、藤井氏の主張される如く、投生銀の転化形態として理解することが可能か否か。或いはより広く、「過投」を右に見た買価承価制なる開墾制度、佃戸工本負担の処理制度の中の一契機として見るのが適当か否か。第二に、もし否とするならば、それでは「過投」は買価承価制と如何なる關係に立つのか。端的には、草野氏が否定された右掲康熙志、換佃時佃戸が「承価の外に」「過投」を授受しあうという記事をそのままに理解することは、全「過投」関連記事から帰納する「過投」の屬性から見て、不可能なことなのか否か。予備的初歩的な考察を試み、次節以下の議論に備えたい。

まず、第一の問題について、藤井氏の説く所を、もう少し詳しく見てみよう。氏は前掲康熙志、換佃時前後佃間で「過投」が授受される様を次の様に説明する。即ち、佃戸が投生銀補納により全承価を得た場合、「工本のみによって得られた承価と投生銀とを合算したものが全承価の内容を形成するわけであるから全承価の成立した土地の承価（田面権）を佃戸が売りに出す場合は後佃は原則として前佃が工本を投入することに依つて得た承価と投生銀とを合算したものを前佃に支払わねばならなかった。その場合、投生銀のことを過投銀と言った⁽⁶⁾。そして乾隆志の成圩之日に佃戸が田主に「過投」を支払うという記事については、こうした投生銀、過投銀二つの原初的な用語法が、「何時しか……混同され」た結果、乾隆志は最初の投生銀のことも過投銀と呼ぶようになったのだ、と述べられる⁽⁷⁾。

しかしこの説明に対しては、我々は次の様な疑問を即座に抱かざるをえない。最初に幾らか内在的な疑問から言えば、即ち第一に、氏の買価承価制に関する説明に全面的に依拠した場合ですら、投生銀は投下工本と合わせて全承価

の対価をなす。投生銀補納により得られる部分も、工本投下による取得部分と区別なく承価と呼ばれ、またその内実にも区別は与えられていない。⁽⁸⁾ だとするならば、投生銀投納後、全承価を既に得た佃戸が、何故にその持つ権利を、なおも「承価」と「過投」として意識し、かつ後佃に対してまで表示しなければならぬのか。両方とも承価である、或いは全承価という一つのものがあるとする方が、氏の説明からしても普通ではないか。そして第二に、上掲乾隆志の「批田過投説」後段が旧称投生銀の説明だとするならば、なぜここでは投生銀なら当然なされるべき投下工本額多寡との関係づけ、それとの差額という説明がなされず、「統以田価貴賤為準」という原理的に異質な基準が提示されているのだろうか。また第三に、時代下って民国期、『民商事』崇明県習慣「田制」項を見ると、圩頭開墾にともない田主は承買両価（「底地」）を、佃戸は「過投地」（「面地」）を持つという、県志とは少し異なる形の並立状況が描かれている（詳しくは第五節1項）。そこでは明らかに、「過投」は佃戸開墾と直接の結びつきを持たぬ形で現れ、またそれゆえ佃戸が開墾時、全承価を得べく支払う投生銀との連関を論ずることも難しい。勿論、無理やり、それはかつて佃戸所有の全承価のうち「投生銀部分」即ち「過投銀」部分だけが分売転売され、残りの「投下工本部分」即ち氏の言う承価の部分が田主に再取得された状態を示すと言つて言えぬこともないが、さすがにそうした特殊な操作が「底地」「面地」という一般的名称区分を生むまでに広汎に行なわれたとは解し難い。「過投」は投生銀のことだと決めて考えても、これだけの問題が出来る。

そして幾らか離れて見るならば、そもそも右の全てに先行する問題として、「過投」と投生銀を等置する氏の立論は、「過投」も投生銀も、同じく成圩之日、佃戸が田主に支払う形で始まる金銭であるという判断を大前提とする。しかし、少なくとも史料的に明らかなのは次の所までである。即ち第一に、投生銀はいさ知らず、「過投」を承佃

時、佃戸が、田主に、支払う金銭として描くのは乾隆志以後のことにすぎず、そもそも康熙志においてはそのような記述自体を全く欠く（このことの意味については次節でより詳しく見る）。そして投生銀が佃戸間で授受される時、「過投」と呼ばれたなどという記事はどこにもない。即ち康熙志中には両者を結ぶ回路は実は最初から一つもない。また第二に、乾隆志以後の記述に拠った所で、成圩の日に支払うと明言するのは、実は「過投」の側だけであり、投生銀を何時支払うのかについて明示的な説明はない。そして広く投生銀投納期は何時かという点になれば、前節で見た通りの問題がある（我々が解した通り、そもそも投生銀は開墾着手前支払われたと解すれば、等置の可能性は最初からない）。にもかかわらず氏の立論中、これらの諸点に関する明確な説明はなく、むしろ逆に、この両者等置ということの側から、投生銀は開墾完了後投納された、康熙志「過投」も元をたどれば田主に投納された金銭である、という結論が導かれてるように見える。

藤井氏の所論は、以上の如き問題を含み、そしてその多くは未だ解決されていない。そして少なくとも我々にとつて、このような難点をつぶしつつ、元から史料上、「過投」と「投生銀」という別個の名称を持ち、また別個の文脈で現れる二つのものを、同じものであると言う必要性が見出せない。そして、「過投」を買価承価制と直接に重ね合わせる理解せんとする試み一般について見ても、この投生銀との等置という方策を除いては最初からその可能性すら論じ難い。とするならば、我々の結論は次の如きものとなる他ない。即ち、「過投」なる金銭の授受は、買価承価制という開墾制度、佃戸工本負担の処理制度とは、一応次元を異にする別種の構成である。しかしそれならば、両者は何如なる関係に立つのか。当面我々の前には、前掲康熙志に見える、開墾者佃戸が換佃時、承価の外に「過投」の支払いを後佃からうけることがある、という記事と、そうした並存は「過投」の性格上有り得ぬことであるとする草

野氏の所説がある。果して事実、右記事はその他の「過投」諸記事に照してそれほど奇異なものなのか、まず共通項の括り出しを試みる。

1 なおこの他、光緒志「承買価」、民国志釈例「買価承価」内にも、基本的には乾隆志に依ると思われる同様の説明がある。

民国志になり新たにつけ加わった「言投批已過也」なる説明の持つ意味については、第五節2項註6参照。

2 ただそれが何時ごろまで続いた慣行なのか、また初発の開墾佃戸以外の（例えば彼からその地位を引き継いだ）佃戸も、承佃時田主に批田人情を支払ったのか否かについては小さな問題がある。前者については史料的手がかりを欠きこれ以上は何も論じえない。後者については、第三節2項註1参照。

3 なお最初に断りおけば、多くの租佃関係上の概念がそうである様に、この「過投」も、一面では授受される金銭それ自体の名称であり、また一面ではその金銭授受により取得される権利の名称でもある（例えば前節所引民国志「邇後田主自賃築圩、買価承価過投、併帰一人」という時の過投）。両者一体であり元より区別不能だが、比較的言えば、本節では前者の側に照明をあてた考察がなされ、後者の側面は次節で改めて検討がなされる。

4 藤井B一一頁、C四一一頁。

5 草野H六二〇三頁。更には草野F八五〇六頁。

6 以上引用は、藤井C四一一頁。圏点は原文。藤井B一一頁も同旨。

7 藤井B一一頁。

8 論理としては、この時点で、佃戸持分中工本投下に基づく部分と、金銭投納に基づく部分とを性格分けして、以下述べる難点を回避することも一応は可能である。しかし氏は、「築圩等が完成して耕地化した土地の田面権を佃戸が売り出す場合、後佃にとっては工本銀も投生銀も現実の意味はなく、工本銀と投生銀とを合算した金額は後佃にとっては単なる押金にすぎな

『崇明県志』に見える「承佃」「過投」「頂首」について

「(C)四二二頁」と言つて、自らその道を閉ざされている。

2 過投授受の共通する背景

「過投」とは、前掲二志の引用から知られる通り、換佃時佃戸間で授受されるものであれ、新規召承佃時主佃間で授受されるものであれ、とりあえずは特定佃戸耕作の開始にあたり当該佃戸により支払われる金銭の名称であることは間違いない。それでは逆にそうした「過投」が支払われる佃戸耕作一般から共通した屬性を取り出すことは出来な
いだろうか。県志の記述は余りに貧しい。最初に少しく史料の幅を拡げて用語例の幾つかを見てゆくことにしよう。

先に紹介した『民商事』崇明県習慣「田制」項は、「過投地」について「佃戸之面地也」と言ふと同時に「即議租地」とも性格づけている(第一四条)。「議租地」については同項冒頭に、「一(議租地、又名分收田)按佃戸承種業地、歷年秋成時、一聽業戸到地、面議花穀、謂之議租地。至面議後、応納若干、佃戸當照數清完。又名面地」という説明が存在する。問題はとりあえず取租の方法に関わる様に見える。そして同じく民国期の史料『中国經濟年鑑』(一九三四年) G 「租佃制度」は、崇明県で行なわれる取租方法について次の如きより一般的な記事を載せている。⁽¹⁾

業戸收租法有二種、一爲分租、一爲議租。

小業戸多採分租法。在農產收穫時、由農民通知業戸、一同到田、將所產花穀、在田對平均分。照此種分法、農民所得、實不足以支持生活。

議租法、凡大業戸多採用之。大業戸之田地甚多、——自一二百萬步至三四百萬步不等、——在收穫時欲至各處監察農民、將所產花穀對半平分、事實上不易辦到。故在花穀將成熟時、業戸即派議租先生、臨田察看花穀的豐歉、

與農民協商租碼、——如每千步稻幾斤花幾斤、——至秋收之後、業戶再派人向農民照碼取租。

先の説明と併せ考えると、議租法とは、實際の收穫前、「歷年秋成時」「在花穀將成熟時」に業主自身或いはその派遣する「議租先生」が佃地に赴き、該歳の豊歉を視察し、そこで当年納入すべき租額を千歩、当り幾斤という数額の形で面議議定し、收穫後にはその数額に従い納租或いは徴租が行なわれる（「照數清完」）、そうした収租方法と理解される。そしてそれは議定数額に基づく納租という点で、秋收後田地上で收穫物現物を中分する（そしてそれゆえ改めて議するまでもなく豊歉が納租數量に反映する）分租法と対比され、また右では示されないが、他地で見られる厳密な定額租方式との間でも、数額に基づく納租という形をとりながらも、年々歳々改めて豊歉が論じられ当年の具体的納租額がそれに従い決められるという点で、明確な區別を持つ。まず民国期「過投地」では、こうした特定の収租方式がとられていた。

そしてそうした知識を持って読み直す時、民国志の次の記述もまた特定の意味を持つものとなる。「……故称承買佃併過投者爲底面田。凡底面田、与佃分租、以主佃各半爲率、而議租略有差」。史料の文脈は改めて第五節で検討するが、とりあえず次のことは明らかである。「過投」が田主に吸収されてある「底面田」では、「議租」法とは違う主佃五对五の「分租」法が採られる。區別は自覚的明示的であり、少なくとも崇明田制上、佃戸が「過投」を持つと否と、収租法が「議租」か「分租」かということの間に、有意の連関を見る可能性を示唆する。

さてそれでは、買佃承佃過投が一人に帰併されるという記事が出る以前、即ち康熙志乾隆志時期の「過投」についても、同様の連関を見出し得ようか。清初崇明県界にそもそも議租法などという手法自体が無かったとすれば、議論をする余地もない。最初に議租法類似的収租方法の存否自体を見ておこう。

『崇明県志』に見える「承佃」「過投」「頂首」について

まず乾隆六年、崇明の佃戸、老施二等が起した抗租放火事件をめぐり、奏摺題本の中に次の様な記述が現れる。⁽²⁾同年、崇明県界は「風雨過多」の為、收穫が少なかつた。しかし当局は現に七分程の收穫はあるゆえ、特に災傷地域とは認めず特別な救恤措置を取らなかつた。ところが老施二等はそれを不満とし、抗租の意をかため、業主の意をうけ「赴郷看田議租」「到沙驗看收成」に來た業主の家人と最初の衝突が起る（そしてその後、租房の打ちこわし、罷市、放火といった一連の事件が彼らによつて起される）。また当局が災傷地区認定をさしひかえた理由づけとして、「即地有肥磽不同、各業主亦係按照豐歉交收、相安已久」といった説明も現れる。少なくとも当時崇明に「按照豐歉交收」といった民間慣行と、その前提としての「看田議租」の機会とが存したことは確認される。⁽³⁾そしてそれは大きな災傷時における特例的な事態ではないのか、との当然起りうる疑問に対しては、必ずしも崇明とのみは限られないが、次の様なより一般的な史料が傍証として存在する。

即ち、乾隆四年、両江總督那蘇図は、江南事情一般に関する奏文の中で、以下の如き言及をなしている。⁽⁴⁾

大江以南、則多係計畝收租、其租額之多寡、係各視其田之肥瘠及彼處斛秤之大小斟酌而定。亦屬歷來相沿之舊額。雖更換業主、佃戸總照舊額、立約輸納、其額亦人所知。……且江南民例、凡十分收成之年、則照額完租、九分收成者、只完九分八分之租、其餘以次遞減。其間刁黠佃戸、即十分收成之年、亦止完八九分之租、此外又有拖欠懸挂、抗不交租者。

即ち揚子江以南の土地では收租は、「計畝收租」、一畝あたりの租額に面積をかける形で收取され、しかもその租額は、該地の肥瘠、当地の斛の大小を見て決められ、またそれは「歷來相沿之旧額」として、田主交代にも拘らず固定化する傾向にあった。そして江南民例によれば、十分の收穫あれば右の租額満額が支払われるが、九分の收成の時はその

九分と、具体的納租額は收成に比例し、またそれゆえ收穫減に名を藉りた抗租も起った。租額に基づく納租にも拘らず、年々の豊歉が実納額に反映するという点で、それは先に見た議租法に類似する。そしてこの知識に立って見直す時、先の崇明に関する「地有肥磽不同、各業主亦係按照豐歉交収」は、土地ごとに基準租額に差はあり、また放置しても現実納租額はその年の豊歉に対応して減少を見せる（それゆえ官による一律の減免策を發動することは不適かつ不要である）、「赴郷看田議租」は、年々の豊歉判定の爲になされる議租の行爲そのもの、という安定した位置づけを得る。實在の論証とは遠いが、乾隆期崇明に、民国期のそれに近い議租法的収租手法の存在を想定すること自体は、少なくとも不自然なことではない。⁽⁵⁾

それではさて問題の康熙乾隆兩志の「過投」もまた議租法に関連づけて理解することが出来ようか。或いは、右二志に限って言うなら、「過投」は、時に承佃主の換佃、時に成圩之日の投納というように、常に何らかの形で佃戸開墾と結びつく文脈で現れる。それゆえ当面の問題はより狭く次の様にも言い替えられよう。即ち承佃主佃戸と田主との間で採られていた収租納租方法は、果して議租法だったか否か。

そしてこの問題に関しては、肯定するにせよ否定するにせよ、判断の材料は、各々の買佃承佃制の説明の最後に記される次の文章（一部前掲）に限られる。

秋收、田有稻租、地有花租。買價得其二、承價得其一。視歲豐歉、驗地肥磽、亦以議要爲憑。「康熙志」「令甲考」
承價買價、租額不同。如買價租穀、每千步四百觔、承價租、名曰田脚、每千步二百觔。「乾隆志」「買價承價說」

説明内容は二つの層に分ちうる。一つは勿論秋租を買佃承佃兩者の間で如何に分つかという前節で既に見た問題のレベルである。康熙志ではそれが二対一という比率の形で、乾隆志では、租額每千步当り四百觔対二百觔の形で示され

る。しかし言うまでもなくその前には予め次の点が決められていなければならない。則ちそもそも、その分配対象となる秋租自体の大きさは、どのような仕方で決定され、またどのような仕方で佃戸から徴収されるのか。そして康熙志後段が与えているのはまさにその点に関する説明である。「視歲豊歉、驗地肥磽、亦以議票為憑」。

説明は莫としており一義の特定は勿論難しい。しかし、以上の考察をふまえ、敢えて議租法、分租法、そして後代他地に見える厳密な定額租三者並べて、これがそのどれに近いかと問うならば、答えは圧倒的に議租法に傾こう。定額租なら年々の収獲の豊歉を視るまでもなく、また分租法なら改めて土地の肥磽を驗べる必要もない。試しに右の一文を最大限ここまで見てきた議租法に近づけて解釈敷衍すれば、そこからは次の如き取租方法像が描かれる。則ち（恐らく承佃時に予め）「驗地肥磽」により当該地の基準租額が決められてある（全く納租額の議定のない租佃契約というのも考え難い）。しかし具体的な納租額は、それに毎年収穀前になされる「視歲豊歉」により得られた当年減免比率を乗する形で割り出され、その値を記した「議票」を憑拠に收穫後の納租取租が実行される。

そして、このレベルに関する明確な説明を欠く乾隆志についても、次の様な問いは改めて問われうる。即ちここでは秋租分配比が毎千歩当り何劬という数額の形で示されているが、果してそれは厳密な定額租を意味するや否や。先に見た乾隆期崇明の収租慣行「各業主亦係按豊歉交収」は、それを一般に否定する。また系譜的にも、右記康熙期買佃承佃制下の収租慣行、先に見た民国期の収租諸慣行、いずれの史料も崇明における厳密な定額租方式の存在を十分積極的には示していない。とするならこの毎千歩四百劬、二百劬、計六百劬という数額も、当然にその年々の収獲の豊歉により減免を受くべきもの、則ち一種の基準租額の表示と解すべく、かくして結局、乾隆志からも康熙志同様の取租法理解が導かれる。康熙乾隆両志において、田主が開墾者佃戸、承佃主に対して採っていた取租方法も、やはり

議租法であつたと考えるのが適當である。⁽⁶⁾

果して以上の推論が正しいとするならば、我々の前には次の様な事実が存在する。則ち、康熙志から『民商事』まで、凡そ崇明明地において「過投」の現れる所、常にそこには議租法、より正確に言うなら議租法下の佃戸耕作経営がある。⁽⁷⁾佃戸はそうした佃戸耕作を始める際、それが換佃による場合は、それまでその佃戸耕作を営んできた前佃に對し（康熙志）、またそれが成圩之日、即ち開墾後最初の新規召承佃による場合には、當の關係を設定した田主に對し（乾隆志）、「過投」を支払っている。それゆえ、当面明らかな点にのみ即して暫定的に小括するならば、「過投」とは、議租法下佃戸耕作経営開始に當り當該佃戸により支払われる一種の對佃という性格を持つ。そしてこれが、「過投」諸記事から導かれるとありあえずの共通項である。

そこでさて、こうした過投の基本的文脈をふまえて最初の問題、即ち換佃時承佃主佃戸は後佃から「承佃の外に」過投を得ることがあるという康熙志の記述は、他の過投記事に照して奇異な点を持つか否か、という問題を見直す時、どのような判断が下されるべきだろうか。答えは既に与えられている。右の承佃主佃戸のおかれている地位につき重ねて分析的に説明すれば、彼はその時、二重の属性を持っている。即ちまず彼は該地の開墾者として承佃なる権利を与えられて持ち、秋租に對し応分の得分を持つ。しかし同時に彼自身はその秋租を出だす該地の佃戸でもあり、それゆえそれまで営み来た議租法下佃戸耕作経営の主体として、当然、過投の側にも關係する。そうした佃戸が換佃時、その全ての地位を引き継ぐ後佃から固有の秋租得分権をめぐる「承佃の外に」、當該議租地佃戸耕作それ自体の引き継ぎをめぐる過投の支払いを受けることに何の不思議もない。とりあえず次の点は明らかであろう。即ち、史料中の過投諸記事に依る限り（逆に言えば、史料中「過投」なる名の下に帰属されていない諸契機をそこに持ち込まぬ限

り)、右史料は何ら矛盾を含んでいない。

そして以上の考察をふまえる時、買価承価制と過投との関係は、改めて次の様に整理されることになる。即ち、買価承価制とは、開墾を佃戸に担当させた時の処理方法であり、佃戸は開墾難易、投下工本の多寡に応じた承価、即ち秋租一部の得分権を与えられる。それに対し、過投は、議租法という収租方法、租佃関係のあり方に対応した金銭であり、開墾行為それ自体とは一応次元を異にする。ただ現実問題として、買価承価制下採られていた収租法は議租法であつた。これから見てゆく、康熙志乾隆志上の承価主佃戸はこうした二重の属性の中に居た。

しかしまた、こうした考察は、同時にこの両次元の乖離の可能性をも予想せよ。当面次の二つの事実が我々の注意を引く。第一に、本節冒頭所引記事が示す通り、康熙志では、前佃が過頭銀両を持つ時には、後佃は承価の外に過投も支払うべきである、と言う。即ち逆に言えばそこでは承価を持つが過投を持たぬ前佃の存在がまた一方に予想されている。第二に、これも既述の通り、民国期、『民商事』中に、田主が買承両価を持ち佃戸が過投を持つ状態が描かれる。即ち過投を持つが承価を持たぬ佃戸が出現存在する。承価過投両者を持つ佃戸を中心に、或いは買価承価制の内、或いは買価承価制の外に、幾つかの問題が実際存在する。そしてそれは社会的基礎づけと歴史的スパンを異にする二つの歴史的構成が順次我々に見せる綾模様と言いえよう。問題は最早、歴史的展開の形でしか述べ得ない。節を改めるべき時が来た。

まず次節では、康熙乾隆両志上の過投承価記事の再検討を通じ、これまで最も多く論じられてきた清初期の状態から再検討を始めることにしよう。

1 同書G一七六頁。同所註記に依れば本記事は、『東方雜誌』二四卷一六号、二五卷八号、三〇卷一〇号に基づくという。なお

右記事の存在、及び議租法への着目という点については、草野日五六〜七頁に教えられた。記して感謝を示す。また前掲『民事』「議租地」記事中なされる「又名分収田」なる言い替えは、右記事に照せば不用意なものたることが知れる、という同所草野氏の指摘にも同意する。

2 『康雍乾時期城鄉人民反抗鬭争資料』（中華書局、一九七九年、北京）上冊三〇〜三三頁所引、「崇明、乾隆六年十月、蘇州巡撫陳大受奏」（軍機処録副奏摺）、「崇明、乾隆六年十一月初八日、兩江總督那蘇圖奏」（朱批奏摺）、「崇明、乾隆十年七月十八日、刑部題」（黃冊）の三件に依る。引用文は適宜旧体字に直す。

3 また乾隆二三年にも、「藉八月内風潮、禾稻棉花有損、議欲減租」から始まった同様の抗租事件が、崇明につき記録されている。同上書三六〜四〇頁所引、「江蘇崇明、乾隆二十三年十一月初六日、兩江總督尹繼善、江蘇巡撫陳弘謀奏」（朱批奏摺）、「崇明、乾隆二十三年十一月戊戌十五日、諭軍機大臣等」（高宗實錄卷五七四）、「崇明、乾隆二十四年正月十五日、兩江總督尹繼善、蘇州巡撫陳弘謀奏」（朱批奏摺）の三件を参照。なお同上書四〇頁にも引く通り光緒志卷四風俗にも、乾隆六年及び二三年のこの兩事件についての言及がある。

4 同上書一〇〜一二頁所掲〔乾隆四年八月初六日、兩江總督那蘇圖奏〕（朱批奏摺）。引用部分は同一一頁。

5 およそ一般論として、清代前期、右に議租法と呼んだ如き、額租の設定、必ずしも大災時にのみ限らぬその恒常的な減免という組み合わせからなる収租方法が、どの程度の広がり、どの程度の比重で行なわれていたのか、より端的に言えば、清初史料上、納租額の數額表示を見た時、当面それは嚴密な定額租と読んでおくべきなのか、右記議租法額租の形で読む方が妥当なのか、その点に関する定説の存在を我々は知らない。或いは經濟史家にとっては常識に屬することなのかも知れぬが、未知のこととして論じ、詳しくは專家の検討をまつ。なお、明及び清初期を「分益制」から「定額制」への過渡期と捉え、兩者の混合形態として「正租」制なる段階設定をする書物として、趙岡、陳鐘毅『中国土地制度史』（聯經出版事業公司、一九八二、台北）があることを付記する。そこでは、「正租制是以每塊田地的豐年最高產量之一半定為租額、書寫放租佃契約上。然後每

年地主視当年的年成決定應該在正租額以下実収若干、少収部份稱為讓租、表示不足十成年成的程度」といった説明が与えられている（同三六六頁）。

6 そして乾隆志中、半承佃分有状態の説明が、時に「主佃各半分管、則毎千歩主尚存五百歩」と面積表示の形で述べられる理由についてもここから一つの解答が与えられる。即ちそこではおよそ租額は、買佃租も承佃租も、毎千歩幾斤の形で示され、実納租額は、それに面積及び檢見率をかけた紙上の計算で求められる。佃戸が半承佃を持つ状態を示すに、承佃租毎千歩二百斤の側を固定すれば、後は面積の側の分割で事態を説明する他はない。そしてその様に記した所で、この実質が秋租得分の分与（現実的にはその分の減租）であることに変わりはない。第一節一項註7で留保した通り、この記事はこうした読み方も可能なのであり、少なくともそこから藤井氏の説く如き「部分的田地」論だけが導かれるというものではない。それゆえ後は、全体的な説得力の問題になる。

7 民地と特に断るのは、後に改めて検討する通り、崇明志上、「育嬰田香火田」（乾隆志卷五賦役志二「雜辦」）、「官田」（民国志論弊「官田」）の承佃をめぐり、民が官に「過投」を支払うという用語法が、以上紹介の史料とはまた別途存することに因る。草野氏は逆に、これらの記事に依りつつ、またそれゆえ民地過投記事の殆どに抗しつつ、民地過投に特異な属性（過投とは開墾前に投納されるものである）付与を図られる。右記事及びそれをめぐる草野説の問題点については、第五節一項註1に譲る。

8 更に言えば上記二点の他に、それと並行してもう一つ次の問題が存在する。即ち開墾制度として買佃承佃制がとられていた同時期、即ち康熙乾隆志の時期、佃戸開墾とは別の局面（例えば田主一人に帰す年来の熟成地上で改めて行なわれる召承佃）で、議租法が採られ、かつ過投が授受されていた事実は無いのか。論理としてそれは在っておかしくなく、また後にふれる通り、ある種の仕方での存在を推定することも不可能ではない（第五節一項註2）。ただ、狭く康熙乾隆志記事本文に依る限り、先に言った通り、過投は佃戸開墾とからむ形でのみ現れ、それゆえそれ以外の形をあえて想定しかつ説明する必要も当面存在

しない。行論の繁雜となることを恐れ、以下そうした存在の可能性を留意しつつも、この点については敢えて言及しないことにする。

第三節 康熙乾隆志における承佃と過投

1 過投授受の法的性格

開墾者佃戸は、買佃承佃制なる開墾制度下、その投下工本に見合つた承佃を与えられる。そしてまたその営む議租法下佃戸耕作経営をめぐり、或いは換佃時前佃との間で、或いは成圩領種時田主との間で、過投授受の關係を持つ。さてそれでは、そうして承佃を持ち、過投を支払い耕作を始めた佃戸は、その後の租佃關係の中でどのような法的処遇を受けていたのだろうか。例えば欠租をした場合、彼は他地一般の佃戸がそうである様に即座に奪佃を受けてしかるべきなのか。また移住或いは金融の用ある時、彼はその持つ地位を自由に換佃処分しうるものなのか。当然、承佃分与、過投授受の行為がなされるそれぞれの時点で当事者間に一定の了解の無かつた訳もない。しかし他面、右の問いに対する答えが買佃承佃、過投というそれぞれの構成自体から一義に与えられるものでないこともまた明らかであり、事実、康熙乾隆両志の間ですら、なされる説明には少なからぬ差異がある。両志記載を対照整理し、清初崇明の租佃慣行の実態とその歴史的推移を再現することが本節の課題をなす。前節で見た通り、この時期、承佃主佃戸は概ね同時に過投も支払う。しかしまた同時にふれた様に、康熙志には別種の想定も含まれる。承佃過投両者を佃戸が常

に持つと決めて始める訳にもゆかぬ以上、とりあえずは承佃、過投それぞれにつき別途の考察を行なうに如くはない。行論の便を考え、副次的な要素とは言え、存否自体の問題をも含む過投の側から、両志記事の対比検討を始めることにしよう。

さて前節冒頭に既に原文を示した通り、両志は過投につきそれぞれ次の如き説明を与えていた。まず康熙志では、その説明は「令甲考」買佃承佃の説明末尾に現れる。註記部分にある定義的な記述から見てゆくと、「前佃は、田を過り後佃に与えて耕種せしむるに際し、毎千歩当り承佃の外に銀一二兩前後を得る。それを過投銀という」。そして本文の側には、①凡そ佃戸が耕種（継続）を願わぬ時には、佃地は主家に退還する、佃戸間で勝手に（「私相」）授受してはならぬ、②しかし前佃が批田人情の外に過頭銀兩を持つ場合には、「彼此交代」即ち前後佃の入れ替りに際し、まさに支払われなければならない、それを過投という、③ただ前佃に欠租ある時には、その中から欠租相当分がとり除けられて産主に支払われる、という三項が述べられる。端的に言えば、過投とは換佃時、承佃の外に、佃戸間で時に授受される金銭である。ところがそれに対し、乾隆志では、「批田過投説」という項目下、むしろ批田人情と並べ論じられ、しかもその定義も、成圩之日、田佃貴賤を基準に、佃戸から主家に支払われる一〜三兩の金銭という方向から与えられていた。つづめて言えば、そこでは過投とは佃戸が田主に支払う金銭である（乾隆志後段に現れる知県王恭先の事績については後述）。

このように両志記事は文脈内容共に小さからぬ差異を持ち、とりわけ換佃時前後佃間、成圩時主佃間という、定義に当り着眼される状況の差異は、結局記述全体の構造を左右する。ところがこうした両志間の差異に対して、従来の諸説は不思議に一致して次の如き発想でことに臨んできた様に見える。即ち、康熙志上、佃戸間で授受されると描か

れる過投も、元をたどれば、乾隆志に描かれる如き、対田主投納にゆきつくはずだ。前節に見た藤井氏立論も、その発想あって初めて構想されうるものであり、むしろそれは逆に、投生銀を過投銀の前身と見ることで、康熙志には具体的には欠ける過投対田主投納の契機を補い、乾隆志記述との並列関係を設定する作業という一面をすら持つ。そしてまた草野氏の、過投を頂首と並べ等しく押金として性格づけんとする試みも、当然過投須らく対田主（或いは対圩頭）投納の契機を持つ、との大前提を離れては成り立たない（そしてその意味で、かつて草野氏も、藤井氏とは全く別の文脈でだが、康熙志投生銀記事の一つを指し、これは過投に関する説明が誤って混入したものと主張し、結局同様に康熙志中における過投対田主投納記述の発見を試みられていた点は、興味深い¹⁾）。

しかし、そもそもそうした発想法自体が、どれ程の史料の根拠を持つのだろうか。まず藤井説の困難は既に前節で述べた。投生銀記述の存在を、康熙志過投の対田主投納の証拠とすることは難しい。誤記、混入を言う草野説を除けば、康熙志段階、過投の対田主投納それ自体を伝える記事は、実に一つもない。勿論、次のことも記さねば公平を欠こう。康熙志には、対田主投納記述がないという以前に、そもそも過投授受の発端全般についての明示的な説明がない^②で、前佃が過頭銀両を持つ時にはそれを支払うべしとあるが、では前佃がどうしてそれを持つのかの説明がない。乾隆志記述で康熙志を「補足」する、という右の発想も一面では、この不安定さの産物であり、成程そこに根拠を持つ。しかし改めて言うまでもなく、康熙志は乾隆志に先だつこと八十年、乾隆志の存在を知らぬ、言わんや乾隆志が補足説明をなしてくれると予想もせぬ筆者により書かれている。その問題点、記述の欠如をまで含め、全てをまづ康熙志自体の文脈に即して理解せんと努めるのが先決である。康熙志の過投は具体的にはどのような文脈で現れる金銭であろうか。

まず右に見た如く康熙志では、過投は「前佃過田与後佃耕種」「彼此交代」に際し授受されると記されていた。①で佃田の「私相授受」が禁じられていたことと併せ読めば、右の状況は、前佃が退佃を申し出、或いは奪佃を通告された後、田主選任の次佃が佃田に赴いた際、前後佃間で、という形でとらえる他なく、より具体的には、前佃が佃田を後佃に明け渡すに对应し、という意に解されよう。そしてまた我々は、前節での考察から、康熙志上の過投も、議租法下佃戸耕作それ自体の持つ経済的価値に对应する金銭たることを知っている。併せ考えるなら、康熙志期過投は、換佃時、佃田引き継ぎ（「過田」）に際し、前佃がそれまで享受してきた該地佃戸耕作経営の利益を、今後それを引き継ぐ後佃が支払う（「投」）、補償する、という文脈で現れる金銭ということになる。そして定義、名称ともが、まさにその「過田」に即してなされていることから考えれば、むしろ次の様な理解がとりあえず自然である。即ち康熙志期、過投はまさに右に述べた以上のもでも以下のものでもなかった。そしておそらく過投授受自体も右の「過田」それ自体の中から始まった。そして次の類例に徴すれば、それは十分に起りうる。

即ち我々は先に前稿で、換佃時、後佃が前佃に様々な名目の下、幾許かの金銭を支払う諸慣行を、「立退料」という視点で整理した。⁽²⁾要約すれば、換佃を受けたがその佃田に特別の利益を感じ立ち去り難い前佃は、代って現れる次佃に何程かの補償金の支払いを求める（当然その背後に、それを支払わねば立ち退かぬ、或いは今後農事を妨害する、という実力行使をちらつかせる）、急ぎ平穩裏に承佃したい次佃はやむなくそれを支払う、という形でおおよその展開は始まる。当然、利点の内実、請求の名目は様々であり得、利点自体がひどく個別的（例えば佃田と佃戸住居との距離の遠近）な場合は、勿論授受はそれ一回切りのものに止まる。しかしその利点が、例えば該佃地が相対的に肥沃であるといった佃田収益上の一般的な利益に関わるものである時は、当然当の次佃自身にとってもそれは只では捨て

難い地位となり、また同じ事情は更なる後佃にも金銭支払いの動機を提供する。かくして該佃地では次の換佃時にもその金銭補償は求められ、かつ支払われ、その金銭授受は該地換佃につきものこととなる。そしてその事実の継続は、やがては、自身前佃に金銭を支払って得た地位である以上、換佃に当り後佃が自分にその金銭を支払うのは当然である、との規範的主張を生み始め、最後に、それはまさに慣行と呼ぶべき規範となる。⁽³⁾

換佃立退時の授受、該地佃戸耕作の利点価値、康熙志過投との共通性は明らかであろう。そしてこの視点に立つ時、康熙志をめぐって想起される二つの問題、右に述べた、康熙志上なせ明確な慣行端緒に関する言及がないのか、また前節にふれた、康熙志上、承佃主でありながら過投授受をしないケースが想定される背景は何か、という点も次の様な解決を持つ。即ち康熙志期、買佃承佃制下の開墾地上では議租法がとられ、また過投はその議租地佃作の価値に対応すると言っても、勿論それは議租法という収租法が本来的に有利な佃戸耕作をもたらすということまでは意味しない。むしろ議租法という収租法が収租実務上の利便から採られ出した当初は、他の仕方と佃戸負担上、大差がなかった、その様な額に基準租額が設定された、と想像する方が常識に近かろう。しかし他面、議租法、とりわけ前節に見た如き、佃戸交代にも関らず基準租額が旧額として維持される如き議租法からは、次の様な状態が生まれやすい。議租法下、或いは佃戸自身の肥培により収穫量自体が上昇する、或いは小作相場の変動により他地租額が上昇する、いずれの変化も当面、該佃戸に、より多くの収入、或いは相対的に有利な地位をもたらす。そして租額旧額が維持される限り、その利益は換佃時、そのまま後佃に引き継がれる。当然それが些少なうちは、捨て置かれても、利益が顕著となれば、そしてとりわけそれが自身の肥培努力による場合は、前佃も只では立ち去り難く、個々の換佃時、後佃へその利益補填の要求がなされ始め、やがては先に述べた「立退料」の展開同様、その授受は該地換佃時の慣行として

次佃以下に伝えられてゆく。かくして「前佃が過投銀兩を持つ時は、後佃は過投を支払え」という連鎖が一方に生まれる（そしてその場合、授受の端緒段階では、未だ半ばは事実的な立退料授受にすぎなかったゆえ、端緒の明確な指摘は元よりなし難く、なされない）。しかし他方、それが開墾それ自体ではなく、むしろ承佃後、議租法下佃戸耕作経営をめぐる現実的利益の有無にかかつて始まる展開である以上、全開墾地で同時に起ると考える必要は元よりない。むしろ差異ある方が自然である。康熙志期、特異な価値を持つ議租法佃地は、未だ部分的なものにとどまり、それゆえ換佃時、承佃授受しかなされぬ佃地もまた他方にあつた。記述が、限定的なものとなる所以である。

康熙志記述、及び同志に描かれる状態が、それ自体で完結した構造を持っていること、それゆえ康熙志にあえて乾隆志になって初めて現れる対田主投納の契機を持ち込み補足を試みる必要のないこと、以上で明らかであろう。康熙志期、それはまさに書かれる通り佃戸間での立退料に他ならなかった。とするならば、乾隆志対田主投納記述をめぐり立てられるべき問題は、従来諸説とは逆に、むしろ次の側にこそあることになる。即ち康熙志期、佃戸間で、しかも部分的に授受される金銭にすぎなかった過投が、乾隆志上、成圩之日、全ての佃戸が田主に支払うべき金銭として定義、説明されるに至る歴史的背景は何か。両志両期の間で、どのような事態の変化があつたのか。目を乾隆志の側に転じてゆくことにしよう。

さて乾隆志過投記述は、成圩之日投納を言う右記定義部分と、「前県王恭先、以奸豪私唱過投色目甚多、改名田根、今仍旧號」という、かつて過投をめぐり試みられた改名策の顛末を述べる部分から成つていた。知県王恭先の在任期間（康熙七〜一四年）から考えて、後者は乾隆志になって初めて現れるとは言え、時期的にはむしろ康熙志刊行期（康熙二〇年）直前の事実を示している。最初に後者を見た方が歴史の順序に近からう。当時、何が問題となり、改

革は何を目指していたのか。

まず改革者の意図が、換佃時なされる金銭授受自体を禁止してしまおうというものでなかったことは、構ぜられた対策の側から見て明らかである。当面問題は、「私唱過投色目甚多」にあり、対策は改名により授受されてしかるべき部分を限定明確化することに向けられる。前稿で立退料授受をめくり見た、類似紛争の諸例が、ここでも理解の参考となる。即ち換佃時佃田移管に際し後佃から前佃に立退料が支払われてゆくという慣行は、当然のことながら、後佃がそれを支払うことよつてのみ、田主換佃と矛盾せず安定して持続する。しかし現実には力関係に従い、後佃が、既に換佃がなされたという事実を盾に前佃への立退料支払いを拒み、また値切るといふ場合も起れば、逆に前佃が勢を恃み、高額⁽⁴⁾の立退料を要求し、それが支払われるまでは居すわりを続け、或いは強制的に立退かせても次佃農事の妨害を続け、結局は換佃不能に陥るといふ場合も起りうる。そして前者は佃戸間のこととしてまだ放置しえても、後者となればそれは直接に田主の利害に関わり、かつ、当該慣行が定着すればする程、前佃の主張も規範的背景を持ち始め、その紛争は根の深いものになる。授受額の限定は、そうした際、勿論彌縫的なものだが、当面有効な一対策たりうる。⁽⁵⁾先の王恭先の改名策記事もこの文脈でとりあえず次の様に位置づけるのが適当であろう。即ち康熙初年、一方には康熙志の描く如き安定した過投授受慣行があった。しかしまさにそうした慣行の定着自体が、他方では奸豪佃戸による後佃への過剰な要求と居すわりを生んでゆく。そこで王恭先は、「過投」、即ち過田一般に際し投せられる金銭などという名目が、奸豪者による雑多な費目要求を許す原因をなすとして、「田根」への改名と、その授受金額の限定を画策する。⁽⁶⁾

こうした両様の広がりを持って康熙初年、過投慣行が存在したことは、まず我々の前提知識となる。しかし結局と

の改名策は定着しなかった（「今仍旧號」）し、またこの事実自体は、なぜ乾隆志、過投が田主に投ぜられたかの理由も十分に説明しない。我々はもう一步、展開を先に進めなければならない。そしてその際、康熙乾隆両志記述間で、過投授受が部分的なものから全般的なものに変化していることが、一つの手掛りを我々に与える。

即ち前節に見た通り、過投授受は、乾隆志においても議租法下佃戸耕作の価値に対応してなされるものであった。そして成圩之日、即ち新開墾地上、最初の議租法設定、佃戸耕作開始に当り、凡その佃戸から田主に過投が支払われたという事実は、それゆえ当面、当時議租法下佃戸耕作はそもそも初発の設定時から全般的に既に相応の価値を持っていた、という事実を指し示し、当然それは更に進んで、それに先だち既に佃戸間では、凡その承佃主議租地佃戸換佃には須らく前後佃間での過投授受が随伴するという状態が成立していたであろうとの想像を我々にもたらす。前記康熙志での考察が逆に示す通り、該地議租法下佃戸耕作が実際上の価値を持たぬ限り過投授受はなされぬが、反対に価値さえ持てば、それは自生的に次々に行なわれ出す。しかも今や一方に安定的な過投授受慣行が存在するのである。わずかの利益であれ、前佃はそれを言いたて慣行への参入を図ろう。かくして、議租地佃作全般の価値化の中、全議租地に過投授受慣行が順次波及してゆく。そしてこのような佃戸間での過投慣行の普及全般化ということをまず前提しさえすれば、その中から田主の過投徴収への展開を導出するのはそう困難なことではない。即ち今や議租法で租佃關係を設定してやること自体が、当該佃戸に直接的な利益を生み出すらしい。現に換佃となると前佃は次佃から過投を徴収している。ならば田主とて只でそれを設定してやる謂れもない。沙地開墾工本をめぐる承佃分割分与処理とは別個に、成圩後、初発の佃作開始に当り、最初の佃戸はその議租法設定に見合うだけの金額を自分に過投の形で支払うべきである。また佃戸とて、現状を見回す限り、換佃時、他地佃戸の議租地を引き継ぐ場合ですら、前佃への過投

支払いは今や慣行的に避け得ぬことなのである、田主の要求を拒み通すことは難しい。かくして成圩領種時、佃戸の田主への過投投納慣行も社会の中に定着し、以後新たに授受され出す過投は全てそうした出自を持つものとなる。そして当然、一旦佃戸間授受の過程に入れば、旧来の過投との区別は難しく、両者の出自は紛れてゆこうが、逆に言えば、紛れればこそ全事態がより出自明確な対田主投納の側に一本化されて了解されやすいことも見易い道理である。かくして乾隆志の筆者は、過投と言えば、成圩之日、田主に支払う金銭である、と説明する。成程、乾隆期の現状に即する限り、その説明が最も実際的である。

以上の如き展開の末、かつて康熙志上、換佃時、当該議租法佃戸耕作に価値ある時に限り後佃から支払われるものとしてあつた過投は、乾隆志上、成圩時全ての佃戸が支払うべき金銭として現れる。⁽⁹⁾当然次には、では田主への投納という変化が、過投にどのような性格変化をもたらしたか、という疑問が現れる。しかし既に史料を見た通り、そもそも乾隆志はそうした点に関する固有の記述を欠いている。そしてそれは、乾隆志の立場からすれば、或る意味では当然である。今や全ての開墾者佃戸、承佃主は、同時に過投も持つ。承佃主佃戸の処遇を語れば、それで一応の用は足りる。過投のその後は、それが承佃の影を脱し、再び独自の姿を現わす第五節に譲り、我々もここで目を承佃の側に転じゆくことにしよう。

1 草野H七一頁。「康熙志」註記に言う『投生銀』は恐らく過投銀であろう。これを過投銀として佃戸が過投銀の保有者であつたという後文の叙述と整合する。なお草野氏最近説については後註6参照。

2 前稿、第三節3項、とりわけ一一四頁以下。

3 なお以下繰り返し現れる論点ゆえ、最初に予め注意を喚起しておけば、右に構想した前佃の立退料要求から始まる展開類型

は、草野氏提唱の、佃戸投下肥培工本の次佃による償還という立論に多くの示唆を受けており、また恐らく念頭におく事実も多くは重なるうかと思ふ（以下見る通り、筆者も前佃立退料要求の背後に、前佃自身の該地肥培の努力がある場合を排除しない）。違いは僅かに次の点にのみある。即ち、氏は全事態を工本投下（そしてそれゆえ、田主に対する「工本償還請求権」）を軸に整理し、またあいまいな諸事例（換佃時金銭授受がなされたと記されるが、肥培への言及がない史料は少なくない）もそれに引きつけて理解せんとするのに対し、筆者は、むしろ単純に前佃が何らかの原因で価値ある佃戸耕作経営を現に営むという事実自体に着目する。それは必ずしも佃戸自身の肥培による必要はなく、また逆に肥培の事実がないのに、後佃に対する立退料要求時、自身肥培したと言ひ立てる可能性をも想定する。そしてそれら全てを通じて、田主に対する自明の請求権を含蓄させない（それが田主にも請求可能なものか否かは、むしろ実際、奪佃時田主佃戸間で紛争が起つた時点で初めて明確になる、と考ふる）。なお第四節1項の輟耕録解釈をめぐる草野氏所説批判も、結局はこの僅かな差異に対応する異論にすぎない。

4 前稿一一六頁以下。当然、こうしたヴァリエーションの背後には、力関係とともに、佃戸耕作の正当性を、田主からの承佃に専らかける（それゆえ奪佃されれば当然失なわれるものと考え）か、それとも前佃への金銭支払いとそれに対応する佃田移管の側にかけるか、という規範主張レベルでの差異がある。両極の間は元より流動的であり、後者の極に至る時、それは田面になる（それどころか、それまでなされてきた換佃、立退料授受は全て田面売買であつたことになる）。

5 「退脚銀兩」が転頂時順次加増されてゆくことこそが諸悪の根源をなすとして、「其退脚銀兩、悉照上手退字所載数目收受、不許任意加増」なる対策が官憲により提示された例として、乾隆年間「寧都仁義鄉横塘陸茶亭内碑記」（『民商事』四二三頁以下）参照。

6 なおこの理解は、次の草野氏最近説の結論と、大筋において一致する。「前引の康熙志の記事は豪佃が、転佃や退佃に當つてあれこれ開墾肥培の費目をあげ、対佃を要求していたことを言うものである」（草野 I 五三三頁）。当然その背後には、「ここに言う……過投は……押銀ではない」（同上）という新判断があり、それが草野 F 註 58 に言う「過投の起源に就いての理解」の

「補正」に当るのたろう。ただ現時点では、その「補正」が、草野F七四〜五頁に見える「文中に言う奸家は無論土豪、頭を指す」、以下「過投銀は王恭先のときに明確に押金とされた」という説明のどこまでに及ぶのか、そしてその補正が最近説中なおも維持される明末清初買値承佃制、工本制消滅の議論（草野I二六頁）と如何なる關係に立つのか、今一つ明らかでない。深く立ち入ることを避け、ただ事実のみ述べ、氏自身の詳論をまつ。

7 所詮想像にすぎぬが、前記康熙志、個別的部分的な議租地佃作価値化の背後には、個別佃戸による肥培等を、そして今言う全般的価値化の背後には、小作相場変動による議租法基準租額旧額全般の相対的低額化を想定するのが分りやすい。後者とあれば、いや応なく全議租地佃作は価値を持ち、しかもその価値は、（次節後述「押重租輕」の佃作がそうである様に）承佃当初から存在する。なおいづれも議租地佃作の価値を呼び起し、それゆえ「過投」授受の対象物たりうることに、本項註5参照。

8 勿論常識的に考えれば、ここで田主に、では議租法をやめる、或いは新規設定規準租額を上げる、という選択があつておかしくはなく、その可能性を否定しない。しかし、崇明田制中、不思議に租額の側を固定し変動に対処する仕方の見られる点について、第五節3項註7参照。

9 なお第二節2項註7で留保した通り、乾隆志にはこの他、育嬰香火田承佃時、佃戸が官に過投銀を支払い、という記事が今一つ別に現れる。ここに見た結論との關係もあわせ、同記事については、第五節1項註1参照。

2 承佃を持つ佃戸の処遇

開墾をし承佃を与えられて持つ佃戸が、その後の租佃關係の中でどのような法的処遇を受けたか、という点に関する記載も、康熙乾隆両志の間で、過投のそれに劣らぬ体裁上の差異を持つ。

まず最初に、便宜上乾隆志「買値承佃説」の記載から見てゆくと、そこでは「承契、承佃出售契」といった説明と

共に、承佃分与比率の説明の後、承買兩佃租額の説明の前に、租佃関係中佃戸をめぐって起りうる事態ごとに分けた、比較的詳細な説明が現れる（番号は引用者。以下同じ）。

①若逋租不清、即將承價抵償、佃聽別遷。②若主租清楚、佃欲別遷、許另佃承管。或後佃濫招匪人、致生逋抗、仍取給於承價。③倘主租清楚、佃有故出售、必先聞之產主。產主不受、再覓售主、亦必先批主家買價後、得佃戸承價、斯爲明正。非此法所不許。

順次見てゆけば、①は佃戸が欠租し滞納分を支払わない場合の措置。承佃をその欠租分に充て、佃戸は「別遷」を聽す。「佃聽別遷」の正確な含意は不明だが、事の実質としては、それで以後欠租分の追求はもうしない、該佃は奪佃する、という状態を指し示そう。別遷、恐らく該佃田から立ち去る意と解される。ついで②③では、佃戸に欠租なき時の、二つの態様が述べられる。両者の区別、意外に自明性を欠くが、全体の文脈からして、①は田主現承佃主間の関係、②は田主と新承佃主との関係、③はその中間、という対比は見てとれる。そこから考えれば、まず③は、承佃主佃戸が、その地位自体を第三者に譲渡する場合の手續きと解されよう。即ち、その場合は、最初に産主に承佃買得の意志を聞け、産主が買わぬ時、初めて第三者、別の「售主」（これは、産主との対比からして、買い手と読む他あるまい）を捜せ、しかもその場合でも、その「售主」は買得に先立ち、まず産主（「主家買價」）に対して承佃契約を結び（「批」）、その後で前佃承佃主から「佃戸承價」を受け取る様にせよ。そして②はそれ以外の「佃欲別遷」「另佃承管」の形を示すとすれば、当 faced の様な所にその解釈は落ち着こう。即ち承佃主佃戸が該田佃作だけをやめたい（しかし承佃の所有は続けたい）時の処理。その場合には、別の佃戸を招き該田を承管させることを許す。ただその場合でも、該後佃が欠租をした時は、それまで同様に、承佃主承佃からその欠租分を取る（ここから逆に考えれば、

この「另佃承管」の主体、責任者は承佃主自身であったと考えるべきなのである(1)。以上要言すれば、①は承佃主
欠租、②は承佃主の行なう又小作、③は承佃主の交代時の処理規定とまとめ得る(2)。

ところが、それに対比し先行する康熙志を見る時、幾らか困惑せざるを得ないことは、ことの可否、手続きの如何
を論ずるといふ以前に、そもそも康熙志自体が、こうした承佃特有の処理処分方法に関する記述を欠いていること
である。当然編集技術上の問題もあろうが、「令甲考」買佃承佃解説の文脈では、既述の承佃持分比、承買両佃の租額
の説明に引き続いて現れるのは、前節以来既引の「①凡佃不願耕種者、退還主家、不許私相授受。②或前佃於批田人
情外、另有過頭銀兩、彼此交代、當還。名曰過投。③負租者除還產主」という、一般論たる①を除けば、基本的には
過投の説明と解すべき一文であり、承佃についてはその註記の中で、僅かに、換佃時前佃は「承佃の外」に過投も得
られるという付随的な論及がなされるに止まる。当面、換佃時前後佃間で承佃が自明のこととしてやり取りされたこ
とは窺れるが、それ以上の特定はなし難い。しかも他方、後段に出る康熙志特有の語註形式の説明を見てゆくと、
「売契。買佃交易之券」と並べて、「承契。承佃交易之券」なる乾隆志「承契」に通じる一項まで現れ、前記①「不許
私相授受」との関係も含め、康熙志における承佃処分の実態は、多くの解釈の余地を残すものと言える。

そして、こうした両志記述の差異をめぐっては、藤井宏氏による次の様な説明が従来存在する。即ち、まず「不許
私相授受」の一文から分る通り、「康熙志に於ては、佃戸は承佃を有する土地を支配し使用収益することは出来ても、
それを処分する権利はなく、その土地の耕作をやめたい時は地主に返還しなければならず、佃戸間で勝手に承佃を売
買することは許されなかった」。それに対し乾隆志では、田主先買権の制約付とはいえ「ともかくも処分権が成立し
て居る点で田面権に比当することが出来る」。両志刊行の「約八十年の間に佃権の成長が右の如くに見られ」たのであ

る。³⁾「はじめに」で紹介した、崇明で一田両主慣行が成立するのは「清代中期以降」であるとの氏の結論も、結局は右の史料解釈が直接の論拠をなす。

しかし、結論の当否とは別に、右の藤井氏説明に対しては、筆者は次の様な不満を覚える。即ち、成程、承佃処分
の積極的記述が具志上に現れるのが乾隆志になってからであることは認めよう。また康熙志上「不許私相授受」の記
事あることも認めよう。しかしそれでは、康熙志上、もう一方にある「承契。承佃交易之券」とは何物なのか（藤井
氏は明確な論及をなされない）。或いは、より広く言うなら、康熙志期、それが「処分権」を明示的に含まぬ、とい
う議論はまず認めよう（成程、買佃承佃制度説明中その明確な提示はない）。しかしそれでは、康熙志期承佃主佃
戸の具体的地位は、積極的に言うなら、では何なのか。売買できぬと言っても、その内容の側は千差万別である。康
熙志佃戸として他地への移徙、その持つ財産、承佃の換佃の用なき筈もない。その時、彼は実際どのような処遇を受け
たのか。「成立」と言い、「成長」と言うも、結局は全てその対比の上で語るべきことではあるまいか。いわんや乾隆
志上の事態は、その康熙志上の事態のただ中からその延長線上に生まれ出たのである。断絶をのみ言って済むもので
はない。⁴⁾乾隆志内容の正確な位置づけをする為にも、まず最初に、康熙志内容のより詳細な検討が必要である。乾隆
志で場合分けされていた三つの典型的ケース、承佃主佃戸が欠租をした場合、佃戸が「別遷」を欲した場合、佃戸が
承佃主の地位自体から離脱せんとした場合、果して康熙志上どのような処理がなされたと想像されるか、能うる限り
の仕方では復元を試みてみることにしよう。

さてそこで康熙志における承佃主佃戸の地位を考えてゆく場合、前項で見た康熙志過投をめぐる状況が、まず考察
の基礎を提供しよう。なぜなら過投慣行とは、議租法下の佃戸耕作経営が相対的に有利な実質を事実上持ちだした時、

その経済的価値が、換佃時次佃により金銭的に補償される仕組みであった。そして考えてみれば承佃主佃戸も、最初から投下工本額に応じた承佃即ち租の得分権を持つ、具体的に言えば、その分だけ明確に他より租負担の低い有利な佃戸耕作経営を営む主体に他ならず、しかもその地位は、開墾というより明確な事実、彼自身が具体的明示的になした土地への貢献に基づいている。それが社会的に、過投のケース以下に扱われるとはさすがに考え難い。それゆえ過投にならって構想される次の如き状態が、康熙志上、想定しうる承佃主佃戸の処遇の最低限をなす。即ち、まず承佃主佃戸も様々の理由で換佃をうける。しかしその際、次佃から承佃分の金銭的補償を受ける。また欠租ある時は、田主はその中から優先的に欠租分の支払いを受ける。別言すれば前佃欠租は、言わば乾隆志同様、前佃承佃で担保される。それでは、こうした最低限確実な状況を出発点にして構想する時、乾隆志に見えた残り二つのケースについては、どのような処理が予想されようか。

まず承佃の保持は続け、ただ耕作は第三者に任せる「另佃承管」の形は、承佃主佃戸に許されていたか否か。最初に事実上の存否の可能性について見るならば、それは当然あっておかしくない。承佃とは、県志上もとより秋租三分の一の得分権として現れる。裏から言えば、承佃主は世間並の相場で第三者に又小作に出しても、相当の収益を収められる。そして当然他方には、開墾請負いをなすだけの資力を持たず、他佃佃地の佃作に生計の道を求めざるを得ぬ細民の存在も予想されよう。しかも議租法をめぐる考察から窺われる通り、承佃主佃戸と田主との関係は、議租取租の局面を除けば薄く、佃地は実質的に承佃主佃戸により自立的に経営されていた。その土地経営の一手法としてその内側に更に又小作の關係が設定されることに不自然さはない（また業主が郷居せぬ場合、それをされても当の業主はしばらくは気付きもしないだろう）。そしてそれは果して承佃主の正当な権限内の行為として許容されていたか否か

という点についても、乾隆志の側から逆に次の様な想像がなされうる。即ち乾隆志が、「……許另佃承管、或後佃濫招匪人、致生逋抗、仍取給於承佃」と言う時の意図が、財産のない、それゆえ欠租されても追徴しようのない又小作佃戸に耕作させる危険負担を専ら承佃主側に負わせる所にあることは改めて言うまでもない。しかし承佃主が「另佃承管」するを許される、という当の構造自体が常に右の危険を含む訳ではない。例えば先に想定した、又小作が承佃主佃戸経営内部のこととして行なわれる形態（そしてそれが恐らく承佃主が另佃承管を始める際の最も普通の姿と考えられよう）を考ふる限り、田主は、又小作佃戸の欠租の有無等全く考慮することなく、従来通り承佃主に納租を求めればよく、そこに欠租あれば、まさに①原佃欠租の承佃への追求の問題になる。⁽⁵⁾ 改めて②を言うまでもない。そこから二つのことが知られよう。即ち乾隆志の時期、「另佃承管」がなされた場合、納租は今や、承佃主原佃を介さず、後佃、又小作佃戸から承佃主買佃主双方に直接かつ並行的になされていた（それあって始めて②の危険自体が生まれる）。乾隆志が念頭におくのは、そうした形式である。第二に、その場合でも田主の関心と要求は、後佃納租と原佃承佃の担保関係を再確認することにのみ向けられていた。この乾隆志の状況から考えれば、元からそうした危険を持たぬ原佃承佃主経営内の又小作が、田主により明示的に禁すべきものと考えられていたとも思い難く、逆にそうした単純な又小作許容の中から、次第に乾隆志期の並列納租的な「另佃承管」の実務が現れたと考えた方が自然である。康熙志に「另佃承管」の原初形態の存在を予想することは、十分に可能であり、むしろ自然である。

それでは乾隆志に見える第三のケース、承佃主がその地位自体を譲渡する形態については、どれ程の予想がなし得ようか。佃田の「私相授受」の禁止、それが大前提たることは、やはり認めざるを得まい。しかし、実際問題として、康熙志の段階でも、佃戸に或いは遠所への移徙の為にその地位を去る必要、或いは冠婚葬祭等で金融の用あって自ら

の持つ財産、即ち承佃を換佃する必要の起りえた事に變りはない。自らなした欠租により換佃にあつた時ですら補償を受けうる地位である。何らかの手だての無い訳もない。まず右の事情ある時、田主が即座に承佃の補償回収をしてくれれば、話は一番簡単である。しかし常に要求しうることも思ひ難い。最も常識的な対応は、田主にその旨申し出、次佃の選定と召佃を頼むことであろう。そうすれば後は、最初に見た換佃時次佃による金銭補償と同じ手続きになる。そしてこの手法の変種として当然、承佃を支払い（過投も支払い）自分の佃戸耕作を引き継いでくれる人間を佃戸の側で捜し、田主に紹介する方式もあり得よう。少なくともその方が田主にとって便であり、また欠租の引き当てとして承佃という存在がある限りは、田主にとっては次佃、承佃主佃戸の具体的人格を問う必要も余りない。そこまでされれば、康熙志段階であれ、田主が換佃それ自体を拒んだとは考え難い。田主による補償か、さもなくばこの種の換佃、それが康熙志段階における承佃主の租佃関係からの離脱の標準的な手法であつたと考えられる。

以上まとめれば、康熙志において承佃主は、①欠租の時は換佃を受け、その欠租分については次佃の支払う承佃対価中から優先的に田主が先取りした、②承佃主が佃田を又小作に出すこと自体は、明示的に禁じられていたとも思えず、また実際にもその存在は予想される、③承佃主がその地位を離脱する際には、或いは田主、或いは後佃からその補償がなされた。この様な想像が相応の確度をもってなされうる。そしてこのような想定の下、改めて乾隆志を見返す時、我々は幾らか奇妙な結論に達する。即ち、康熙志で予想される状況と、乾隆志に規定される内容とは、ことの実質に着目する限り、大差がない。①欠租については、欠租奪佃換佃、承佃による欠租抵償、事態の本質に變りはない。②又小作についても、承佃主が納租の責任を持つ点で共通したものを見出し得よう。そして問題の③についてすら、そこに表裏する関係を見てとることは容易である。即ち乾隆志に言う承佃売却時、まず田主に承買の意志を聞

けという先買権規定は、まさに右に見た、田主に申し出たところ田主自身が承価の補償をしてくれた、という状況に他ならず、また承価買得時、買主は先に田主との間で承佃契約を結ぶべし、という規定は、前佃による次佃捜しとその田主への紹介、田主による該佃の召佃、租佃契約締結、それに伴いなされる前後佃間での佃田の占有移転、承価補償という右に見たもう一つの展開と、殆ど一致する。勿論、皮膜の差とは言え、次佃選任時のイニシアティブの所在という点において、乾隆志ではそれが明示的に前佃承佃主に認められているのに対し、康熙志についてはそこまでの想像をなすのは難しい、という差異はやはり厳然と存在し、その限りで我々も、康熙志において承価「売買」は見られなかったという藤井氏の結論に賛同する。しかし同時に、それが殆んど売買に近いものであった（先に見た通り康熙志段階、前佃紹介の次佃を田主が拒む必要性は元より薄く、その局面でイニシアティブの所在を問う機会自体が多々あるとも思えない⁽³⁾）という認識も、今や必要不可欠なものとなる。

そしてこのような認識を持って初めて、両志の共通項、両志通じて現れる「承契」なる契扱への理解もゆき届くこととなる。康熙志に想定した如き佃戸交代、承佃授受に際して、前後佃間に契扱授受があることは、承佃受領の有無をめぐる紛糾が後日一方に予想されることを考えれば、それ自体何の不思議もない。恐らく当初は、他地に見る退佃契に近い形でそれは始まろう。しかし、代金受領を証し以後葛藤なきを誓うというなら、凡その土地売契も一面ではその性格を持つ。買佃主田主同士の交代、承佃主佃戸同士の交代が、代金授受と契扱付執の同形式でなされることに着目し、「売契。買佃交易之券」「承契。承佃交易之券」の並列的記述が一方に生まれてもおかしくはない。そしてイニシアティブの所在を問わぬまま佃戸紹介の次佃を新承佃主佃戸となす実務が続くうち、この比重は逆転し、次の様な認識が事態の基調を決めてゆく。即ち前佃に承佃（及び過投）代金を支払い承契を付執された者こそが、該地

の新承佃主となる。そしてそうなる時、今や承契は、承佃主佃戸の正当な来歴を示す権原として、土地売契、買佃主の持つ売契と完全に並び立ち、その名称を変えぬまま、乾隆志上、承佃出售契として位置づけられる。「処分権」存否と言っても、その間にある状態は、このように両義的であり、また逆に言えば、両義的だからこそ自生的に移行してゆくのである。

そしてこうした両義性の認識は、更に進めて次の知見を我々にもたらそう。即ち、右に見た通り、康熙志期に想定される現実と、乾隆志上に規定される内容とは、特に承佃売却手続について見る時、田主先買権、新承佃主承佃手続きの先行、手順において殆ど差異がない。別言するなら、それは田主換佃と、それに引き続く前後佃間での承佃授受のタームですら記されうる。しかし乾隆志は自明にそれを承佃売買のタームで記し、その上でその外的手続的規制を「斯為明正、非此法所不許」という形で提示する。とするならば、乾隆志筆者の前にあった現実はむしろ次の様なものと見るのが相応しい。即ち乾隆志作成時には、既に佃戸がその持つ承佃を売却しうることは今や自明のこととしてあった。そして恐らくは、佃戸イニシアティブでの承佃授受、佃戸交替が昂ずる余り、前佃は承佃を売却し既に姿もなく、かといって新収租先たる新佃承佃主を田主がしばらくは掌握できないという状況すら時に存在した（後佃による承佃契約の先行を義務づける必要性は、実はこうしたケースが現実にあつて始めて痛感される）。また又小作についても、先に見た通りの展開下、田主買佃主の収租実現を危うくする事態が生まれていた。そうした放置しうる限界を越えた状況の出現を前にして、かつ既に出来である関係は全て認めた上で、最小限それを田主の管制下に復すべく、様々な外的規制、欠租担保の諸関係の確認がその上かけられる。その意味で、乾隆志期の事態は、乾隆志に「規定」される状態をはるかに越えていたと考える他なく、逆に言えば、それあればこそ右の規定が言わば一種の「復古策」

として改めて提示され、かつ県志上に規範として記載される。承価売買への推移は恐らく相当以前から始まっていたと考えられ、少なくとも乾隆志記載をその初めての「公認」という方向で理解するのは、難しい。全体として見るならば、康熙志刊行当時、既に売契と並ぶ「承価交易之券」の存在に見あう程に、佃戸間での承価相承の状態は盛んに行なわれ、順次承価売買への移行が進んでいたと考えるのが、実態に近いのではないかと思われる。

さて以上、便宜過投承価両面に分け清初崇明の承価主佃戸の法的地位を概観してきた。最後に両者を総合して、もう少し大きな歴史的見通しをつけておくことにしよう。

まず康熙志から始まり乾隆志を経て後の方に続く歴史については、ここまで得た知識からでも次の様な見通しが立てられよう。即ち康熙志の段階で既に、換佃時後佃により承価が補償され、またその様な形で承価主たる佃戸の地位が相承されてゆく事態が広く存在した。そしてその際、その営む議租法下佃戸耕作自体が特殊な経済的価値を持つ場合には、それに見合う金銭が「承価の外に」過投という形で後佃により補償される慣行も存在した。そして乾隆志にかけ、議租法下佃戸耕作経営の全般的価値化の中、凡そ開墾成田後最初の承佃に際し田主に過投を支払う方式が始められ、主佃間の租佃関係の一契機として過投が組み込まれる一方で、換佃、佃戸交替のあり方としては、前佃が指名した人間が次佃承価主となる方式が定着しだし、諸々の弊害逸脱をはらみつつ、乾隆志期を迎える。しかし他面、既に第一節で見た通り、まさに同じ乾隆期、新漲外沙の開墾過程において、主に業主層の沙地管理能力の限界に対応する形で、個別業主個別佃戸間の開墾請負い契約に発する沙地開墾制度、即ち買価承佃制自体が解体する。勿論それとはとりあえずは、新漲沙地開墾をめぐる新たな承佃主佃戸が生まれることは以後もう無かったということの意味するに

すぎず、既に内沙で出来てある承佃主の地位に直接影響を及ぼすものではない。少なくとも以後の史料上、その法的地位を改めて否定するが如き記事も現れない。しかし他方、現れないと言えば、以後の史料、光緒志民国志及び『民商事』中に、独立した承佃主の存在が改めて現状の形で積極的に述べられることがないことも事実であり、そこから考えれば、新たな給供源を失った承佃主佃戸の類型は、超長期的には、例えば欠租による田主への帰併等を通じて次第に衰退し消滅に向ったと考えた方が適當なのであろう。少なくとも次節に見る通り、開墾制度の転換後、田主買佃、佃戸承佃の対立は、もはや争点として扱われることはなく、崇明租佃慣行の中心的問題は大きな移行を見せる。その様は第五節で改めて見ることになる。

それに対し、康熙志乾隆志に至る前史の側は多くの不明な問題を今なお残したままにある。しかし右に見た清初の状態は当然それに先行する様々の展開の存在を予想させ、とりわけそこにおいて全ての大前提として存在した、佃戸開墾に依り田主が佃戸に承佃を分与するという買佃承佃制それ自体の形成は、やはり何らかの説明を我々に要求する。事実、草野藤井両氏の立論も、まさに一面ではそうした困難な問題の存在を一方に意識し、またその解明の爲になされた努力という意味を持つ。我々としても何らかの仮説を提示、対置する義務があろう。既述の通り、直接史料は殆ど無いが、幸に元末期当地周辺の租佃慣行を窺わせる、陶宗儀撰『南村輟耕錄』卷一三「釈怨結姻」なる説話と、それをめぐり藤井草野両氏によりなされてきた詳細な議論が我々の前にある。そこを始点とし、右に見た康熙志乾隆志の状況を終点とする一本の線を引いてみることも、(説明を全く欠いたまま終ることに比べれば)意味のない作業ではあるまい。買佃承佃制に別れを告げる前に、次節で簡単に一つの仮説提示を試みておくことにしよう。

- 1 この③を大筋、前後佃間での承佃売買をめぐる記述と見る点、藤井草野両氏及び我々皆一致するが、では具体的にこの「亦

必先批主家買価後、得佃戸承価」なる一文をどう読むかという点になると、小さな差異はまぬがれない。疑問の要点をとりあえず記しおき批判を仰ぐ。

まず藤井氏は、右文につき、「後佃が地主の土地の買価（ \parallel 所有権）の貴賤に従つて地主に批田人情を納めて、後はじめて前佃の承価を買ふことが出来るという意以外には妥当な解釈」はなく、これは後佃も批田人情を支払っていたことを示す「重要史料」であると述べられる（藤井B一一～二頁）。そしてこの「批」字理解は、前掲康熙志「佃戸批田、每千歩例有銀幾錢、以田之肥磽為多少、名曰人情」の批田を「田の評価をし」と解するのと揆を一にする（同上所）。しかし既に後者の「批田」自体が、「佃戸が承佃する時」と解す他なく（そう解さないと、康熙志文中、批田人情を何時支払うのかという情報が欠落する）、いわんや前者の「批」一字が批田人情投納を指すとは考え難い。批 \parallel 承佃、或いは承佃契約の締結という最も単純な解釈が、あえてそこで排される理由が我々にはよく分らない（そして後佃が承佃時批田人情を支払ったか否かは、右史料だけでは判断がつかない、と考えるべきだろう）。

また草野氏は右文を、「その契券には、先ず主家の買価を批書し尋いで承価を明記し、買主より承価を取償する」と釈せられる（草野F八六頁）。傍点を付した字句、原文にはない。全ては右文主語を承佃売主と解せんが為の補足と思われる。しかし単純に読む限り、右文主語は前文「産主不受、再覓售主」の目的語「售主」（ここでは買主と解する他ない）と解され、それゆえ以下の「批」し「得」する主体も承佃買主とするのが素直であろう。「批」は承佃契約締結、「得」は文字通り承佃取得、それで十分ではなからうか（なお後段で「産主」と書かず「主家買価」と表現するのは、単に続く「佃戸承価」との対比的表現と解して問題はなからうと思う）。

2 なお前註に記した通り、この三分類の配当の仕方の大筋、藤井草野氏も変りない。ただ最初に自明でない、と記したのは、少なくともこの文面に限って言う限り、次の様な想像もまた不可能とは言ひ難いからである。即ちまず②こそを承佃主佃戸の全面的交代と解す（後段記事は、後佃承佃と後佃欠租の間にも①と同様の関係が成り立つという自明の理を述べる）。そして

③の方を、それ以外の「佃有故出售」の形、即ち承佃主佃戸は佃作を継続するが、秋租三分の一の得分権としての承佃のみを、第三者に出売する形と解す。佃作と完全に切れた秋租得分の単位化とその早期的物権化、といういかにも見慣れぬ議論だが、崇明県志文面上、右の解釈を不可能とする明示的根拠を見出すこと難しく、それどころかむしろ右解釈を基礎に様々な史料的問題に解決を与えてゆくことすら相当程度可能である(例えば、次に見る、康熙志上「凡佃不願耕種者、退還主家、不許私相授受」と「承契、承佃交易之券」の並存をどう解するか、という問題も、これに従えば、右に言う②が許されなかっただけで、③の側は康熙志期既にあつた、というより単純な解を得る)。本稿全体が示す通り、本稿はこの解を採らなかつたが、それは主に次節で述べる沿革に関する想像の側から根拠づけられるにすぎず、右選択肢の完全な排除に至らない。立論の中核的部分の一つが、最後までこの様な別解の可能性を持つのは不安定な限りだが、とりあえずここはそのまま先に進める他はない。意ある人の本格的展開あるをまって、再度検討したい。

3 引用は、藤井C(四一一〇頁。圈点原文。同様の論旨は、既に藤井AB来、現れる。

4 草野氏所説(後述)に対する藤井氏の批判が十分に人を納得させない理由も結局はここにあるように思える。即ち草野氏が康熙志事態と乾隆志事態との共通項を指摘するのに対し、氏はしつしつ「康熙志の場合でも、地主の仲介により佃戸間に承佃、過投銀の授受が行なはれたやうであるが」と認められても、その後には「それが田面の売買を意味することの確証は何処にもない」との文章が繰り返されるだけである(藤井C(四一一八頁註50))。しかしこのような論法は、結論の当否以前に、売買か否か、田面と呼べるか否かにのみ田面形成過程の問題を集約してしまう(またそれ以外に田面の定義の仕様を持たぬ)立論の意味自体をかえって疑わせることになりはしまいか。

5 押租をめぐるものだが、又小作と否とに關わらぬ原佃田主關係のあり方の例として、『民商事』五三四頁、福建省浦城縣習慣「領佃交租」。「領佃」を出して甲が粮戸乙から承佃した田地を丙に又小作に出した場合でも、粮戸乙は、「於常年收租期間時、無論土地転租与否、只向承佃之甲、索取租課。有短少租課時、乙即由甲所繳之領佃内扣除。承種土地人丙、對於乙不負直

接責任」。

6 　そして以上の如く、康熙志でも退佃時前後佃間で承佃授受がなされたと想定し、また以下の如く乾隆志との連続を語る点で、我々は、草野E五五〇七頁の立論を踏襲する。ただ氏がそれをも「佃戸自身の意志による田面処分」にvarietyとする点に関しては次註以下の微妙な異論を持つ。

7 　ただ問題は、言うまでもなく、補償か売買かという用語の側にはなく、次の如き構造の側にある。本文との重複を恐れず一般的な形で言えば、即ち前佃が佃作をやめ以後次佃が耕作納租者となる、その交替に金銭授受がからむ、こうした一つの構造をめぐり、次佃佃作の正当性があくまでも田主との間での召承佃の側にかげられれば、金銭授受の側は単なる経済的補償の問題として意識され位置づけられる。そして反対に、前佃へ金銭を支払いその佃戸耕作を平穩に引き継いだことが何より次佃佃作の正当性根拠であると主張されかつ容認されれば、対田主の關係はむしろ単なる負担名義の書き替えに近づく。その時ある事態は土地売買、業主管業権の正当性付与手続と構造的にvarietyなく、そこから順次売買の意識と表象が生まれる。売買用語の出現はその正当性レベルでの轉換の社会的象徴として重要であり、逆に言えば、その意味はそこに止まる。

8 　そして同様に、原理としては前註の如きことが言えても、実際問題として、順調に換佃或いは佃戸交替が進む限り、凡その承佃主佃戸は常に対前佃、対田主両様の關係を持つのであり、その佃作が窮極的にはいずれの關係、いずれの正当性に基くのかということなど、実際紛争が起らぬ限り改めて問われる機会もあるまい。移行はこうした広い灰色領域の中、ゆっくりと既成事実を積み上げつつ進む。それゆえ康熙志段階、成程、社会通念（或いは県志作成者の概念枠組）としてはなお事後の補償の理解が通例でも、同時期、同一事態が佃戸間では既に売買に近く了解されていた可能性は、当然強くある。

第四節 清初以前の崇明租佃慣行・試論

1 積怨結姻説話の最小限内容

早くから元代における佃權史料として注目を集めてきた『南村輟耕録』「積怨結姻」説話は、その舞台となる揚州泰興馬駝沙の地が、崇明島同様、揚子江下流域の中洲であるという地理的關係から、藤井草野両氏論争中、清初以前の崇明租佃慣行が論ぜられる際にも、最も重要な手掛りの一つとして、集中的な検討を受けてきた。⁽¹⁾

同説話は全体として、主人公農夫司大の善行がめぐりめぐって司大自身の幸福を生むという因果応報を説くものだが、当面土地法的に問題となるのは、その過程で起る次の如き事態である。⁽²⁾

①揚州泰興縣馬駝沙農夫司大者、其里中富人陳氏之佃家也。家貧不能出租以輸主。乃將以所佃田轉質於他姓。②陳氏田旁有李慶四者、亦業佃種。潛賂主家兒、約「能奪佃與我而不以與陳氏者、以所酬錢十倍之一、分之」。家兒素用事。因以利啗其主。主聽奪田歸李氏。司固無可奈何。③既以穀・田不相侔、輕其直十之一。司愈不平。

〔中略〕④司無以爲養生計、卽所償錢、爲豆乳釀酒、貨賣以給食。久之不復乏絕。更自有餘。而李日益貧。⑤更十年、李復出所佃田質陳氏。司還用李計復其田。過種之錢、比前又損其一。爲券悉值前。人相視驚嘆。〔後略〕

李慶四の奸計により、一割値切られた報酬で佃田を手離すことを余儀なくされた司大が、十年後、同じ仕方で李慶四から佃田を取り返す。その大筋は明白である。しかしより細かく見てゆくと、数度出る「陳氏」の異同など、文中

だけからはその意味を一義に画し難い解釈上の難点も少なくなき、とりわけ未遂に終わった司大の「他姓」への「転質」、李慶四の「陳氏」への「質」への言及が持つ意味については、多様な解釈の余地が残されている。

そして草野氏は、当初より一貫して、この説話を、未遂に終わった「転質」「質」ではなく、実際に司大李慶四間でなされた「過種之錢」「所酬錢」授受に着目して再構成され、しかもその際、彼ら佃戸がそうした金銭を受領しえた根拠は何か、或いはそもそもそうした金銭授受関係は何を原因として出来上ったのか、という形で問題を立てられてきた（それ以前の学説の多くがむしろ「転質」の可否にのみ着目するか、或いは本説話全体が「耕作権の確立」を示すものと言えるか否かという外的評価の側から問題を立てるか、という形で組み立てられてきたことと対比）。そして氏は③「穀田不相侔、輕其直十之一」（氏の訳によれば、「公称穀数は過大であり実際の地力はそれほどでもない」と主張して酬価の一割を値引きさせる）の一文に見える酬価と地力との対応関係から、授受される金銭は、司大或いは先行する前佃が該地開墾肥培の為に投下した「佃戸工本錢」であり、その償還請求権こそが事態の起動力をなし、事態全体は、後佃による前佃への工本償還の様を示す、との結論を下された。そして氏の理解に従えば、宋代水利田開発時に見られる諸慣行も、『崇明県志』上の買価承佃制も、同じく工本償還慣行とされる以上、本説話が両者を結ぶ重要な媒介項とされるのも当然であり、結局この方向を徹底して推し進める中、田面慣行とは基本的には工本償還慣行を中核とするものであり、そしてそれは宋代に発し、元代を経て、明末清初に消滅するという、氏の確信が導かれる。⁽³⁾

それに対し、藤井氏の所論は時期により幾らかの変化を持つ。即ち当初は、立論の主目的が、元代「耕作権の確立」をいう諸氏所論の否定、批判に向けられたこともあって、氏の議論は、「転質」「質」はいずれも田主に妨害され

未遂に終わった点の強調、また「過種之錢」授受自体も欠租相殺の可能性を考えればリアリティーがなく、たとえ実際に工本償還の形で授受されたと考えても、それは「耕作権の確立」とは言えぬことの指摘、及びこれが官田の事態やも知れぬという想像などを列挙するに止まった。⁽⁴⁾しかし、その後始まる草野氏との論戦を通じ、草野氏の立論に対抗すべく、藤井氏も草野氏同様の権利根拠レベルで、次第に次の様な主張を明確にされていった。即ち氏はかつて自ら未遂に終わったものとして排された「転質」「質」に改めて別種の光をあてられ、そもそも「転質」とは「質」を転ずることである、では佃戸の持つ「質」とは何か、それはかつて承佃時佃戸が佃田確保の為に田主に投じた質金、即ち押租に他ならないという議論をまず立てられる。そしてついでそれに、未遂に終わった「転質」「質」も、現実に行われた「所酬錢」「過種之錢」授受も、基本的には同一の構成上で行なわれることであり、その実現と非実現（未遂）との差異はそこにかかる外在的制約の問題にすぎぬという仮説が重ねられ、そこから、事態全体は、田主が換佃に当り前佃に償還すべき押租を、次佃に肩代りさせている状態を示すものであり、これは当時における押租慣行の存在を示す史料である、という結論が導かれる。⁽⁵⁾

田面慣行と呼ぶか否かという呼称上の問題を除いても、一方は原佃戸の開墾肥培工本投下に基づく慣行、他方は原佃戸の田主に対する押租投納に基づく慣行、と両説の結論は相容れず、論争は激しく交され、また相互の批判を通じて論点は勢い史料全文に拡大する。かくして現在我々の前には、言わば説話全文の工本制的解釈、押租制的解釈の二セットが並んでおり、またもとより史料自体が細部まで一義に明確とは言えぬことも手伝って、論争は決定的な決着のないまま今に至っている。

さてこのように学説史を振り返ってみる時、草野氏が提起され、また藤井氏も自らの問題としてやがて正面から引

き受けられた、司大李慶四は如何なる根拠によって「所酬錢」「過種之錢」を受領しえたのか、という問いが、この史料の取り扱いに魅力的な新次元を開いたことは否定すべくもない。しかし同時に、そうして導かれた両氏結論間の余りに大きな隔たりを見る時、論争を外部から見ている者の目には、次の様な感想と疑問も避け難い。即ち、隔たる両氏結論のうちどこまでが史料から一義確実に読める事実なのか。或いは逆に、そもそもこの史料だけから、右の如き困難な問題に一義の解答が導けるのか。高々説話史料にかけるには、その種の問いは余りに過重ではないのか。議論が高度となり論争が激化する余り、単純な結論、共通するベースがかえって見失なわれてしまうことを、我々は恐れる。段階を分けて二つの作業をしたいと思う。第一に、この史料からとりあえず最小限明白に導ける当時現実社会の土地慣行は何か、という点の再確認。第二に、そうした基礎の下、司大李慶四の権利根拠、或いはそこにある「過種之錢」や「質」の由来と実態について、あえて推測するとしたら、どのようなことが考えうるか、可能性の列挙。逆に言えば、現に提示されてある草野藤井両説がその一義の特定に成功しているか否か、疑問点の提示。まず最初の問題から見てゆこう。

何が明白かという視点で史料を読み返す時、②③及び④に現れる司大李慶四間での金銭授受が、やはり我々の目を引くことは否定できない。それは何よりも説話中の現実の中で実際に行なわれたこととして描かれ、しかもそれは二度、かつ主体を入れ替え相互的に行なわれている。そこに共通する属性を三項目に分けて記せば、①田主はある要件下、自らのイニシアティブに基づいて換価をなしえ、佃戸はそのこと自体には抗しえない。②ただし、その際に前佃は、代って現れる次佃に対し「所酬錢」「過種之錢」を請求しうる。③その額は何らかの基準が意識されつつも、現実にはそれぞれの時点で地力を見てなされる前後佃間の交渉にかかっている。

そしてこの三点が偶々ランダムに史料中にまぎれ込んだものでないことは、その三点が説話のストーリー進行上果す次の様な不可欠な位置から逆に確認される。即ち④田主による換佃可能性が無ければ、李慶四の奸計、司大の苦衷自体が生じない。⑤酬価授受が無ければ、司大がそれを元手に醸酒業を始め、成功を納め、やがて貧富が逆転する話につながる。⑥酬価交渉の余地が恒常的に無ければ、説話の山たる司大の李慶四に対する同一方法での仕返しがり成り立たない。即ちどれが欠けても説話自体が成立しない。そしてそのことの意味は、説話中に出る他の土地法的要素、例えば「転質」「質」と対比してみればより明らかになる。即ち「転質」「質」は、まず説話中の事実としていずれも未遂に終わったものとして位置づけられ（またそれゆえ未遂に終るもの、阻止されうるものという以上の属性を与えられず）、説話進行上においても、それは前記三項からなる一連の動作が始められるきっかけ、という位置を与えられているにすぎない。極言すれば、そこに別種の換佃原因をはめこんでも説話全体の構成は微動だにしない。それが現実社会の中では重い意味を持ったと考える可能性は否定できないが、少なくともその軽重は説話の中からは計りえない。

このように上記三項、要約すれば、田主の換佃には抗し得ぬが、その換佃時、次佃からは相応の金銭補償を受けうる佃戸というものの存在は、説話内部では確実なこととなしうる。そしてついでもう一度史料を読み返す時、説話の外側の世界につき次のこともまた明らかになる。即ち、本説話は、司大或いはその前佃がその地位を取得した経緯、発端たる事実については、何ら明示的言及を行っていない。司大は最初から右の如き地位に立つ佃戸として説明なく登場させられ、李慶四及び二度目の司大は、言わばその地位を引き継ぐものとして描かれる。そしてそれは、説話作者がそもそもそうした地位の出自に関心を払っていない（彼の関心は土地法慣行の研究ではなく、勿論因果応報の

教訓を伝えることにある)、という当り前のことと共に、説話作者は何故司大が過種之錢を受け取りうるのか、という点について改めて説明の必要を感じていないことを示している。別言すれば、右の様な佃戸は、説話読者が日常生活で時に目にする様なものであり、それ自体そう奇異な現象、改めて背景説明を必要とする事態ではなかった。即ち説話の中だけではなく、元代の現実の社会の側にも、右のような慣行が或る種の広がりをもって実際に存在した。以上のことはとりあえず本説話から導ける確かな事実となしえよう。以下これを本説話の「最小限内容」と称する。

それでは第二の問題、こうした慣行の存立基盤、当面の史料に即して言えば、司大李慶四間の「所酬錢」「過種之錢」授受のよって来たる所以としてはどのような想定がなしえようか。つまるところ、彼らの金銭受領の権限は一体如何なる事実に基づくのか。まず我々自身について言うならば、未だ確たる一義の成案を持たぬことを最初に告白せざるをえない。そして現に呈示されてある草野藤井両氏の工本説・押租説それぞれに対しても、一義の特定という点(そしてそれがもとより史料密度から見て高きにすぎる要求水準ではないかという疑いは前に記した)から見る限り次の様な疑問を持っている。採らぬ以上は、幾らかその理由を述べた方が礼儀にかなおう。主要な疑点のみ簡単に記しておく。

まず草野氏は、我々が右で最小限内容として見た事実を同じく基礎としつつ、ただ司大李慶四間の最初の酬価交渉時に見える「穀田不相侔」に注目し、それを中核的論拠として司大或いはその前佃の工本投下を推測する。成程、工本投下の場合、現存地方との関係で酬価交渉の余地は生じやすい。しかし他面、単に「穀田不相侔」による酬価交渉の余地というだけなら、そこに一定程度経済的に有利な佃戸耕作経営の実在とその金銭的評価のチャンスという組み

合わせが有ればそれで足り、そしてまず前者は何も開墾肥培工本投下の場合に限らず、例えば全く偶然的（偶々平均租額で優等地を承佃した）、外在的（承佃中、他地一般の小作相場が上昇し、彼の負担する租額が相対的に有利なものとなる）な要因によっても生まれうる。そしてそうした有利な佃戸耕作経営を単に事実として握っているにすぎない佃戸までもが、換佃時次佃に「立退料」を請求する場合のあること、そしてそこからでも前後佃間での金銭授受慣行は形成されうることについては、前稿第三節、本稿第三節で見た通りである。その慣行化の後、今、司大と李慶四の換佃に際し、司大は慣行に従い李慶四に酬価支払いを要求し、それに対し李慶四はその佃戸耕作経営は言う程の価値を持たぬと主張し酬価を値切る。こうした説明の仕方もまた可能である。「穀田不相侔」から司大の権利根拠を工本投下のみに特定することはやはり難しい。

それに対し藤井氏は、「転質」「質」への着目から出発して、司大の権利根拠を、田主に対する押租投納に基づくものと推定する。成程、大前提として導入される、「質」は時に佃戸が田主に質金を支払い佃田を質にとる、即ち実態としては押佃関係に近い文脈でも用いられる、という「質」の用語理解については、我々も一般論としてこれに賛同する。しかし本説話の「質」がその理解にかなうか、或いは更に、そこから出発して司大が田主と押佃関係に立つという結論を一義に導けるか、という点については、先に述べた本説話文脈中における「質」字の軽重という問題をさす措いても、我々は次の様な疑問を感ずる。

第一に、この「転質」「質」も押租に關係する、という氏の所説を一応認めた上で考えても單純に次の疑問がわく。即ち、そもそも史料上現れるのは、司大等が他姓等に「転質」「質」を試み阻止された、という一事のみである。そこから司大田主間にも「質」關係、押租關係があったという事実を導くのが不適当なのは、佃戸が佃田を盜売しよう

として阻止されたという事実から、その佃戸の佃田所有権保持を論ずることが不適当なのと同じである。阻止されたという事実は、やはり第一には、当該佃戸が表記行為をなす権限を最初から持っていなかったという方を指し示す。そして反対に、無権限の佃戸が田主の知らぬ間に佃田処分⁽⁸⁾の行為に出る例の方は、田面田底償行をめぐる諸史料の中でよく見るものである。「転賃」なる行為類型一般の存在と、司大がそれをする権限を持つ、ということの間には、最初から論理的なギャップがある。いや阻止されたのはそのうちの特殊な場合にすぎず、一般的実現可能性（それゆえ司大の「質」権保有）の方は、司大李慶四間での過種之錢授受により実証されている、という予想される反論については、実はより本質的な次の疑問が対応する。

即ち第二に、説話中現れるのは、「転賃」「質」と「所酬錢」「過種之錢」授受という明らかに別個の二系列の名称である。一方の未遂を他方の既遂、実現で証明する為には、最小限次の様な前提がある。即ち、未遂に終った「転賃」系列の行為も、実現された時には、「過種之錢」系列同様の結果を生む、具体的に言えば、佃田の占有が相手方に移る。そして成程、そうとあれば、行為の本質に大差はなく、そこから両者を統合した議論を立てる意味も生まれ出る。しかし右の前提はそれほど自明なことだろうか。まさにその、大差がない、ということ自体が、我々に次の疑問を呼び起す。即ち説話中、司大最大の苦衷は、佃作というそれまでの安定した生業を失ない、醸酒佃売という手なれぬ仕事を零から始めねばならなかった所にある。それなのに欠租奪佃を避け、佃作という生業を維持せんとして試みる「転賃」が、やはり同じく占有移転的なものでは、少し話がおかしくはないか（それでは司大はやはり当面失業してしまふ）。少なくとも説話構成上から見る限り、転賃は過種之錢授受の時になされた事とは別系統の行為を指している⁽⁹⁾と見た方が素直である。例えば次の様な想像が成り立とう。即ち司大はその時、佃田或いは佃田上の予想収益

を担保に（翌年以降收穫時に順次本利を弁済しますとでも言つて）、他姓から借錢し、本年の租を完納し、当面の苦境を脱しようとしていた。つまりその「質」は占有移転を伴なわない（「胎」や「押」、抵当に近い）ものであった。そして早速に同時代史料、用例を示すことは難しいが、中国古来非占有質は多くあり、また質字がそうした非占有質形態を必ずしも排さぬことは最小限明らかであり、また業主が土地を典当するに際し、占有移転を行わず、代りに借金金利を年々、租の形で承典者錢主に支払う形態は、民国期慣行調査中に時に見るものである。⁽⁹⁾ 転質をめぐる右の様な想像をなすことは、少なくとも可能であり、またその方が説話中、自然である。

そして第三に、右と表裏をなすことだが、このように両者を、効果と発現の機会とを異にする二種類の行為だと見た方が、既遂未遂という帰結上の差異を、より素直に論じやすい。即ち、当該地の佃戸は、まさに本文の展開が示す通り、換佃時に後佃から過種之錢の補償を受けうるという受動的な地位は持つが、しかしそれ以上の佃田処分をめぐる権限までを明示的に与えられている訳ではない。しかし司大は間近にある欠租奪佃の危険を回避すべく、その佃田収益を担保に他姓に借錢を申し込む。そして成程、佃戸が過種之錢を支払ってまでやりとりする佃地である。災傷さえなければ平均以上の佃戸収益が存しよう。次年以降の余剰収益で本利返済も見込まれる。うまくゆけば田主の知らぬうちに苦境を脱しうるかもしれない。しかしその試みは李慶四の密告により田主人の知る所になる。司大の行為は、田主の目から見れば、自らの田地上に佃戸が勝手に別種の土地負担を設定する行為と変らない（この場合、他姓は当面もう一人の田主収租者といった位置に立つ⁽¹⁰⁾）。阻止しても不思議はなく（その為にはその他姓に担保に権利上の瑕疵あることを一言伝えれば済む）、かくして司大はその行為ゆえに、或いは借錢失敗の結果現実のものとなった欠租ゆえに奪佃され、局面は換佃時過種之錢補償の問題へと転換する。

以上の検討だけからでも、少なくとも次のことは明らかであろう。説話中、別の用語で示される「過種之錢」「転質」は、やはり文字通り別種の行為であった可能性を強く持つ。それゆえ両者の等置を前提とし、転質の側から過種之錢の性格論を一義に導くことは難しい。勿論、過種之錢授受本体の側の存立根拠（右の説明では依然ブランクのままにしてある）につき、それをなお押租に基くものと立論することは依然可能だが、当然それは「転質」とは別の所で論証すべき問題となる。即ち二重三重の困難の中、あえて「転質」「質」について論じてみても、結局問題は振り出しに戻るのである。⁽¹²⁾

さて以上、草野藤井両氏の所論を簡単に検討した。勿論それは元より両氏所説の存立可能性の否定を目的とするものではなく、いわんや我々独自の一義の論証を試みるものでもない。しかしとりあえず次の程度の小括をすることは許されよう。即ち元代当地の土地慣行、或いは狭く司大の過種之錢授受については、我々が別種の選択肢の存在を示すべく今回試みに示した議論まで含めて、どれも一義の特定を言える程の史料の明証性を持っていない。それゆえ、そのうちのどれかを元代社会の実と見て、崇明史の前史を語ることは当面適當ではない。元代慣行の実際の成立原因を特定する作業は残されるが、それは別途同時代史料の発見をまてばよい。

かくして我々の考察の出発点には、結局最初に述べた「最小限内容」が置かれることになる。元末から清初、三百年分のスペースを埋める作業が次に残されている。

1 なお本説話の研究史としては、以下に見る草野藤井両氏のそれ以前に、藤井A、Dが詳しく紹介する通り、有高巖、清水泰次、田中正俊、片岡芝子、相田洋、鶴見尚弘各氏による論及がある。しかし両氏論争開始以来既に十年余、両氏以外の発言を見ず、また本節本項の論争的性格、限定的な目的に鑑み、それ以前の学説史には深く立ち入らぬことにさせていた

く。

2 「釈怨結姻」説話のテキスト全文は、藤井A五三頁以下、及び藤井C(三)八五頁以下に、同氏による諸本校合の成果と共に、掲載されている。引用もそれを参照させていただいた。なお草野藤井両氏とも、②「以所酬錢十倍、之一分之」の「倍」字を、③「輕其直十之一」などと照して、衍字もしくは「分」の誤と解しておられる(草野B二二頁、F六五頁。藤井右掲箇所)が、しばらくそのままに置く。「倍」字自体がそのまま「分」に近い意味を持ちうるのではないか、という印象を排せないでいる。第五節3項註1参照。

3 着眼は既に草野A(四)七一頁、同B二二頁以下に明確だが、その全面的な展開として、草野F第一節を参照。

4 藤井A四三〇八二頁、一五七〇八頁。

5 藤井Dがその專論、藤井C(三)六一頁以下も参照。

6 なお草野氏の想定によれば、この二度目の過種之錢授受の対象となった佃田は、一度目のそれとは別物だということだが(草野F六九頁)、そう考えても、李慶四側の過種之錢受領の由来もやはり示されていない点に変わりなく、当面論旨に変わりはない。この点、余り深く立ち入らない。

7 勿論、主張の要点は一義特定の困難を言うにあり、またそこに止まる。単なる可能性としては、当面開墾肥培の事実を考え得、また恐らくその可能性が最も高い。なおそれでも残る「工本償還慣行」か、開墾肥培の事実それ自体か、という点をめぐる問題については、第三節1項註3参照。

8 なお、氏の立論では、この点をめぐり、転質の「転」字に着目した次の様な補強が施されている。即ち、転という以上、「転質」の主体は人間一般ではなく、あくまでも質取主のみに限定される(藤井D九頁)。それゆえ、転質がある以上、その前には転質者自身の持つ「質」関係がある(そして、⑤に見える単なる「質」については、「明らかに『転』字が脱落したものと見るべきである」と断じられる。D一三三頁)。しかし第一に、全てそれを認めたとして、本論に述べた危険性はなお残る。

第二に、「転」字の用法、必ずしも氏主張の形に限られない。成程、「転典」「転佃」といえば、通例主体はそれに先行して田主との間で典、佃の關係を持つ人間であるのが通例である。しかし「転頂」「転吐」などはどうかであろうか。手近な崇開關係の史料から一例を引けば、『民商事』「田制」項、「草麦契」条（原文は第五節1項註3参照）では、過投権者間での佃田移管を「転吐」と呼ぶが、勿論それに先行して田主との間で「吐」などという法律行為があつた訳ではない。「転」字はここではむしろ、田主佃戸間ではなく、共に田主に面する者同士間でのやりとり、という含意で付された単なる修辭にすぎない。「質」の用例でないという反論は可能だが、田主に面した佃戸第三者間の行為という文脈上の共通性は無視し難い。そして第三に、このように単なる修辭としての用法を認めてこそ、①で「転質」と呼ばれる行為が、⑤では単に「質」としか呼ばれぬ理由が素直に理解しうる（氏は理由を示さず⑥の側の「転」字誤脱を言われるが、それをやり出せば、全く同じ論法、同じ可能性で、①の「転」字衍字説も出てきてしまう）。いずれにせよ、余り「転」字に体重をかけた議論は危険が多い。

9 例えば、『民商事』三〇頁「典田図租」、二二二頁「濫当地」、五二二頁「直接管業与間接管業」等。佃戸がそれをなす例については、まさにこれから争う所だが、とりあえず、註10、11所引の史料を見よ。

10 例えば、次の史料がこの連想の助けをなす。陳益祥『采芝堂文集』卷一三に見える明代万曆年間福建の事例（清水泰次「明代福建の農家経済——特に一田三主の慣行について」『史学雑誌』六三卷七号、一九五四、一六頁より重引）。

貧佃掲債莫償、指田禾歲歲輸納、名曰田根。根主得粟与業主同、而実無苗粮之苦。此風閩省最甚。故犴猾富厚者。多蓄田根、根佃遂倍於面、而佃農之苦、亦倍他郡。

借錢して返す術なき貧佃が、佃田上の作物を指してその收穫物から年々幾ばくかを支払う約束をする。そうした時できる錢主側の收穫物収益権を田根と言ひ、根主の収租すること業主に変わりなく、しかも税糧負担がないので、富者はそうした田根の集積に走り根佃は高騰し、また（業主の他に今や根主に対しても別途負担義務を負う訳だから）佃戸の労苦は他郡に倍する。当然欠租の危険はそれだけふえる。本説話の場合、田主は予めその危険を回避すべく最初に芽をつんだ。

なお右史料をめぐり、これを一田三主制の形成過程とする清水氏に対し、「右資料では、債権者に田根を取り上げられた佃戸に田根の一部分が残存して居ることは何等述べられてゐない」ゆえ、むしろこれは田根の全てが奪われた状態、即ち一田両主を示す史料にすぎぬ、という藤井氏の批判がある（藤井C四四七頁）。しかし全部か一部かを論ずる以前に、そもそも右史料には、佃戸が最初に「田根」を持っていたという記述自体がない。むしろ史料の説明は、「貧佃掲債莫償」の状況下、佃戸が「指田禾歳輸納」という対応を余儀なくされ、その中、第二田主的な収租権、田根が成立する、というに近い。佃戸は終始、単に幾らか永続的含みの下、佃作を続けるにすぎず、物権化は錢主側で始めて起ったと考える方が自然ではなからうか。成程、同期福建には、田根を買い佃耕をするという別史料もあり（清水前掲一七頁）、断定は難しいが、それゆえこそ当面各々の史料を大切に扱い多様な形成過程を考えておくに如くはなからう。

11 ちなみに、押租慣行的な佃作をベースに、佃戸がその佃田をめぐり「胎借」を始める例を一つあげておくと、道光『龍巖県志』巻七、風俗。

耕人田者曰佃戸、受耕時向業主認批、按田定租、……今田佃日昂、租亦稍減。前志云、田佃數倍曩昔、佃耕俱有流項。蓋巖地田額稀少、民數日繁。間向業主認佃、納贖押耕、謂之土本。或私向佃戸承頂、計田輸錢者、謂之流退。更有胎借錢、銀、納谷、供息者、謂之小租。

当地では佃田稀少ゆえ、業主から田地を承佃しようとすれば、業主に「土本」（押租の如きものか）を支払わねばならず、また私に佃戸から承頂しようとしても、その前佃に「流退」を支払わねばならぬ。そして問題の第三部分の主語は、承佃希望者が「納谷」〔穀〕供息する訳もない以上、その土本なり流退なりを支払い既に承佃している佃戸本人と考えるしかない。佃戸が佃田を担保にして借錢し、その収穫物の中から利子を払っている（そしてこの「小租」自体が物権化し売買され出すと結局、前掲『采芝堂文集』「田根」と似たものにならう。ちなみに右記事按文の中にも「小租加倍原租者、尤為積重之勢」という言及がある）。

12 なおこの外、藤井氏には、司大李慶四問での酬価交渉時、一割値切りがなされた際、その前提として一定額が両当事者に意識されていたことをとらえ、その一定額の既存を説明するものは何か、「転賃」「賃」押租投納以外には無い、という傍論がある（藤井C(三)七八〜八二頁）。しかし公平に見る限りこれはむしろ押租説には不利な材量と言うべきだろう。もしその定額が直接に押租投納額に基づくものなら、司大は李慶四に値切られた時、即座に原則に返って田主にその定額満額の償還を求めざるはずなのだから。そして反対に工本説或いは立退料説の側から、その一定額存在の背景を言うは易しい。即ち、その額は、司大自身が承佃時その前佃に支払った金額であろう。そして恐らくその額が、前の換佃時にも作られたであろう「券」(⑥)の中に明記され、その契券が司大の手下にある。換佃時、最低限せめて自らがかつて支払った額の回収を求めるのは人情であり、また恐らくそれは常に一つの目安とされよう。酬価交渉の基準となる点に不思議はない。しかし事態の本質が当該佃戸耕作経営の現存価値の補償にある以上、「穀田不相侔」と迫られれば、時に値引きもやむを得ない。

2 買価承佃制の形成

さて前項に見た「釈怨結姻」説話の最小限内容、即ち元末期揚子江下流域に、一定の要件下、田主に換佃されることは避け得ぬが、しかしその際、当該佃戸は次佃から（該地生産力、恐らく同時にその営んできた佃戸経営の特異な経済的価値に見合った）金銭的補償を受けられる、という慣行が、或る種の佃田をめぐって存在したという事実を出発点に置き、そして前節までに見た清初崇明租佃慣行の状況を終点に置く時、両者の間にはどのような展開過程が予想されるだろうか。

さてそう考えて元末清初、両者の状況を対比する時、まず簡単に次の認識が導かれる。即ち田主の換佃を受けるが退佃時次佃から過投なり承佃なりの金銭補償を受けられる、という康熙志記載の状況は、その形式に着目する限り、

前項最小限内容で見た元末の状況と共通する。佃権存在の法的態様という点についてのみ言うならば、その程度のこととは、実は既に元末にもあった。勿論このことは、清初に見える過投承佃の授受慣行がそのままの形で元末に既に存在したといったことを直接に意味するものではない。最小限内容はそれについては何も指示しない以上、過投授受、承佃分与の構成は、当然崇明につき別途（清初の側から）新たに組み立てられねばならない。しかし当面次の点は明らかである。清初過投承佃の佃戸間授受慣行の形成を考える際、それを何かひどく新奇かつ特異なもの出現と考える必要はない。形式自体は、彼らにとつてかつて馴染みのものであった。

そしてそう考える時、まず過投の側については、前節以上の議論の余地少なきことが、すぐに理解される。即ち過投は、康熙志の段階においてもなお、前佃佃戸耕作経営の価値が換佃時後佃により補償される、そうした事態の連鎖という以上のものではない。別言すれば、それはそのまま前記「最小限内容」の法の内にある。勿論具体的な成立時期比定は、議租法採用及びその事後的自生的価値化の時期認定にかかるが、両者とも当然論理的に推定しうるものではなく、別途史料出現を待つ他ない。可能性としては、康熙志期なおその授受が部分的に止まった（即ち未だ慣行生成途上であった）という点から、その始期を近くに見ることも出来るが、他面、授受形式、「前佃過田与後佃耕種」と「過種之錢」なる用語、及び史料文脈上明確な端緒説明がなされぬことまで含め、前項事例との連続性を語ること也不可能ではない（元末期議租法など無かったという論証も相当難しい）。それゆえ当面そうした広い可能性の中、何時しかそれは自生的に始まったと考えておく他なく、また過投に関してはそれで一応の用も足りよう。

ところがそれに対し、承佃の側は随分と事情を異にする。第一節来見て来た通り、清初史料上現れる承佃は、成程同じく換佃時佃戸間で授受される金銭でも、最早それは単純な「過種之錢」などとは言いがたい。それは当時、なによ

りも田主から開墾難易、工本多寡に依り開墾者佃戸に分割分与されかつ主佃間で分有されるべき、所与の制度的な単位としてあり、佃戸間承佃授受自体もその制度的分与の結果行なわれるものとして描かれる。ではその承佃自体はどこから出てきたのか、或いはそもそもそうした承佃分与の開墾制度自体はどのようにして出来上ったのか。そしてその形成は、前記「最小限内容」と如何なる關係に立つのか。問われるべき問題は多く、またそれを欠いては清初現状の最終的理解も実は覺つかない。最小限次の程度の説明は必要であろう。元末最小限内容は、明らかに清初買佃承佃制それ自体ではない(どのように拡大解釈してもそこに承佃分割分与の明証は得られない)。しかし勿論、清初の現状は、元末の状況の歴史的延長線上に存在する。では両者の間にどのような展開があったのか、或いはどのような論理的媒介項を想定するのが両期史料の安定的位置づけに便か。当面、内容特定の手掛りは清初側に求める他なく、また第一節でも触れた通り、清初史料自体の中に沿革的説明を要請する幾つかの断片が含まれていた。

繰り返しを恐れずに言えば、まず第一に、県志説明上においては、田主が分割分与するにせよ、佃戸が投生銀を出して獲得をめざすにせよ、常に承佃なる単位が基準或いは目的物として用いられている。しかし県志上その単位自体の存在理由は述べられず、そればかりか実は説明されてある買佃承佃制の制度目的から考える限り、その存在自体に論理的必然性を見出すことも難しい。つまり秋租得分権分与の為には、なにも敢えて改めて秋租額の三分の一を区切りとり分母となす必要なく、むしろ秋租全額を分母とした構成をとる方が自由度は大きい。そして改めて考えてみれば、乾隆志、佃戸投下工本額との正確な対応關係が一方で述べられている所で、難易差等のかなりある沙地開墾の全てのケースが、この承佃、秋租三分の一の得分権という限られた単位の内側で常にまかない切れるとされているのも、不思議と言えば不思議である。少なくとも一・五倍の承佃の分与といった議論はなく、また買佃承佃という区分から

見て、そうした形が想定されていとも思えない。そして同じ問題は投生銀の側についても存在する。金銭投納に對應する秋租得分権の取得（減租）という、とりわけ乾隆志に顯著な構成から逆に考えてゆく限り、何もその目的物が常に全承佃である必要はない。もっと自由な操作があつてもよさそうに見える。しかし事實はと言えば、田主はまさに承佃を分割分与し、また佃戸は投生銀を出してまで全承佃を求め、また求めるものはそこに止まる。清初史料上承佃なる単位は、こうした不思議な所与性を持つて現れる。

そして第二に、不思議といえは実は「承佃」という名称自体が、県志記述上既に幾らか奇妙な点を持つ。既述の通り、康熙志乾隆志とも、それがなぜ「承佃」と呼ばれるのかにつき、そろつて「如承受之承、对産主而言。相承之承、对後佃而言」なる説明を与える。成程、佃戸の持つ承佃については最初の説明が当てはまる。しかし顧みれば、この説明は承佃のうち田主管業に帰す部分については最初から当てはまらない。そしてその疑問は、更に推し進めれば、田主所持部分までがなぜ佃戸持分同様、承佃と呼ばねばならぬのか、という疑問に拡大する。他地の租佃慣行を見ても、権利命名に当つては、田主佃戸という主体への注目が先にあり、ついでそれぞれの経営収益行為の特徴に即した名称が権利形成と共に現れる方が普通である。そして例えば半承佃分承佃と同様の現実利益の差等がその間にあつても、他地では通例それを等しく田面田底等の名称で呼び（半田面等という例を見ない）、それで紛れもない。なぜここではそうした単純な道が採られていないのか。また、かといつて逆に、最初から主佃分有の側から命名を考へると、今度は相承承受の承佃という名称自体の不自然さもまぬがれない。いずれから考へても、この承佃なる名称は幾らか不自然でありまた少なくとも清初現行の制度実態にうまくそぐうていない。しかしそれは現実にそう呼ばれてゐた。

清初制度の中核にありながら、承佃自身は意外にその制度実態にそぐわぬ所を持ち、県志もそれに十分な説明を与えない。しかし裏から考えれば、それは次の様なことをも意味しよう。清初現行制度の側から説明しえぬ部分こそが、まさに清初制度がそこから出てきた歴史的前提部分をなす。右の単位、右の名称が不自然でない状態を考へること、それが最初の作業となる。

さてそこで、両者、特に後者の側から考へてゆく時、諸々の要請を満たす最も簡便な解決が次の様なものたることは明白である。即ち、承佃というものが出現した段階では、開墾佃戸が全ての承佃を持っていた。承佃分割、田主佃戸間でのその分有などという状態自体がそもそも存しなかった。或いはより正確に言うなら、凡その開墾佃戸が田主から承受し、佃戸間で相承するものが、承佃と呼ばれるようになった。こう考へれば、少なくとも名称面の疑問は消えうせる。そして右に言う如き状態ならば、大した与件なしに容易に元末最小限内容との接合も図りうる。

即ち最初に次の設定さえすればことは足る。崇明田主は、開墾佃戸の労に酬いるに、他地より相当低額（とりあえず清初にならない秋租三分の一減額と考へておこう）の租負担での承佃を許した（逆にいえば、それを条件にして開墾者を招募した）。そして当該開墾者家族がそのまま平穩に佃作を続ければ、それは単に低租額の租佃関係というだけであり何程のことでもないが、しかし時期が経てば、そうした佃地でも当然主佃双方に換佃退佃の用は起りうる。前項最小限内容の慣行のある所、そうした換佃がなされた場合、最も起り易い展開は何か。前佃の営む租負担有利な佃戸耕作経営の価値が、それを引き継ぐ後佃により（「過種之錢」の形で）、補償される。これが最も自然である。当然つぎの換佃時の処理もこれに倣おう。そして佃戸間でこうした地位の「相承」が続けば、授受される相承之佃、或いはその対価を以って授受されるもの自体（佃権上のメリットは当面明示的には無いので、とりあえずの関心は減租部

分の利益に向けられよう。双方に「承佃」なる名称も生まれようし、更には、そもそも最初に佃戸開墾に際してなされる低額租佃関係の設定自体をその「承佃」の付与、「承受」と見る見方も生まれよう。佃戸が凡その承佃を持つ、或いは凡その開墾佃戸が承受し相承するものが承佃である、という想定は、元末側から見る限り、むしろ最も自然なものの一つと言える。

しかし勿論、問題はその後にある。清初、とりわけ乾隆志上、承佃は佃戸投下工本額の多寡に応じて切り分けられ、また全承佃は、それと投下工本額の差額を投生銀の形で支払う時にのみ、佃戸の手にもたらされるものとして描かれる。明らかに、承佃は凡その開墾者佃戸がその全てを持つ、という性格など持っていない。そこへの展開が説明されぬ限り、如何なる想定も無益である。夾雑物をとりのけて清初の現状と我々の想定とを対比する時、最も本質的な差異は、今や開墾行為のみで全承佃を得られる佃戸など殆どいない、という点にある。端的に言えば、開墾佃戸の得るものが順次減少してゆく過程の説明が必要とされる。競争という設定を導入して、一つの説明を試みてみよう。

開墾佃戸は皆、(全ての) 承佃を得る、などという状態は、勿論全体が疎放で人稀な場合にしか貫徹されない。開墾が進み佃戸開墾に供される優良利便な開墾用地が稀少となれば、当然一つの沙地をめぐる複数の開墾希望者が現れ承佃を競う状態が出現する。右の出発点に発する時、競争の決済は自ずと次の二つのどちらかの仕方で行われることになる。第一は、開墾承佃者の地位の授与自体をめぐり、今や強い立場に立つ業主が金銭要求をする。入札時、最も多額の投納を申し出た人間が、開墾請負い契約を結び、従来通りの(全ての承佃を得る) 開墾者佃戸の地位を手に入れる。第二は、開墾の結果与えられる承佃の利益の側の削減が行われる。入札時、一割二割と最も多くの承佃辞退を申し出た人間が、開墾担当者佃戸として指名される。当然そうした競争は、開墾希望者の殺到する開墾容易な土地

をめぐりまず始まり、また恐らく当初はそこにのみとどまろう。しかし全島的に開墾承佃の機会が稀少化してゆけば、やがては競争は順次開墾難易中程度の土地へ及び、最後には、全開墾地を覆う。そしてその時、全開墾地は、開墾最難地を底辺とし最易地を頂点とし、右記投納金額、承佃辞退額の両様の仕方で表現される差等をもつ一つの体系をなすことになる。戸佃は今や凡その開墾承佃に際し、該地開墾難易に応じた金銭投納、或いは承佃辞退を余儀なくされる。そしてその中、更に競争を続ける時、結局行きつく先は、いずれの土地、いずれの方法でも同じ所である。即ち前者、金銭投納の側について言えば、いかに競争に打ち勝ち指名を獲得し、開墾承佃後（全ての）承佃を得た所で、先に投納した金額を思えば、得られた利益（即ち両者の差額）は、結局自分が実際開墾の為に投じた工本実費をかつかつ償なり程のものでしかなくなる。後者、承佃辞退でも事情に変わりは無い。競争にせかされて余りに辞退しすぎた結果、せっかく開墾者となっても、その後、与えられる承佃、減租の利益は、せいぜい投下工本実費を償うものにならぬ。そしてそこまでゆけば、今や全事態は逆の側から説明した方がむしろ分りやすい。まず後者は次の様に述べられることになる。開墾者佃戸というものは、最初から投下工本額に見合った額だけの承佃を田主から分割分与されるものである。それに伴ない前者も次の様になる。それでも全ての承佃を得たいと佃戸が考えるなら、右記投下工本額だけでは「不足する」残額を、別途金銭の形で田主に支払わねばならない。そして、言うまでもなく、これこそが我々が本稿の最初で見た、乾隆志「買佃承佃説」の説明の基調である。

そして右の様な展開過程の構想は、最初にあげた清初史料上の残された幾つかの問題にも一定の解答を与える。即ちまず清初制度上、佃戸開墾時分割すべき対象物として承佃なる単位が常に引照されるのは、元を正せばその全てが開墾佃戸に与えられるべきものとしてあったからである。佃戸が投生銀を払ってまで全承佃にこだわるのは、全承佃

を持つのが開墾佃戸元来の姿だったからであり、それどころか投生銀自体が逆に、まさに競争の中、その元来の開墾佃戸の地位取得の為に支払われ出された金銭だからである。そして両者通じて、全承佃以上のものを持つ佃戸の存在が一切想定されないのは、分割分与、投生銀いずれの構成もが全承佃の状態から出発し、競争による佃戸取り分の縮減の方向の中でのみ、かつまた、その全開墾地への波及と続く展開の中で作り上げられてきた制度だからである。

元末「最小限内容」と、清初買佃承佃制との間に、開墾者佃戸全般が一定の減租利益(後の全承佃)を享受し、換佃ごとにそれを「相承」してゆく状態を構想することが、論理的に可能であり、また元末側、清初側双方の史料ともなじむことは、以上で一応明らかであろう。別言するならば、清初買佃承佃制の形成は、論理的には、開墾者佃戸が承佃を承継すること全般の形成という、言わば広義の形成相と、そうした取得承佃の縮減、投生銀投納、承佃辞退、やがては投下工本額相当だけの承佃分割分与制度の形成に至る狭義の形成相との二重の相を持つ。そしてここまで言えば、当然次の疑問を抑えるのは難しい。それら論理的に想定される形成移行過程は、具体的には、何時頃起ったのか。既述の通り直接的史料は概ね欠くが、しかしこの作業仮説に立って見返す時、意外に身近な所に考察の手掛りがないではなく、またその手掛りの存在が、逆に一面では右仮説の支持をなす。

始めに、まず右に言う広義の形成に関しては、やはり第一節二項で見た康熙志の回顧的言及「數百年相沿、歴代不易」が改めて注目される。先の「最小限内容」の考察が示す通り、康熙志から數百年前、元末期崇明で、換佃時、前佃の地位が対佃を以って後佃に引き継がれる状況が存在したことはほぼ確実である。また、承佃なる名を既に持つつか否かは別として、当時開墾者佃戸の地位が承継承されていたことも前述の通り許される想像の範囲内にある。即ち、業主が買佃を持ち、開墾者佃戸が承佃・承継承の佃を持つという点(そして成程この二つさえあれば、広い意

味で買価承価制と清初人が呼んで不思議はない)だけに敢えて的を絞って言うならば、それは元末期崇明に存在していてもおかしくはない。勿論、それは實在の証明とは区別されねばならないし、またそれでは「歴代不易」とは言えまいという議論も他方に成り立つ。しかし他面、右の如き対応物の實在が歴史の中に予想される以上、清初人が現実を抱いていた「數百年相沿」という歴史認識を、ありえぬことと無碍に否定し去るのもかえって奇妙なことである。開墾者が承価を持つという状況は、康熙志期既にとつともなく古い沿革を持っていた、それが当面維持されるべき結論となる。

それではつぎに、問題の清初現行の(狹義の)買価承価制の形成期については何を語り得ようか。我々は先にその形成過程を、開墾最易地から始まり、最後に全開墾地に及ぶ、漸進的自生的な展開として構想した。果してその通りとあれば、当然「画期」としての形成期など元より論じ難く、また特例的事態であつたはずの端緒的事実、歴史上最初の投生銀投納、承価辞退事例などを探し求め、それに結論をかけることにも余り大きな意味は与えがたい(それにもそも可能性としては、顕著にある開墾難易の差異に応じ、右記広義の形成と、この端緒的特例的出現とが最初からほぼ並進的に行なわれたと考えることすら不可能ではなく、探索範囲自体が余りに果てしない)。むしろ問題は常に全開墾地を基準としたその狹義制度の展開普及の程度の側から論じた方が、論じやすく、また意味も大ききろう。そして承価分割、投生銀投納慣行の展開程度ということになれば、実はこれまで見てきた康熙乾隆両志買価承価説明自体の中にも、論ずべき差異は既に存在する。まず付随的な問題の側から見ておこう。

第一節ではあえて深入りを避けたが、康熙志投生銀説明に付された註記「田未開墾曰生、挑蕩築圩、例出投生銀与産主」中、傍点を付した様に、投生銀は佃戸が挑築の日「例とし」て産主に出だし与うものとして描かれる。そして

草野氏はこの点を捉え、乾隆志上ですら余力ある佃戸が時に投納すると描かれる投生銀が、それに先行する康熙志上、「例として常に」投ぜられると書かれるのは、「一段と進んだ事態が描かれていること」になり納得し難く、これは康熙志が「重要な誤り」を多数含むことの証左である、との主張をなされている⁽¹⁾。成程、「常に」との含意までを持つかは別として、乾隆志で例外的なこととして描かれる投生銀投納が、康熙志ではむしろ常態に近く描かれるという印象は、我々もそれを強く持つ。しかし、だから「誤り」と言えるのか。少なくとも我々の作業仮説に従う限り、ことの順逆自体に不可解な点はない。即ち開墾佃戸が全ての承価を得る状況の先行下、競争決済手法として金銭投納、承価の部分的辞退と両様の選択が用意される。いずれが簡便かと言えば当然前者であろう。それは先行する開墾承佃契約手続きに金銭授受を付加しただけのものであり、制度的連続性も保ち易い。それゆえ当初はそちらが原則的手法になる。しかし競争が激化すれば、当然投納金銭額も高騰し、やがてはその水準は開墾承佃希望者誰もが用意しうる額を越えてゆく。それでも競争に参入したい佃戸はもう一方の手段、全承価取得の断念、承価辞退の方向で対抗する他なく、また現実には佃戸から徴しうる投生銀額が頭打ちの傾向を見せ競争手段として不適となれば、田主も承価辞退額で競り合す方を選択する。かくして今や承価分割分与が原則的あり方になり、投生銀投納は付随的例外的な手法となる。つまり投生銀投納と承価分割、二つの決済手段の比率は変化し得、そして変化するとしたならば、比重は前者から後者へ移るのが自然である。康熙志も乾隆志も、少しもおかしなことは書いていない。とするなら、むしろ結論は次の方向に流れよう。まさに右に想定した如き（買価承佃制の内部構造として見る時かなり重要な）変化が、康熙乾隆志の間でもまだ進行していた。即ちこれまで清初買価承佃制と一口に言ってきたが、より細かく見てゆけば、清初期でもまだ制度的流動は続いているのである。そして、その認識に立つ時、両志の間にあるより微妙な、しかし今度

はその制度總体の比重に関わるより本質的な変化が、改めて我々の注意を引くことになる。

即ち、我々はここまで、行論が余りに繁雜になることを恐れ、基本的には乾隆志に依りつつ、しかし両志に一応共通して現れる、開墾難易、工本多寡に応じた承価分与比率の変化という構造に着目して買価承価制の大枠を論じてきた。しかしよく見れば両志はこの大枠の中で更なる差異を持つ。即ちまず第一に、開墾に基づく承価分与比の例示をする際、康熙志は「故有全承半承及三七四六之分」という様に、佃戸が開墾のみで全承価を得るケースの存在をその一極に予定する。それに対し乾隆志では、開墾のみで得られる上限は、主佃一对九で止まり、不思議に全承価取得のケースは述べられない。康熙志に比し乾隆志の方が詳細であることを思えば、むしろ意識的にそのケースの挙示が排除されている。それは具体的事態に引きなおせば次のことを意味しよう。康熙志段階、最難地を開墾した佃戸は、投生銀も支払わずに、全承価を得た。逆に言えば、開墾請負い対象として最難地を選ぶ限り、佃戸は投生銀支払いも承価辞退もする必要はなかった。即ち当時、現実的競争は未だ最難地には及んでいなかった、或いは丁度及んだところであった。それに対し、乾隆志段階では、最難地開墾にすら現実が競争があり承価辞退が行なわれた。つまり一言で言えば、承価分割、投生銀投納のシステムが、全島全開墾地を覆ったのは、まさに目の前、康熙乾隆志の間の時期である。意外にそれは遠くない。

そしてその事実に着目する時、更に微妙なもう一つの差異の持つ意味も明らかになる。即ち、第二に、「開墾工本」(康熙志)「圩田工本」(乾隆志)の多寡に応じて、承価分与比率が変化することを言う点、両志は共通する。しかし、分与承価の価額と、投下工本の額との金額的、なつりあいを言う議論(「如承価五兩、佃人約費二兩五錢、則半承価適足、以相償」)、投生銀額を全承価額と投下工本額との差額として論ずる議論(「則承価中、佃先有其半、再納二兩五

錢、便完五兩全數)は、実は乾隆志になつて初めて現れる。康熙志は、前者については単なる比例關係の存在を、後者については、投生銀を納めたものは全承価を得るといふ單純な一事を言うに止まる。競争が全開墾地に及んだのは、両志間のことだ、という事実をふまえる時、この差異が單なる記述の精粗に歸し得ぬことは、今や明白である。即ち先に展開の論理を示した如く、投生銀額、承価辞退額は、本来的には該地開墾請負いをめぐる個々の競争關係(当然、その激しさは開墾難易により異なる)の側から決まることであり、当然それは開墾難易を介し必要開墾工本実費と何らかの比例的な連動關係を持つにせよ、金額的な等價關係など持ちはしない。そしてまた佃戸としても、むしろそうして開墾の結果得た承価の利益を通じて始めて自らの該地開墾行為の社会的評價を知るのであり、それを離れて該地投下開墾工本額それ自体というものを語る必要も機会もない。取得承価と佃戸開墾とは、個別具体的な開墾行為及びそれをめぐる競争を介して、言わば密着表裏している。開墾工本額というものが個々の承価分与と離れた地平を持つのは次の段階になつてからであらう。即ち競争が最難地に及ぶ。今や最難地開墾請負いにも投生銀投納、承価辞退が随伴する、或いは最小限、最難地のみが全承価授受の対象となりそれ以外の全開墾地に開墾難易に応じた差等がつく。その時、開墾工事の全ケースはそれぞれの工事難易度に応じた承価分与投生銀投納額の階程を作り出し、そしてそれにより工事難易に応じたその地の開墾工本額の相場というものを抽象的に語る地平が生まれ出る。しかし一旦そうして固有の相場を持ち出せば、開墾難易の差等及び該地承価をめぐる競争は、その相場を中心にむしろ直接に該地開墾工本額の多寡を通じて論ずれば足り、問題全般はその額に見合う承価分与の形で一元的に了解され処理されてゆくことになる。しかし同時に、そのことは、承価の側から見るならば、承価一般の佃戸開墾行為總体の側からの乖離をも意味しよう。なぜなら既に見てある通り、乾隆志上、最難地を開墾したとて全承価は得られないの

である。承価なる単位は如何なる意味で佃戸開墾と関係があるというのか。いやそもそも何でこのような大きさの単位があるのか。かくして両者の社会的連関は失なわれ、秋租三分之一の得分権の側からしか定義され得ぬ抽象的な単位、承価と（今度は奇妙に実体化された）開墾工本とが二つの金額として対比され、その承価中から佃戸投下工本額相当分が切り取られ佃戸に分与されるという乾隆志の不思議な世界が現れる。そしてこれらの変化は、どれもが競争が全開墾地を覆い尽くした時、即ち康熙志前後から始まる展開なのである。

それゆえ以上の考察から導かれる結論は、次の様なものになる他ない。承価分割、投生銀投納の端緒は不明だが、それが全開墾地を覆う普遍的な制度となったのは、明らかにたかだか清初のことである。そしてこの結論は、言葉を変えれば、次の様なことを意味しよう。即ち、買価承価制は、常に、（現実の投下工本額に対応し、かつ田主に対する「工本償還請求権」という形で再構成可能な、狭義の）「工本償還制度」であつた訳ではない。それは、あえて言うならば、競争を通じ、しかも近々康熙乾隆志の間に、やっと工本償還制度に「成つた」のである。勿論、右の結論自体が高々仮説の産物であることを我々として知っている。しかし最低限次のことはここでも言いうる。即ち史料にそうと書かれる以前、即ち康熙志以前、買価承価制が工本償還制度であつたか否かすらが、今や問われるべき問題である。そしてこの結論に立つ時、康熙志と乾隆志との間に起つた変化の多層性が改めて思い起こされることになろう。過投、議租地佃作の順次価値化という変化は措き、当面承価に話題を限つても、それは一面では、承価処分面での権限明確化、質的強化の過程であり、しかし他面では、佃戸間競争を通じての開墾時取得承価の量的制限の過程である。そしてそれに加えて第一節3項で見た争圩の進行が重ね進む。そして次の史料を見る時、その争圩すら、上の展開と必ずしも無関係ではなかつたことが改めて気付かれる。乾隆志「争圩説」、凡そ恩撥以前になされる沙地占拠。「崇邑

健訟、好鬪之弊、其大者莫甚於争圩。邑田環海、滄桑變遷、沙湧於波濤、滅没之中、未經報撥、羣豪蜂拋、各建旗幟操器合鬪、戰勝者逐、負創者遁、重傷者死、而訟端起矣。此争圩之始事也」。恩撥前、ここで争圩者勢豪が争う相手は、勿論業主等ではない。まさに同じく該沙占拠を囂る他の勢豪棍徒達である。生死をかけたその戦鬪でまず勝利しなければ、争圩即ち勝手な開墾を始めることも出来ない。そしてその点に着目する時、争圩というのも、業主里排ならざる者が、競争の中、開墾地を獲得せんとする手法の一つであるという当り前の事実⁽¹⁾に思ひ至る。開墾地が相対的に稀少化し競争が激化したからと言って、必ずしも田主の求めるまま、或いは高額の投生銀を支払い、或いは承佃辞退をし、開墾請負いの指名獲得をめざすばかりが道ではない。勿論合法ではないにせよ、暴力的に該沙を占拠してしまふ、そして占拠者同士の競争もこれまた暴力で決済してしまふという道も成程あり、勢豪なる者がむしろそちらを選ぶことに不思議はない。その意味では競争の激化は、業主沙地管理能力の強弱に依り、右記清初買佃承佃制の形成、勢豪層による争圩活動と沙地支配体制の形成、両様の帰結を生み出しつつ進行したと考える方が全体像により近く、またその両者で進む淘汰が、従来からある開墾承佃者層を、圩頭勢豪層と弱貧な佃戸層へと順次分解してゆく⁽²⁾。そしてこの買佃承佃制をめぐる歴史展開が、最後に後者の勝利、圩頭層による領域的沙地支配の確立の側で終ったことを我々は既に知っている(第一節3項)。他方の側で進行した清初買佃承佃制の形成、工本償還制度への純化は、言わばその制度的精緻化の極において足下から瓦解する。

かくして我々は再び乾隆以降新漲外沙の上に戻って来た。今や沙地支配者となった圩頭、凡そ単独で開墾をなす資力もない弱貧な佃戸、そしてその中、土地経営を試みねばならぬ業主層、彼らが次の展開の登場人物である。とうてい全過程など述べべくもないが、最小限必要な租佃慣行の性格づけに問題を限り、以後民国期にまで至るその展開の

構造を次に簡単に整理しておくことにしよう。

1 草野F八二頁。なお本稿第一節1項註14も参照。

2 ちなみに言えば、承価分与で佃戸投下工本を「清償する」という説明方法（……統曰圩田工本、皆産主宜清償佃戸者、遂放己産買価之内、設一価名、以償之、曰承価）も、乾隆志になって現れるものであり、康熙志には無い。康熙志は、単純に開墾には費用がかかるので佃戸が承価を持つと言うに止まる。なお右掲引用部分が、光緒志を経、民国志になると、「……統曰圩田工本、田主宜償還、若無力清償、遂於己産買価内設一価名、以抵償之、曰承価」（田制二「承買価」と変る点は、様々な意味で興味深い。第一節1項註4に指摘した通り、この傍点部が恐らく、買価承価制を金銭的工本償還制度の部分的代替物と見る一部の見解の唯一の根拠をなす。しかし今や次のことは明らかであろう。第一に、開墾制度としての買価承価制は乾隆期に解体し今はない。それゆえ光緒民国志間で起こるこの記述変化は現実の事態変化とは関係ない。この一句は、むしろ民国志編者が旧志を転写する中、この方が分りやすかろうと付け加えられた。第二に、それゆえかつて崇明で佃戸工本の金銭償還があったという想像は史料の根拠はなく、また凡そ工本額と承価額とのリンク自体が乾隆志以降の産物であることを考えれば、実態レベルでもそのような実務の存在を想定しない方が自然である。第三に、しかし単なる説明として見る時、民国志編者がこの句を入れたい気持はよく分る。圩田開墾体制は何よりも工本の金銭的償還を原則に作られており、それとの対比で事態を脳裏に描けば、この一句を取って欠く説明はかえって不自然に見える。

3 そしてこの様に解する時、明末来の争圩記事出現は、買価承価制の衰退（或いは工本償還制度としての買価承価制の変質）ではなく、清初買価承価制、工本償還制度の形成の傍証になってしまう。買価承価、争圩の記事が共にこの時期から現れ出すこと、康熙志「凡例」に、「素敦慤樸、不事聲華」だった「崇俗」が、「適年良頑不等、俗惡風刁」になったと書かれること（本稿第一節2項註6）の意味も、この文脈で考えると分り易い。

第五節 光緒民国志における頂首と過投

1 頂首と過投

既に第一節で見た通り、乾隆以来新墾外沙では開墾は田主自賃築圩、或いは圩頭開墾・工本の金銭的償還の手法によりなされ出し、買佃承佃制は最早存しない。そしてそれは租佃関係の側面に引き直して見るならば、開墾担当者がそのまま該地の佃戸として現れることを前提に作られた従前の諸構成の消滅を意味する。しかし他面、そうした土地も、日常的な経営収益という面から見れば、多くは再び佃戸の手により耕作されたことは疑いなく、そうした佃戸耕作をめぐり如何なる慣行が形成されたか、という問題はまた改めて別途解くべき領域を形成する。乾隆期から民国初年までのその歴史的推移を概観し、その性格づけを図るのが本節の課題である。

諸史料（と言っても残念ながら全て光緒期以降のものになる）を通観すれば、そうした新たな租佃関係の中心的な争点が、「頂首」「釘首」（両者は普通。説明用語は以下前者に代表させる）なる康熙乾隆志には未だその名を見なかつた金銭であることは、とりあえず明白である。それは史料上、田主自賃築圩、圩頭開墾体制下、田主或いは圩頭が佃戸から徴するものとして描かれ、また民国期史料には、それを支払い承佃した佃戸が随意佃田処分を行なう様が現れる。全ての史料が言う通り（「防逋租脱逃」「慮或欠租」、それは本来的には欠租に備えて召承佃時に徴される保証金、押租に他ならぬが、その持つ社会的な位置（圩頭との関係）と機能（佃田処分への展開）において、当期崇明租

佃慣行の性格を強く規定する。

しかし第一節来、折りにふれ見てきた通り、この「頂首」をめぐることは、草野靖氏による特異な立論が既に存在する。即ち氏は、この「頂首」と前述の「過投」とを同じく押金と性格づけ、そればかりか、独自の定義の下、史料上現れる「過投」「頂首」兩語を順次置き換え、圩頭開墾体制と過投慣行との結合、それを通じての圩頭開墾体制初期の歴史的遡行を図られる。⁽¹⁾ 康熙乾隆志上の過投については、我々は既にその実態を見た。それは本来的には、対田主投納の契機すら持たぬ立退料として始まり、かつ田主に支払われるようになった時点でも、買佃承佃制と相互排他的関係に立つものではない。同期に関する限り、草野説は史料上に直接的な対応物を欠き、更にはそもそもそうした特異な立論を持ち込む史料的需要自体も見出し難い（過投は買佃承佃制と矛盾せず、また最初から頂首の語も見ぬ以上、等置の必要も区別の必要も起こらない。ただ単純に過投の性格を単独で帰納すればそれで足る）。ところが、それに対し、本節が扱う時期については幾らか事情を異にする。そこには圩頭開墾体制も頂首徴収も現実のこととして現れ、当然、過投との関係を史料的に問い直す必要も存在する。そして、当期史料、とりわけ『民商事』上、成程、両者の関係はひどく紛らわしい。具体的な議論に入る前に、最初に当期過投のあり方と併せ、予備的な問題整理をしておいた方が混乱予防に役立つ。史料上、問題は二つの方向から現れる。

第一に、ひどく初歩的なことだが、佃戸開墾、買佃承佃制の解体、新開墾体制への移行後、過投慣行の側がではどくなつたのか、という点だが、実は既にして史料上今一つ明白でない。

即ち光緒志は次の様に言う。「買佃承佃過投、併帰一人為底面地、未帰併者為单辺地。乾隆以来新漲外沙、皆底面地。唯内沙腹地、尚有单辺地」(光緒志「承買佃」)。民国志も田主自賃築圩によって三者帰併し「底面田」が生まれ

たとする点、変りない。⁽²⁾ 少なくともここからは、新制度下の開墾地上、買価承価制と共に過投徴収慣行も完全に廃されたと解するのが自然である。ところが他方、これも一部既引の『民商事』「田制」項は、次の様なことを言う。近時は開墾を佃戸にはなく圩頭に担当させ、しかもその工本（泥本）を金銭で償還してしまうので、承価買価ともに業主に帰す。それを「底地」とも呼ぶ（第十一条）。過投地とは即ち議租地であり、亦即ち「佃戸之面地」である（第十四条）。そしてその後、秋冬期これら「有過投権者」が「有承買権者」から換佃をうけたり、佃戸間で「転吐」したりする場合には、「退據」の他に「草麦契」を立て、麦籽播種に費消した資本辛力の金銭的補償がなされる、という説明も現れる（第十六条）。⁽³⁾ これに依る限り、圩頭開墾体制下でも、なお承買両価を持つ田主により過投徴収は行なわれ、しかも過投権者佃戸は、換佃もうけるが、しかし他方「転吐」（転頂同様、佃戸間での佃田譲渡と解されよう）も自明に認められる、康熙乾隆志より一歩進んだ地位を占めていた、と考えるのが自然となる。

このように買価承価制解体後の開墾地上、過投授受がなされたか否かに関し、既に両様の史料記述があり、前者が、乾隆期における買価承価制と過投慣行の重疊的存在という事実の裏付けを持つと同様、後者も民国期現状における圩頭開墾に基づく「底地」承買価と「面地」過投との並存分立という裏付けを持つ。いずれかのみを真とする手だてを持たぬ以上、当面の解決としては、両者それぞれが事実の一半を伝えるという方向で考えてゆくのが最も素直であろう。そして以下のように考えれば、買価承価制解体後、二つの事態が並び起こること自体は、説明のつかぬことではない。即ち、前節までの考察が示す通り、佃戸開墾、買価承価制下の佃作は、議租法という収租法で行なわれ、またそれに対応して過投授受も存在した。しかし圩頭層が開墾主体となり、主佃の関係が開墾を介さぬものとなる（逆に言えば単独開墾能力のない貧佃も直接田主と租佃関係を結ぶ）という状況変化に応じ、収租方法上の見直しも必要となる。

そして通例、そこで議租法も廃され（第二節2項及び本節次項に見る通り、民国志によれば底面田上の収租方法としては、議租とは區別される「分租」なる方法が採られたという）、それに対応して召承佃時の過投徴収もなされなくなる。その状況が県志上に描かれる。しかし他面、開墾後新規召承佃に当り、どのような収租方法をとるか、元より個々の田主の選択の問題であり、開墾制度のあり方とは必然的連関を持たない。買値承佃制解体、圩頭開墾制下でも、収租に関しては、大規模租佃経営により便な議租法を採り続ける田主佃地が一方にあつても少しもおかしくなく（一地域の租佃関係が全て同一収租方法を採ると考える必然性もない）、当然そこではその資力ある佃戸を相手に過投徴収も進められ、そしてその中、作られた状況が『民商事』の側に反映する。

もとより県志が明示せぬ事実の存否という問題だけに、これ以上の史料記述がある訳もなく、この点についてはこれ以上論じようもない。安全を見て、県志の記さぬ所で過投授受もありえたと考えて立論を始めてゆく他はない。しかしそう考えても、或いは一面ではまさにそう考えればこそ、そこから次にもう一つ面倒な問題が現れる。ここでも問題は『民商事』の側から起る。

即ち第二に、『民商事』は、前述、佃戸面地、過投地の説明と並べて、「頂首」についても、次の如き兩条の説明を与えている。

十二（頂首）即佃戸攬種業戸議租地上応出之押租錢文也。

十三（佃戸將承種地、転佃與人、用何契約、及還租手續如何）祇須立一吐攬換或草麥契、與人書明。所有頂首、如數取訖（習慣照時価）（現時粘貼印花、即為合法）。迨其人接種後、歷年応還租息、即由後佃完納。若照常時立攬之性質、定要退還業主、不得私自転吐。然亦勢有不能。

見て分る通り、頂首は「業戸議租地」承佃の爲に出す押租錢としてまず定義され、ついで（当時立攬之性質）に照せば、出来ぬことになっていると注しつつも）現実には頂首を支払った佃戸が、時価でその佃田を処分していた状態を伝えている。議租地と言ひ、佃田処分と言ひ、これでは先の「過投地」と大差がない。⁴

そして草野氏の特異な立論は、まさにこの史料への言及から始められる。即ち氏は、まず右の過投地、頂首の史料から、当時「頂首錢を納めて攬種した議租地で佃戸によって私頂されるものを過投地Ⅱ面地と称した」という理解を導き、ついでそこに共通して現れる「草麦契」に関する特異な解釈をその上に重ね合せることにより、「要するに民国初期の崇明県界で面地或いは田面と呼ばれていたものが肥培工本を私酬して佃農相互間で私頂される押租田Ⅱ過投地であったことは明白であろう」という結論づけを図られる。⁵そして以後の氏の立論は、言わばこの「頂首田Ⅱ押租田Ⅱ過投地」の等式を出発点に、その淵源をたどる形で組み立てられ、そして前節までに見た草野氏の史料解読上の特異な操作も、一面ではこうした『民商事』理解から引き起こされる論理的必要を満たすべくなされたものである。

そして、以後の展開は別として、狭く右『民商事』理解に限るならば、頂首と過投を一連の事実をめぐる異称と見る草野氏所説が相応の根拠を持つこと、それは正面から認めた方が話は早かろう。『民商事』上、過投頂首両者は多くの共通項を持ち、また両者を一連のことと見さえすれば、我々が先に立てた第一の問題、当期新開墾地上における過投授受存否をめぐる県志『民商事』間の記述差異という問題も、解答以前に問題自体が消滅する（即ち光緒民国志上でも頂首徴収記事の側は勿論存在する）。康熙乾隆志期は知らず、狭く当期史料に限るかぎり、草野説の行き方は成程一つの解決方法なのである。

しかし同時に、我々は次のことも忘れるべきではない。即ち狭く当『民商事』に限っても、そこでは遂に、頂首を

支払い承佃した佃地で転頂しうるものを過投地と呼ぶ、などという明示的な説明は現れない。史料は、あくまでも当時、過投地と頂首とが持つ属性を項目を分けそれぞれ別個に並列記述する形で組み立てられており、両者が同一実体だということはおろか、果してそれ以前に両者がどのような属性を持っていたかも知述べてはいない。別言するなら、それら問題は、まさに各時代について個々に見てゆく他なく、史料上、頂首過投の両概念が置換可能か否かは、その後で決めても遅くはない。

とは言っても、以上の如く、問題自体が既に入り組み、また各時代について見ると言っても、そもそも我々が持つ史料は遡っても光緒志に止まる（しかも先に記した如く県志新開墾地上には過投授受は現れない）。当面、次の所から手をつける他あるまい。即ち、県志上、頂首はどのような文脈で現れ出すか、そして出現当初それはどのような属性を持っていたか。そしてそれは前節までに知った過投と如何なる異同を持つか。

1 直接の必要なきゆえこまで敢えて立ち入らずに来たが、氏の頂首過投論は、押金としての等置一括という側面と共に、当然両者一括すれば起る、ではなぜ同じ押金が過投頂首両様の名称で歴史上現れるのかという疑問に自答する形で、その上に更に両者区別を言う論理も持つ。即ち「過投銀は実は築圩成田以前に納付されている」（草野H六四頁）。それこそが過投の原型であり、頂首との「相違点を解く鍵」もまさにそこにある。そして第三節で、成圩時の過投授受を見、また次項で開墾前圩頭により頂首徴収がなされる記事を見る我々の目には、百歩譲っても話は逆だと思えぬが、事実この「定義」以後、草野氏立論は、成圩之日投納を言う乾隆志「批田過投説」を見ては、「過投慎行の原型を伝えるものではないことは明らか」（同上）と断じ、圩頭頂首徴収記事を見ては、築圩成田前徴収である以上、「旧称は無論過投であろう」（同七〇頁）とし、過投開墾前徴収説を強行する形で進められる。そしてその中、一方に圩頭が過投を徴収し開墾を担当する体制とその早期的出現という既述

の議論が、そして他方に、それら土豪を排し里排業主が共同して築圩に当り、「成田後に業主自から召佃を行なつて嘗つては圩頭を介して収納していた佃戸の押金に過投を明確に押金として直接業主の手に収め」る「里排公築制」(頁七六頁)の議論が導かれ、そしてそれは買佃承佃制解体後、押金制内に順次現れる二つの段階と位置づけられ、そして「この里排公築制が実施されれば過投銀は消失して頂首銀と替る」(同上)という結論が導かれる。第一節3項註2でふれた如く、この押金制内の二段階論自体は、氏においてすらその後流動的であり、ここでその内容に立ち入る気はないが、しかし、草野氏立論が一面ではまさにこの独自の「定義」の自己展開として構成されていることは以上からも窺えよう。その意味で、この「定義」は、氏の歴史論、個々の史料読解の要をなし、また展開の起動力の位置に立つ。しかしそもそもその出発点、この定義自体が普遍的に成り立つことなのか。他で論ずべき場所もなきゆえ、ここで一括して史料の根拠を検討する。

氏がその主張の根拠として掲げられる史料は、先來解釈を留保してきた、乾隆志卷五賦役志二「雜辦」〔前県許惟枚詳憲摘撥学田香火育嬰恤孤田碑記〕の一節であり、また直接的論拠はそれに止まる。長文にわたる為、全文引用は避けるが(とりえず、より長いものとして、草野同上所参照)、育嬰田香火田の租負担については、「召佃承領管樵、各佃照依崇邑定制、繳有過投銀三百六十兩、給照領管、并認繳租」という事情にあるゆえ、「俟、高阜成熟、照例輸租完賦」という処理をしたい、という知県提案を、布政使が裁可する、という内容が史料の基本的文脈である。そして草野氏は、ここから過投銀は原来「水塗や草灘の段階で徴収された」という一般論を導かれる。しかし右記事、とりわけそこに見える「崇邑定制」は、そのような論理展開を許すものであろうか。

右記事を広く崇明田制諸記事の中において見直す時、それを最も特徴づける点は、これが育嬰田香火田という一種の官田の承佃に関する記事であるという点である。類例をさがせば、民国志論纂に、その弊害指摘と合わせて次の如き記事がある。

「一曰官田。各廟香火学塗膏火、旧時本由里排、臨届拔撥。迨後勢豪奸書、申佔正撥美産、仮名『摘補某項』『摘撥某項官田』(老額官田、已坍摘撥、曰摘補。新撥官田、曰摘撥)多立名目、所佔不知幾許。不過略繳過投入官、歲納塗蕩微糧、半係里排

代賄、而官租僅每畝五錢、且多懸欠。故有七槍十二賄之謬。弊十六」。香火田等の官田承佃は、過投を最初に入官しさえすれば負担は低く經營的に見て有利である。それゆえ勢豪奸書は、正規の新漲地恩撥時、既に承佃して有る官田の「摘補」だ等と称し、そのうちの美産を過投を支払い承佃してしまふ(同様の弊害は、乾隆志「大弊須知」香火田併学塗膏火需之弊、末尾數行から、乾隆志期にも既にあったことが知られる。康熙志「令甲考」内「告佃」も併照)。弊害のあり様からかえって知られる様に、官田承佃は、崇明田制上、恩撥即ち買価取得とパレルな位置に立つ。即ち、官田佃戸は里排業主と並列する位置に立ち、過投銀は里排が恩撥までに賄納する税糧と並ぶ位置に立つ。そこから次のことが知られる。

まず第一に、崇明で官田承佃、過投入官がなされるに際し、その地が未成田であることは何ら驚くにはあたらない。恩撥と並ぶ新漲沙地管業権の付与取得方法(問題の乾隆志記事の標題自体が既に「摘撥、学田」云々となっている)である以上、むしろ成田で出てくる訳はない(そしてちなみに言えば、崇明志中、官田承佃、過投入官の記事は、この摘補摘撥の文脈で見出せない)。それゆえここに言う「崇邑定制」も、直接的には、摘撥官田時には、官に過投銀を入れる(即ち無料ではない)という点を指すにすぎず、それが築圩成田前であることは、文脈上言わば自明のことに属する。

それゆえ第二に、むしろここで問題になるのは、なぜ当時崇明では官田承佃に際し官に支払う金銭を他ならぬ過投という名で呼んだのかという点だけである。そしてその解決は簡単につく。当時崇明で承佃に際し佃戸の支払う金銭の名称としては、過投が最も一般的だったから(第三節1項)。要は民間租佃慣行の用語が官田承佃にも転用された、ということでは無いのである(こうした関係については、後註4後段も参照)。

即ちこの特殊な記事から、過投とは原来開墾前に投納されるという一般論を導くのは、もとより無理があり、言わんやそれで「成圩之日、每千步納主家銀兩……」(乾隆志「批田過投説」という民地一般の租佃をめぐるなされた明確な発言を覆し、独自の定義を立てるとなれば、やはり推論の手順として異様との感は免れない。

2 民国志釈例「買佃承佃」。ただ予め一点疑問を述べておけば、「底」「面」なる用語は、康熙乾隆志まで含めた崇明四志中ここ

で初めて現れ、またこの承佃買佃過投が併帰して「底面地」ができたという形でしか現れない。しかしこれは幾らか奇妙である。「底面地」などという表現は、底地面地が一般に分有される状況が先行或いは並存しない限り生れ難い。この用語は、かえって県志に明示されぬ部分で、何か別の展開が起っていた傍証と考えてよいのかもしれない。想像は、この名称を文字通り乾隆期新漲外沙上の実在の呼称と見るか、それとも光緒志民国志編纂時の一般用語と見るか、またそこで対比される「底地」「面地」分立状況を、歴史的先行期の実在と見るか、同時期内沙（或いは以下に見る如く、一部外沙を含むかもしれない）と見るかに従い、膨大な組み合わせを持ち、一は一は追いつけない。ただ可能性として、第二節2項註8でふれた如く、乾隆期以前の内沙、即ち基本的には買佃承佃体制支配下の成田地上、既に承佃とからまぬ議租法、過投關係が単独で存在し、それが底地面地「単辺地」の構成を作っていた（そのように「単辺地」を理解する）、という想像の余地、選択肢あることのみ、簡単に付記する。

3 『民商事』三三三頁。「十一（承買佃）、按承買佃之分別、就從前而論、圍築成圩而有泥本者、謂之承佃。業戶出資契買者、謂之買佃。不過買佃重而承佃輕。照近時而言、承買佃佃、均是業戶主權。蓋圍圩時之泥水（本か）、已由買佃人（業戶）如數歸償圩頭也。又名底地」。「十四（過投地）、即議租地。亦即佃戶之面地也」。「十六（草麥地）、按有過投權者承種有承買佃權者地、秋收後□□〔播種か〕麥籽、倘有承買佃者欲收回過投權地、收回另召、或過投者與過投者軋吐、除退拋外、另立一草麥契、即償還前過投者播種麥籽之資本辛力之意也。故名之曰草麥地。若夏秋時、則無之。此種草麥地、純係過投者之附帶契約、所以無過投權者不得主張草麥地之獨存也」。

4 更に兩者の混同を進める表現を予め『民商事』中から拾っておけば、第一項（議租地）末尾には「又名面地」とある。議租地須らく面地とあれば、先の十四項と併せ、面地即ち過投地承佃の為の押租錢を頂首と呼ぶという置換も一見可能に見える。また内容を確定し難いが、「十五（摘補過投地）譬如甲出頂首錢。承種公家之過投地、被坍無存、後來公家依旧撥着地公田、該甲亦可向公家摘補還過投地。此一層、對於公家之公田、則可維持。仍須繳時佃頂首錢文」の様に、公家之過投地の承佃の為

に頂首銭を支払うという文章もある。前者については本節第三項註7で改めて論ずる機会があるが、後者については、現時点以上の知見もはや得られない。当面の理解を示し批判を仰ぐ。

まずこの一条は、公田の「補撥」「摘補」という点で他と区別され、むしろ本項註1所引の乾隆志民国志官田記事と共通する文脈に立つ。そして右記両志からは、当地官田が沿革的に過投を支払い摘撥される土地、過投地とも呼ばれたのではないかと、との想像が逆に導かれる。果して成り立てば、同条に言う「公家之過投地」「過投地」「公家之公田」は皆、むしろ学田祭田等の一般称と解される。そしてその官田承佃、補撥に際し支払われる金銭が、ここで「頂首銭」と称されることは、まさに民国期民田承佃時佃戸が支払う金銭名称としては頂首が最も一般的だったからそれが流用されたと言えは足る。全て註1の所論と対応する。当否は当面不明だが、少なくともこの一条から、過投地承佃の為に支払う金銭が頂首銭であるという一般的定義を導くのはやはり難しい。

5 草野日五九頁。ただ狭く「草麦契」の理解に関しては、この時点でも次の批判は可能である。即ち「草麦契」とは、前註3所引記事が明言する通り、やはり本来的には、秋収後、過投権を持つ佃戸が、当然次年度も耕作継続との見通しの下、麦種の為に投じ、ただ突然の退佃により未回収に終わった資力の補償の為の特異な慣行と解する他なく、当然頂首田転頂に際し様々な流用はなされたにしても、土地肥培一般の補償とは区別さるべきものである(春耕後退佃の話だが、既着手耕作費の補償慣行の類例として、『民商事』六一〇頁「佃田頂項」参照)。草野氏は、「四(開種主地)、按佃戸開種主地、業戸繪以成熟為標準、並無免租及年限之規定(成熟則議租、不成熟則無租可議)」を引いて、草麦契が「入植後この生地 of 肥培に投ぜられた佃戸の資本辛力」総体の補償であると主張されるが、右文は、土地完熟までは収租しない、そういう形でまさに開種の辛力を補償する、という意ではあるまいか。

2 頂首の原型

頂首に関するまとまった記事は、崇明志上、光緒志に一件、民国志に二件現れ、それは凡そ次の二つの文脈に整理しうる。即ち一つは、新たな開墾主体たる圩頭が、築圩成田前に、佃戸を召募してそれを徴するという文脈であり、一つは、成田後田主が新規召佃に際しそれを徴するという文脈である。一応両志それぞれに両様の文脈は現れ、時期の先後をそれで占うことは難しいが、刊行期の古い光緒志において頂首が前者の文脈、しかも圩頭争圩時においてその徴収が引き起す「弊害」との関連から話題に上せられ始めている（田主徴収はその「対策」の側で述べられ始める）ことは、事実として認めざるをえない。最初にそこから始めよう。

争圩をする圩頭による頂首徴収とその弊害、及び対策に関し、光緒志「争蕩争圩歩口諸弊」は次の様に言う。

……於是捏造議書、濫招佃戸、婪収釘首（承佃之有釘首、以防逋租脱逃也。今圩頭未經圍築、広招佃戸、給収釘首、等費、每千步二三十千。及已成圩而田已不敷、或与業主互争安佃、胎累無休）。及業戸認管、猶勸灸圩工文帛等費、始交還其地。是為争圩。……故欲禁健訟好鬪、先禁争圩争蕩。凡堪築之蕩、由粮書文明、業戸立議檢呈印帰、請示興工、再邀粮書分界、將圩数呈案榜示、業戸召佃、釘首不過十千、則争圩之弊可絶。

頂首はまず佃戸の「逋租脱逃」の防止策として定義される。圩頭による徴収は「未經圍築」、明らかに開墾前になされ、その額は每千步二三十千である。その結果「已に成圩に及びて、田已に敷せず、或いは業主と安佃を互争い、累を胎すること休み無し」という紛争が起る。そしてその対策としては、粮書による文明、分界を前後になし、その間に業戸主導の開墾を行い（ただ「請示興工」が、業戸自らの開墾担当を意味するのか、やはり議書を書立して圩頭の

如き豪強層に工事を委託する形をとるのかは不明)争圩を防ぐこと、そして成田後、業戸自らが召佃をし、しかもその際、徴取する頂首を毎千歩十千と従来より低額にすることがあげられる。

とりあえず次の事情はここからも読みとれる。まず当然のことながら、開墾前に佃戸から徴収した頂首が、圩頭開墾の運転資金として利用されたろうこと。そしてそうした資金調達先として他ならぬ佃戸を選ぶことは、圩頭にもう一つの利点をもたらしたろうことも想像に難くない。右文をうけた民国志論弊、「争圩」の項は、同じ文脈に更にかく次の如き註を付す。

……於是捏造議書、私召佃戸、婪取頂首、迨糧戸認管、猶勒灸圩工丈帛諸費、始還其地(圩丈諸費、在頂首内扣除、有余給還、曰找長頭)……

当然頂首を佃戸から徴していようがいまいが、築圩成田後、その土地移管をめぐり、圩頭田主間で開墾工費の授受清算がなされる点は変りない。既述の通り、通例なら、田主が工本を金銭償還し、それに対応して圩頭が成田を引渡す。しかし右を見ると、圩頭が予め佃戸から頂首を徴してある場合は、その現実的な金銭の流れが逆になる。圩頭はまず集めてある頂首の中から自ら負担した「圩丈諸費」を「扣除」し(恐らく現実問題としては既にそれ以前にその一部を費消し)、そしてなお徴収頂首に余りがあれば、それを成田と共に田主に引渡す。そしてそうした金銭授受をめぐり圩頭のイニシアティブを許す仕組が、工本額算定、回収をめぐり土地移管時、田主と一悶着なきこと能わざる圩頭にとり、いかに便利なものであったか(逆に田主にとりいかに苦々しいものであったか)は、説明の要もない。圩頭が開墾前佃戸から取れるだけの頂首を集めようとしたこと、そしてそれが否定的な文脈で語られたことは、成程よく理解のゆくことである。

しかし右の様な史料記述は、我々に次の様な疑問をも呼び起こさずにはおかない。即ち圩頭の側はそれでよい。しかしそれでは佃戸の側は、何故に田主でもない（争圩の場合は田主の事前の了解承認すらない）圩頭に、頂首を支払ったりしたのか。それは本来的に租佃関係という局面を含め、圩頭開墾という仕組みの側からは終に説明しえぬことである。視点を転ずると右の民国志、工費精算の手法は次の事をも我々に告げている。即ち成田後、田地は言わば事前に頂首を支払った佃戸付で田主に移管され、しかも佃戸がかつて対圩頭で支払った頂首をめぐる金銭関係はそのまま対田主に引き継がれる（それでなければ計算が合わない）。頂首は言わば土地に投納され、頂首を投納したものは、該地佃戸としての資格を獲得する。そして成程、こうした慣行が社会の中に安定してあれば、佃戸の側に、成田存在前、承佃の「予約」の心づもりで頂首を、とりあえずは圩頭に投じておく動機が生まれうる。しかしこのことは同時に、次の様なことをも意味しよう。まず論理的に先にあるのは、主佃間における召承佃と頂首投納との間の強い慣行的な結びつきの側である。圩頭は、開墾期間の経過する間、その社会的慣行を利用する形で頂首徴収（及び開墾資金としてのその一時的運用）をなしうるにすぎず、その逆ではない。かくして圩頭から始めても、頂首出現の経緯という問題になれば、結局もう一つの普通の文脈、田主が佃戸から召承佃時に頂首を取るといふ史料の中にそれを探つてゆかざるをえない。

さて田主佃戸間での頂首徴収に関する最も包括的な記述は、民国志釈例「買佃承佃」の中、ここまで幾度か引いてきた、買佃承佃過投の一人への併帰の一文をうける形で始められる。

……然惟内沙腹地、有此成例。邇後田主自賃築圩、買佃承佃過投、併帰一人（以上既引）。召佃承種、慮或欠租、每地千步收取押租銀十数兩不等、名曰頂首。主給租摺、佃立攬票（包租者有包租票）、歲租不清、頂首除抵。佃

若退種、摺還田主、掣回攬票。主家酌給開生資本（未開生者不給）、另召後佃。不許私相転退、暗増頂首。故称
 承買佃併過投者為底面田。凡底面田、与佃分租、以主佃各半為率、而議租略有差（以下の註記については後掲）。
 頂首とは、田主自賃築圩、承佃買佃過投が一人に併帰した土地上で、召佃に際し、欠租担保の目的で取られる押租銀
 である。そしてその後の処遇も他地一般の押租慣行と原則的に違⁽²⁾なく、欠租時にはその頂首で欠租分が扣抵され、
 また佃戸退佃時にも、佃田は田主に返されるべきで、佃戸間で私相授受することは許されない（勿論自明のこととし
 て、平穩な退佃時には田主から原納頂首全額が返却されることは前提とされている）。そして収租方法としては、田
 主五、佃戸五で、「佃と租を分つ」仕方がとられる。

説明の表層をたどる限り、要は右一文は、押租は欠租に備えて徴収される、という自明の理を述べるにすぎず、凡
 そ事態の特定に欠ける。しかしここまで康熙乾隆兩期の状況を見てきた我々としては、ここで次の様な問いを問うて
 みることもあながち無駄ではない。即ち、崇明史上、なぜこの時点で改めて欠租予防の為の頂首徴収が問題として浮
 び上らねばならないのか。⁽³⁾

既に見た通り、康熙乾隆志上においても佃戸は時に欠租をしかねない存在として扱われていた。そしてその処理方
 法についても慣行的に定着した方式が存在した。明文あるものに限っても、康熙志では、換佃時前佃に欠租ある時は、
 後佃は支払うべき過投の中から欠租相当分を前佃にではなく田主に支払うという慣行があり、乾隆志では、承佃主佃
 戸（更にはその又小作佃戸）の欠租は当該承佃で抵償されるとい⁽⁴⁾う規定が存在した。別言すれば、佃戸に過投なり承
 佃なり欠租を担保すべき「財産」がある（或いは、当該佃戸耕作経営がそうした社会的価値あるものとして営まれ扱
 われる）所では、改めて欠租に備えた特別な制度を作るまでもなく、それへの追求という形で問題は処理されてゆく。

そう考えれば、右の民国志の一文は論理的に次の様な順序で成り立っていることが理解される。

即ち田主自賃築圩（第一節で見た通り、圩頭開墾まで含めて考えてよかろう）により、開墾者がそのまま佃戸として現れることはもう無くなる（それゆえ買価承価を分けて承価分有を論ずる必要もなくなる）。しかも県志説明上においては、収租法として「議租」とは区別される、主佃五対五の「分租」が採用される（かくして議租法に対応する過投なる概念を分化する必要もなくなり、実はそれにより始めてそこに田主一人が従前の買価承価過投を一体として持つ「底面田」が生まれる）。ところがこのようにして一切を併帰してしまうと、佃戸欠租に對しいかにも備えがないことになる。そこで他地にもよく見る押租制度が別途改めて導入され、頂首徴収が開始されることになる。むしろ底面田では分租方式が採られたというより、事態は分租法を採ったがゆえに底面田が生まれたというに近く、そしてまさにそのこと自体が、田主自身の欠租不安を呼び起こす。この連関を考えれば、他ならぬこの時期に頂首が語り始められること、或いは康熙乾隆志買価承価制の説明の中に、頂首の語が一切現れぬことにも必然的な意味のあったことが理解される。

そしてこの様に整理すれば、出現当初、頂首は過投と如何なる関係に立っていたのか、という先の問いも実は半ば解決されている。『民商事』で過投頂首兩者をつないでいた議租地、佃田処分、いずれの属性もここでは頂首に属さないばかりか、頂首自身が明文を以ってそれを排している。対比を強調して言うならば、むしろ兩者の関係はここでは次の様になる。頂首とは、議租法を廢し、それゆえ過投銀授受を廢した主佃間で欠租不安から別途改めて採られた右掲民国志末尾の注記内に、明文で書かれていたことである。⁽⁵⁾即ち「①按ずるに頂首は承価過投と是似るが実は

同じからず。頂首は欠租の為に設く。承価の塾して圩本有るが若きに非ざる也。亦過投の給して批書有るが若きに非ざる也」(番号引用者、以下後掲)。同じ召承佃時、主佃間での金銭授受にも、法的な形式は色々有りうるのであり、かつて頂首と過投はこのような対立関係にあったことは事実として認めなければならぬ。

その視点で見返すなら、前掲『民商事』「田制」項から我々の読みとるべきは、過投頂首の概念的置換可能性といった「結論」ではなく、康熙志来存在する過投と、史料的にはせいせい光緒志にまでしか遡りえない、そして乾隆期、外沙に出現した当初かくも過投と相異なる属性を持っていた頂首とが、そこでは何故にかくも類似の法的性格を持つものとして現れ、また描かれているのか、という「問い」であったことは明らかであろう。頂首が民国期までの間で経験した変化につき、次に考えよう。

1 前者「及已成圩而田已不敷」は、業主圩頭間に事前の議定を全く欠く争圩の文脈であることを考えれば、頂首を支払った佃戸と、約束しただけの佃田を供給しえなかった圩頭との間の紛争と解されよう。後者「或与業主互争安佃」は、圩頭と業主が(恐らく成田引渡し時)佃戸をめぐり何か争いあうことは確かだが、その内容はよく分らない。

2 押租慣行一般については、とりあえず前稿第二節2項を参照。

3 そして以下に述べることは別に、もう一つ次の問題も問われうる。即ち、なぜその時期の事が光緒志ではなく、より後行する民国志で初めて正面から論じられ出すのか。次項註6参照。

4 勿論、常に自明にそうした構造が出来上ると考える必要はないが(前稿第一節1項、とりわけ註25)、田主は佃戸に欠租を追求しようということが自明の論理として受け容れられている以上、こうした慣行的な結びつきが当地に存在したこと自体には何の不思議もない。

5 そして前項で立てた想像に従えば、買佃承佃制解体後の田地上では、実際にも両様の租佃関係が並存したことになる。一つ

は、従来通り讓租法をとり過投を徴する佃地（過投地）。一つは、新たに現れた分租法下、頂首銀を徴する佃地。次項に見る変転の後、兩類型は交錯する。

6 まず原文を示せば、「①按頂首与承佃過投、似是而実不同。頂首為欠租而設。非若承佃之墊有圩本也。亦非若過投之給有批書也」。これに対し草野氏は、「批書＝合同文契の有無を以て頂首と過投とを区別するのは無理である。押金の納付額が大きくなると――例えば年租額の二倍など――主佃間で合同文契が取り交わされる習慣であったことは先に述べた」と批判し、また民国志本文「迨成圩領種、則每千步納主家銀兩許或二三兩、亦視田佃為率、載入批書、名曰過投」の後に付された「言投批已過也」なる説明に対し、「驚くべき解釈」という評言を加えられる（頁六四、五頁）。しかし第一に、まず後者の「言投批已過也」は我々の目から見てもその原義に忠実とは思えぬが（第三節1項参照）、凡そ過投授受が自生的性格を失ない、田主への投納により始まるものとして定着した以後の説明としては、そう奇異なものとも言えない。第二に、前者「批書」の有無はここでは単なる抽象的金額の問題ではない。過投授受をめぐりこの時点まで既に様々な慣行的展開があり、ここに言う批書はそのような慣行的権利の授与と保持の執憑である。それが頂首納入の場合には与えられなかったという（勿論それは同時に、この時点では頂首額と過投額に相当の開きがあったことをも想像させよう。次項に見る様に、頂首額は光緒期に高騰する）。この説明が草野氏所説に合致しないことはよく分るが、なぜこの説明ではいけないのかの理由が十分に証されているとは思えない。

3 頂首の機能転換

頂首がその後の歴史の中で如何なる変化を辿ったかについては、先に頂首と承佃過投の区別を言った民国志註記が、そのまま続けて次の様な一般的説明を与えている。

『崇明県志』に見える「承佃」「過投」「頂首」について

② 惟至光緒之季、外沙田貴、主受頂首幾倍田佃過之。③ 佃遂任意転退、私増頂首、田主無能禁止、産権旁落、佃益恣横。④ 欲杜其患、惟酌定頂首不得過田佃時值銀兩之半、而後佃承種、必先向田主換攬、不許原摺私相転授、庶頑佃不得藉詞生事矣。

変化は光緒年間に起り、それは田主徴収頂首額の高騰（「幾んど田佃を倍して之を過ぐ」、即ち召承佃に際し田佃の二分の一以上の額の頂首が授受される⁽¹⁾）という経済的事態、その結果起る佃戸の「任意転退、私増頂首」という法的変容という形で捉えられ、対策もその両面にわたって施される。我々も便宜、経済的側面と法的側面に分つて検討を加えてみよう。

佃戸が承佃時に地価の半ばを超える高額の頂首金を支払うという状況は、どのような経緯で生まれてきたのだろうか。要因は様々に考えられる。第一に、まず右文が言う様に、「外沙田貴」、外沙地帯における土地需要、佃田需給の逼迫（それにより承佃を求める佃戸間で競争が起り、その結果納入頂首額が高騰する）が挙げられる。第二に、前項で見た如き圩頭による頂首徴収により既にそれ以前から徴収頂首額の水準が全般的に上つてきていたという事情も考えられるかもしれない。しかし第三に、租佃関係の内部に発する次の様な事情も無視することは出来まい。

前稿でも見た通り、押租の支払いには、一般に納入押租額の年利分に見合う程の減租が伴なうのが通例である⁽²⁾。勿論、納入額が些少であつたり、或いは一地域全ての佃戸が同様の押租納入をしている場合等には、その減租が實際なされない、或いは明示的に意識されないということも起りえよう。しかし他面、例えば傍に押租を取らぬ租佃関係があるとか、何らかの競争関係が生まれれば、やがては明示的な区別、利益の提示が押租関係の側に求められてゆく。民国期の間接史料になるが、事実崇明でも、そうした事態は発生したと思われる。『中国経済年鑑』（一九三四）G八

七頁。

崇画制即崇明人之旧制、田主以田地租与佃戸、收取租金〔後文より頂首、押租の意と知れる〕。佃戸則自備居処、種子、肥料、農具、人工等等。当春秋兩熟之時、則照主四佃六分収。

底面制則此稍異。地与居室均由田主供給、余則自備、従事経営。於春秋兩熟之時、主佃各得其半。……頂首を支払い自立経営する租佃関係は、主四佃六分収という、前項に見た乾隆期の五対五の折半に比べより有利な租額を設定され、「崇画制」という特定の名の下、今や他ならぬ「底面制」と區別されている。

そしてこのような、押租納入と租額低減の連関が定着する時、押租慣行の一方に、その連関を意識的操作時に利用して、極端に低い租額を設定する代り、極端に高い押租をやりとりする「押重租輕」の手法が生まれうることは既に前稿で見た。ここでは押租額の多寡は、欠租担保の目的を離れ、徴収押租の運用利益と年々の収租の利益を勘案し、主佃間の交渉により如何様にも設定される。そして次の史料は、当時問題を起した崇明崇画制の特性を我々に教える。『民商事』二八三頁、海門崇明兩県習慣「海門崇明之崇画田」。

海門県崇画田、頂首輕而取租重。故佃戸如有抗租及延欠等情、得由業主将地收回、另行招種、並禁佃戸私佃他人。崇明県崇画田、頂首重而取租輕。業主對於佃戸、祇有収租之權、而不能禁其私佃。

法的側面は後に見るとして、とりあえず同じ崇画田の中でも、崇明のそれは隣接する海門に比して、頂首が重かっただけではなく、そもそも取租が軽かったことは確認できよう。「取租輕」の側の背後には、「外沙田貴」といった外在的要因より、むしろ主佃間で納得づくでなされてきた「押重租輕」を見る方が分り易く、言わば次第に広まってきたそうした風潮の中、光緒期の「外沙田貴」が加わり、一部佃地の頂首額は一挙に地価の半ばを超過する。これが一応

の経済的顛末と考え得よう。

しかしさて、それではそうした頂首額上昇と、佃戸が「任意転退、私増頂首」し、田主はそれを禁制することができない、ということの間にはどのような連関があるのだろうか。前掲民国志及び右記『民商事』を併せれば、起つていた事態は次の様にまとめられる。佃戸は任意に「原摺」(恐らく承佃時頂首納入に対して田主が出す何らかの憑拠)を他人に譲渡しそれで佃戸耕作を引き継いでゆく(田主に対しては事後的に通知だけする)。その際、前後佃間では原納頂首額以上の金銭が授受される(「私増頂首」⁴)。そうした佃戸に「抗租及延欠等情」が有っても、田主は佃地を回収して別の佃戸に耕作させることは当然には出来ず、もししようとすれば、頑佃は「詞に藉りて事を生む」(詳細は不明だが、例示的に想像すれば、田主奪佃に対して、原納頂首額以上の金銭的要求をし、それが支払われぬ限り退佃しないと居すわる)。問題は、「原摺」或いは佃戸が高額の頂首を支払って該地を承佃したという事実が、当該佃戸耕作固有の正当性根拠と意味づけられる所から始まっている。

まず高額の頂首納入それ自身が、論理必然的にこうした意味を持つとはさすがに考えにくい。頂首額の上昇は、納租額の低減という形で既に経済的に処理されているのであり、「頂首輕而取租重」から「頂首重而取租輕」まではその意味で程度の差を持ちつつ経済的には連続した事態として起りうる。逆に言えば田主はそうした心づもりで徴収頂首額を上昇させてきたにすぎず、そしてそれが引起した意外な展開にとまどっている。

しかし他面、民国志の記述が、事態説明及び対策設定において不思議な程に田佃の二分の一(「田佃時值銀兩之半」)という数値にこだわる事実は、我々に次の想像を呼び起こす。即ち歴史を遡って考えても、崇明では土地に関する権利が「地佃」の分有という形で意識される傾向がとりわけ強く見られる。そもそも新漲沙地の恩撥をうけた里排業主

の持つ権利自体が、「買価」と呼ばれ、開墾者佃戸は「承価」を分与され、そうした「地価」を持ちあう者同士が、該地の秋租を分けあう。「独崇明之産、一産兩租、則以産分二佃之故」(乾隆志「買価承価説」)。そして考えてみれば頂首もそうした意味で一種の「地価」に他ならない。田主による土地買得と、佃戸によるその田主への頂首納入がほぼ同時に行なわれた場合のことを考えれば典型的な様に、佃戸は頂首分の地価を持ち、田主は土地代価と佃戸頂首の差額分の地価を持つ。徴取頂首額を上げてゆけば、地価の分有比率も変化し、頂首が田価、土地代価の半を越えれば、それこそ佃戸の方が多くの「地価」を持つことになる。押租は単なる欠租予防の敷金にすぎぬと原則論を述べたり、或いは権利の性格が違ふと主張し、或いは田主固有に随伴する諸要素(例えば税糧負担)を持ち出し抗弁することは勿論可能だが、田主佃戸と言つても所詮、方法、条件こそ違えいずれも田地に資金を投じて経営収益をしている人間であることに変わりはない、という反論もまた可能である。⁽⁵⁾ 同格とあらば、現状においてより多くの「地価」を持つ者が、その土地処分インシアティブを持つのは、言わば事理の当然である。かくしてその中、該地処分の主導権はいつの間にか佃戸の手に落ちる(「産權傍落」)。

勿論、右の論理は、おそらく当時においても成り立ちうる理屈の一つにすぎなかつたであらう。しかしだからと言って田主が無碍に無視しうるものでもなかつたことは、対策の第一が頂首額をとにかく地価時価の二分の一以下にすることであったことが、逆に告げている。こうした論理を一方の極において、また頂首額の多寡に応じた様々な正当性主張をその中に含んで、崇明の頂首は、光緒期頃より次第に佃戸耕作の正当性要因として扱われ始める。⁽⁶⁾

そしてこう考える時、第一項に見た問題の『民商事』「田制」項の頂首もこうした動きの一変種として位置づけ得、また位置づけるべきことは、改めて説明する必要もない。頂首を支払つたとて、「当時立攬の性質に照せば」退佃時

には佃地を田主に返さなければならぬはずなのに、佃戸は時価で佃田を転頂し、そうした動きは「勢いとして」〔禁止すること〕「能わない」。起っていることは右事例と同じであり、また先の民国志の説明の側が、かえって全く議租地過投地への言及なしに成り立っていたことは逆に、この『民商事』『田制』項の頂首の展開においても、過投地への外形的類似ということが事態の展開にそれ程大きな意味を持っていた訳ではないことを改めて我々に教えよう。過投地に似ていたから転頂がなされるようになったのではなく、頂首は言わばそれ固有の論理により転頂への動きを作り出す（そして逆に、それがそこでは偶々過投地同様の「業戸議租地」の承租をめぐって現れ、また説明されているという側は、議租法も佃戸に有利な収租方法の一種にすぎぬ以上、「押重租輕」の回路を用いて頂首の側からその出現を説明しうる⁽⁷⁾）。即ち、『民商事』『田制』項で、頂首を支払った議租地で転頂されるものと、過投地とが、ほとんど重ね合せる様な形で描かれていることは、結局一つの「結果」、しかも一方は康熙志以前に淵源し、他方は乾隆以來新漲外沙の開墾過程に発し光緒期に顕在化する元より別々の展開が、偶々そこで切り結んだ交点にすぎないのである。そしてそれが余りに類似していることは実は何ら案ずるには及ばない。田面形成の端緒は様々だが、それが田面に近づけば近づく程、皆同じ様な動きを見せるものなのだから。

1 なお草野氏は、この文章を、「押金額が田価（つまりは地主の持分の価格）と等しいか或いはこれを超えるほどに高騰した」と解され、また④の「酌定頂首不得過田価時値銀兩之半」を、「頂首を田価の半ば以下にする（主価の価格持分比を二対一以下に抑える）」と解される（七七七頁）。即ち前者では佃戸持分は全体の二分の一、後者では三分の一になると解す。しかし、まず「田価」（田面田底関係でない以上、やはり單純に土地売買價格總額と解するのが普通である）を敢えて「地主の持分の価格」と限定する理由を文中に見出せず、また前者の文章から押金と田価が「等しい」という訳を導く為にも説明が要らう。

事態の素直な理解としても、④はそのまま単純に頂首額を田佃時佃の半額以下にする（主佃持分比で言えば、それを一對一以下に抑える）、それとの対比で②「幾倍田佃而過之」は頂首額が田佃の「半額」以上になっていると解するのが自然であろう。そして不思議に辞書類にその釈を見ないが、「倍」字を「半分」「二分の一」の意で用いる例はないこともないのである。『故唐律疏議』名例「二罪從重」条、「……若罪法不等者、即以重贓併滿輕贓、各倍論」、同所註「倍、謂二尺為一尺」、同所疏議「……以上五處贓罪、各合從三年、累於受所監臨、總一百疋、仍倍為五十疋、合流三千里之類」。また「倍」字をそのまま「分」の意と解しうれば、第四節1項註2言及の「釈怨結姻」説話「十倍之一」も妥当な解釈を得る。語義のことゆえ断定は力に余るが、とりあえず提示して博雅の御教示を待つ。

2 以下「押重租輕」に至る部分についても、前稿第二節2項を併照されたい。

3 なお念の為に言いさえれば、この史料は直接に民国期崇明租佃慣行を対象とするものではなく、江蘇淮南沿岸の塩墾、墾殖を直接に崇明県の歴史、或いは崇明県の現状と解することは難しい。ただ「崇明人之旧制」と彼が呼ぶものの実体は明らかであり、その租額、「崇画制」という名称を、前項に見た乾隆期に関する説明と対比することは可能であろう。

4 こうした佃田移管に際し原納押租以上の金額が後佃から前佃に支払われ紛争に至る経緯については、前稿第三節3項、とりわけ一―二頁以下を参照。

5 両者が見方次第では一地上で営まれる二種の生業として並列視されてしまう背景、伝統中国土地法通有の発想方法については、前稿第一節参照。

6 租佃関係内部での頂首の位置づけ、という頂首にとってより本来的な説明が、民国志になってやっと現れるという事情も、こうした問題化の時期と深く関係しよう。光緒志編纂時には、頂首をめぐる社会問題は、専ら圩頭が開墾前に佃戸から多額の頂首を取りそれが成田移管時の紛争の種になっている、という文脈で注目され、それゆえ対策も圩頭争圩の禁庄の一項として

論じられる(そしてそこでも徴収頂首の低額化が話題となるが、対比は圩頭の取る「毎千歩二三十千」に対して、業戸召佃は単にその減額、「不過十千」という形でなされるに止まる)。それに対し民国志編纂時には、田主佃戸關係内部で、頂首を支払った佃戸が、恰も承佃主過投主の如き正当性主張を始めている事態が問題視され、それゆえ改めて頂首徴収の沿革(「為欠租而設」)、その承佃過投との区別が再確認されるべき事項として浮び上る(また基本的には光緒志を継ぐ論弊「争圩」の文脈でも、それゆえこそ対策部分においては「召佃由粮戸自主、頂首不得過田佃時值之半」と、田佃半額以下の基準が示される)。

7 ただ、この「押重租輕」を介しての議租地と頂首との接近に関しては、現実的ルートとしては更に二つのケースが考えられる。一つは、普通の主佃が交渉し、その「押重」に見合う「租輕」の手法として、偶々、改めて議租法という収租法がその地で採用される。一つは、それまで議租法の採られてきた土地(当然それまでは過投権者が耕作し、それゆえ同時に過投地であり、通例「又名面地」であった。その過投権を業主が何らかの事情で「收回」した)を、従来の過投権を持たぬ佃戸に改めて承佃させる時、その「租輕」に見合った「押重」として高額頂首が請求される。或いはそこまでゆかずとも、まず議租法を採りたいという志向が最初にあり、それに見合った「押重」がはかられる。同様あつてかまわぬが、我々の想像は大きく後者に傾く。というのも第一に、「十二(頂首)即佃戸攬種業戸、議租地上応出之押租錢文」という文章の与える印象は、改めての設定というより、(奇妙と言えば奇妙なことなのだが)恰も所与のこととして議租法が採られることになっている土地が有り、業主が今それを持っている、というに近い。そして第二に、『民商事』同項は議租地の説明の隣りに次の様な不思議な一条を設けている。「二(預租地)、按佃戸承種業地、応出頂首錢文、倘佃戸無力出此頂首、而業主情願交彼承種、則佃戸須將頂首錢上応有之息金、歷年於開種大熟前、預先付還業主、謂之預租」。即ち頂首を出すべき土地(文中頂首の定義に従えば、即議租地)を承佃したいが、その頂首を出す資力は無い(本文中では有力佃戸側のみ着目した議論をしたが、当然他方にはこうした佃戸がいて不思議はなく、また相当数いたと考えねばならない)。しかし業主も彼に承佃させたいと思っっている。そうした

場合には、頂首の代りに、年々その頂首の生むはずの利子分だけを、毎年開種大熟前に（当然通常の租とは別途に）支払わせ承佃させるという便法がある。常識的に考える限り、それ程、彼に耕種させたいのなら、議租法をやめ、ゼロベースで租佃案件自体を議定しなおせばよいように思える。しかし奇妙なことに、ここでは議租法を探る、という方が硬直的に考えられ、問題は頂首利子分の別納という特異な手法で解決される（一つの標準租額の如きものが設定され、個別的差異は押租の多寡で調節され、そして押租を支払えぬ佃戸に対しては別途「加租」が求められる類例としては、湖南については、重田徳『清代社会経済史研究』七四頁所引、乾隆『湖南通志』卷四九「風俗」佃耕条がある）。議租法への固着、或いは少なくとも議租法を何らかの標準と見なしそれへ近づいてゆこうとする力の存在を考えない訳にはゆかない。

おわりに

さて以上、我々は、『崇明県志』四志を主たる素材に、承佃過投頂首三者に焦点をあてつつ、清初から民国初年にかけての崇明租佃慣行の展開推移を概観し、また併せてその前史につき簡単な仮説提示を試みた。最後に、当面問題の清初以降の展開につき論旨を改めて要約し、はじめに留保した、そもそも崇明県における田面田底慣行の形成とはどのような形で語られるべきか、というもう一つの問題に解決を与えておくことにしよう。

崇明島周辺に続々漲出する沙地は、およそ乾隆期までは主に佃戸により開墾され、そしてそれが崇明佃戸に特殊な地位を与える最大の要因をなしてきた。そして清初期、佃戸開墾をめぐる主佃関係の当座の処理は、既に開墾難易開墾工本の多寡に応じた承佃、即ち秋租得分権の分割分与という優れて制度的な構成の下なされていたが、ではその後、そうした開墾佃戸、承佃主が、或いは又小作、或いはその地位の譲渡処分を申し出た時、如何に処理したものか、そ

の持つ権利の界限は必ずしも一定せず、康熙から乾隆にかけ、事態は順次佃權処分の原則的容認の方向に傾いていった。また他方、その営む租佃關係をめぐり、議租法なる特定の収租方法が採られていたことは、もう一つの展開をそこに生み出した。議租法下の佃戸耕作は、或いは肥培、或いは小作相場の變動を通じ、それ自身が次第に一定の経済的価値を持ち出す。まず換佃時、佃田移管に際し、その価値が立退料、過投の形で、新佃から旧佃に補償される、という事態が起り、ついでその慣行化、全般化の中、成圩時、最初の佃作開始、議租法設定に当り、田主がそれを佃戸から徴するという慣行も定着する。

しかしそうした制度的精緻化の一方で、業主層による沙地管理能力の限界の外側で、勢豪棍徒層の沙地支配が順次進行し、やがてはそれが前者を圧倒する。乾隆以降新漲外沙の開墾は、今や領域的な沙地管理支配者として現れた勢豪層、圩頭の手により行なわれることになり、業主はその開墾後、開墾工本を支払い圩頭から成田を回収する道を余儀なくされ、ここに業主による個別沙地管理と佃戸によるその開墾に基盤をおく買値承佃制はその基礎から解体する。そしてまた同時に一般的に起る議租法から分租法への轉換は、召承佃時主佃間での過投授受の基盤をも奪い、過投慣行もその比重をここに大きく減ずることになる。

しかし勿論それで全ての動きが停止した訳ではない。まず新開墾制度後もなお一部で採られた議租法を通じ過投慣行は生き残り、民国期慣行調査史料中に、自明に処分權を認められた過投地、佃戸面地というより成熟した姿をもつて現れる。そしてなにより、新開墾体制、分租法下、それまで承佃過投が担ってきた欠租担保機能を代行させるべく新たに導入された頂首、押租慣行自体が次の新たな動きを作り出す。即ち当初は単なる納租保証金にすぎぬ頂首も、光緒民国期に至る中、諸々の原因で次第に高額化し、ついで承佃時高額の頂首を支払ったということ自体が、当該佃

戸により特殊な権利根拠として援用主張されてゆく。かくして民国期の慣行調査によれば、頂首を支払い承佃した佃戸は、田主当初の思惑を越え、随意に、しかも時価を以って佃田処分を行ない、田主もそれを禁圧し難い状況が存在したと言う。

そしてこのように崇明租佃慣行の展開全体を整理する時、ここまでふれてきた個々の論点とは一つ次元を異にしてある、崇明県界における田面田底慣行成立期は何時か、或いはそもそもその形成、存立は、如何なる仕方であり得、また語るべきか、というより大きな問題も、自ずから次の如き解答を持つことになる。事態は、先行する草野藤井両氏所説の批判という形で述べた方が分り易い。

まず草野氏が主張される、崇明県では佃戸開墾を原因とする租佃慣行上の変動は或る時期で終り、民国初期主佃間で争点になっている問題は、むしろ後にそれと代って現れた押租関係に原因するものである、という大筋の歴史認識に対しては、我々も全くそれに賛同する。民国期崇明租佃関係を規定していたのは、買佃承佃制ではないし、またその後裔ですらない。しかし第一に、前稿に引き続き本稿においてもなお、佃戸開墾に基づく場合のみを、しかもまたその全てを、田面慣行とする理由が我々には見つからない。この実質について見る限り、民国期頂首佃戸の地位が乾隆期承佃主佃戸の地位に決定的に劣るものとは言いがたい。後者を田面主と呼ぶなら、前者も田面主と呼ぶ方が、この理解に便であろう。そして第二に、田面という語を離れ、「工本制」と「押金制」というレベルで考えても、この二つだけで崇明史の議論が尽せる訳ではない。草野氏の史料操作上の努力にも拘らず、過投は頂首と通底するものとは認め難く、しかもそれは買佃承佃制と相互排他的な関係に立つものでもない。過投なる構成は、結局、工本、押金いずれにも完全には還元し難く、しかも両者と或いは重畳或いは並列しつつ社会の中に現れる。明末清初期、工本

制Ⅱ田面制から押金制への転換という氏のテーゼの一般的妥当性の当否は別として、少なくともここ崇明の展開は、右の二重の意味でその適用や例証にはなじまない。

同様に、藤井氏の主張についても、崇明県諸史料中、田面田底、一田両主慣行と呼びうるものが最初に明示的に描かれるのは、乾隆志承佃主においてである、という結論に対しては、前述の小さな異論をさみつも、大筋我々もそれに賛同する。少なくともそれが元代からあると言えば、明清民国期、各地史料上に実際に現れる田面の用語例に照して誤解は避け難い。しかし問題をそうした「初出」事例の指摘と認定ではなく、広く崇明県界における田面田底慣行の形成存立の構造の理解という形で問うならば、我々は急いで次の諸点を付け加えなければならない。即ち第一に、まず事実の問題として、乾隆志承佃主の如き地位の新たな出現の大前提たる佃戸開墾、買佃承佃制は、既に乾隆以降新漲外沙上で早くも解体を始めており、また既存の承佃主佃戸も超長期的には消滅に向ったと解される（それゆえ、もし乾隆志承佃主にのみ着目して、崇明における一田両主慣行の「成立」を言うのだとしたら、当然今度は右の事実にも照して「衰退」も説かねばなるまい）。しかし第二に、改めて言うまでもなく、その後、承佃とは全く別系統の所から新たに頂首をめぐる田面形成の動きが起り、それが光緒民国期崇明租佃関係の中心的争点となる。そして第三に、藤井氏が投生銀と等置された過投も、買佃承佃とは別のものとして既に清初に有り、それも転折を経つつ民国期、まさに佃戸面地として現れる。承佃をめぐる展開、そしてそれゆえ乾隆志における承佃「処分権」成立というところも、結局はこれら各々独立の展開原理を持つ三つの展開の一つが偶々最初にその時点で一つの線を越えたというにすぎず、それで崇明に田面田底、一田両主慣行一般という一つのものが成立した訳でも、いわんや以後形成問題が改めて起こることが無くなったという訳でもない。

結局崇明県界で実際に生起していたことは、狭く租佃関係内部に限っても、当面沙地開墾を佃戸に依拠して進める他ないという事実、議租法下佃戸耕作が自生的に価値を持ってしまふという事実を、どう租佃関係の中に取り込み、かつ自己に有利に運ぶか、主佃が鎬を削り、またそれが一段落ついても今度は頂首をめぐりまた別種の紛争が持ち上るといふ、一種果てしない過程であり、それ以上でも、またそれ以下でもないものである。それゆゑそこでは、田面田底慣行の形成存立問題を承佃過投頂首の三構成どれか一つに解消し尽してしまうことが出来ぬと同様、反対に承佃過投頂首をめぐりそれぞれなされる佃戸の権利主張を離れて田面田底慣行一般といったものを語る地帯が別個に有る訳でもない。あえてそこで田面田底慣行の形成について語るなら、崇明では或いは同時進行的、或いは継起的に、三種三度の田面形成過程が存在した、或いは三者の総計として、崇明田面田底慣行は形成され存続したと言うより他にないのである。

そして前稿以来の考察を踏まえれば、検討の帰結がこのような形をとること自体には何の不思議もない。田面田底慣行と言っても、分解してしまえば、そこにあるのは、佃戸耕作者がその営む経営をめぐりなす固有の正当性主張と、その安定的受容の構造にすぎないのである。そして佃戸正当性主張とあれば、凡そ該佃田に立ち去り難い利益を感じ、またその利益に相応の因縁を持つ佃戸誰もが、奪佃換佃に際し、或いは田主本人、或いは代って佃田に訪れる次佃に対し、一度は試みるものである。当否成否、説得力の有無を問わざれば、援用される事実が、単なる長年の耕作継続の事実から、開墾肥培、承佃時前佃或いは田主への金銭投納まで多岐にわたるのはむしろ当然である。援用事実の性格、要求の質と量、そして何より個別的力関係により、或るものは自明に受容され、或るものは一笑に付され、そして或るものは、深刻な紛争を呼び起し、やがてはそれぞれにつき当該地域社会ごとに暫定的な了解が形成される。田

面田底慣行とは、結局は、このような全事態の頂点に現れる一事象にすぎない。勿論、極の極まで進めば、田面権は業主権同様、田面なる対象的一物の所有売買の表象でとらえられ、正当性をめぐる問題は全てその取得の来歴の当否に集約される（そしてそこでは開墾以下の個別援用事実が逆に、そうした田面なるものの「取得原因」として列挙されることになる）。しかし逆に言うならば、そこに至るまでは（そして形成期というものは常にそこに至る前の状況である）、常に事態は個別援用事実の影を負う。そうした構造を考えるなら、次々と様々な問題が持ち出され、そのそれぞれをめぐり果しなく流動的な状態が継起することの方が、むしろ歴史の常態なのである。そして本稿でその一例を示した、援用事実自体の存否（沙地、常に佃戸により開墾された訳ではなく、またその体制を自明に維持しえた訳でもない）、変動（議租法下佃戸耕作は自生的に価値化する。頂首額は押重租輕の單純な經濟關係と、外沙田貴の外的事情より光緒期高騰する）から始まり、その状況の利用（過投をめぐる前佃次佃そして田主の動き。第四節でみた投生銀徴収、承価額縮限の動き）と暫定的な制度化（例えば、清初買佃承佃制）を介し、なおもその上で起るその法的意味づけ、権限画定をめぐる紛争（承佃「処分権」へと及ぶ事態の重層的進行は、何も崇明だけで起ったことではないだろう。むしろ史料上断片的に現れる全ての慣行記述の背後にそれは予想され、そうした具体的世界中、具体的事実をめぐりなされる個々人の営為の中、田面田底慣行は順次各地地域社会で形成され、そしてそうした営為の束が、我々の前に、大きな歴史の流れを示すことになる。